

雲南市・飯南町事務組合
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書

(案)

令和5年3月

雲南市・飯南町事務組合

目次

第1節 計画策定の趣旨

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ 1-1
2. 計画の期間 1-3
3. 計画対象廃棄物 1-4

第2節 地域特性

1. 自然環境 2-1
2. 社会環境 2-4
3. 土地利用 2-10
4. 上位計画 2-11

第3節 ごみ処理の現状と課題

1. 清掃事業の歴史的変遷 3-1
2. ごみの排出形態と分別 3-4
3. ごみ処理の現状 3-9
4. 可燃ごみの性状 3-16
5. 資源化・中間処理・最終処分 3-17
6. ごみの資源化・最終処分のまとめ 3-22
7. ごみ処理施設の概要 3-23
8. ごみ処理に関する経費 3-27
9. ごみ処理の評価 3-28
10. ごみ処理に関する課題 3-29
11. 関係各市町の動向 3-31

第4節 ごみ処理の目標

1. 基本方針 4-1
2. 数値目標 4-2
3. 総括 4-12

第5節 ごみ処理計画

- 1. 計画の体系 5-1
- 2. ごみの排出抑制計画 5-2
- 3. 再資源化計画 5-9
- 4. ごみ処理計画 5-14

第6節 その他

- 1. ごみ減量化推進体制 6-1
- 2. 事業者の協力 6-1
- 3. 地域の諸計画への対応 6-1
- 4. 脱炭素社会への対応 6-1

第7節 施設整備計画

- 1. 次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想 7-1
- 2. 次期不燃ごみ広域処理施設整備基本構想 7-2

エネセンジャー



言葉の定義

本計画においては、以下のとおり略語を使用します。また、法律名においても略称表記とするものがあります。

- **本組合**

雲南市・飯南町事務組合

- **既定計画**

平成30年3月策定版「雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理基本計画」

- **本計画**

令和5年3月策定版「雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理基本計画」

- **いいしCC**

いいしクリーンセンター

*ただし、略語は文章のなかでのみ使用しています。各ページのタイトルや図表などでは正式名称を用いています。

- **プラザ**

リサイクルプラザ

*ただし、略語は文章のなかでのみ使用しています。各ページのタイトルや図表などでは正式名称を用いています。

- **雲南EC**

雲南エネルギーセンター

*ただし、略語は文章のなかでのみ使用しています。各ページのタイトルや図表などでは正式名称を用いています。

- **出雲EC**

出雲エネルギーセンター

*ただし、略語は文章のなかでのみ使用しています。各ページのタイトルや図表などでは正式名称を用いています。

- **いいしエリア**

いいしクリーンセンター収集エリア（雲南市吉田町・掛合町及び飯石郡飯南町）

- **エネセンエリア**

雲南エネルギーセンター収集エリア（雲南市大東町・加茂町・木次町・三刀屋町）

- **可燃ごみ基本構想**

雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想

- ・不燃ごみ基本構想

 - 雲南圏域における次期不燃ごみ広域処理施設整備基本構想

- ・総合整備構想

 - 雲南圏域一般廃棄物（ごみ）処理施設総合整備構想

- ・プラスチック資源循環促進法

 - プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

- ・廃棄物処理法

 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- ・資源有効利用促進法

 - 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

- ・食品ロス削減推進法

 - 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）

- ・容器包装リサイクル法

 - 容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

- ・家電リサイクル法

 - 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）

- ・食品リサイクル法

 - 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

- ・建設リサイクル法

 - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

- ・自動車リサイクル法

 - 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

- ・小型家電リサイクル法

 - 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）

- ・グリーン購入法

 - 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

- ・不燃ごみ等

 - 不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ

第1節 計画策定の趣旨

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

雲南市・飯南町事務組合（以下「本組合」という。）では、「平成30年3月策定版雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「既定計画」という。）」を基に、管内のごみの収集・運搬、処理・処分を適正に行うとともに循環型社会の形成に向けた諸施策を実施してきました。

このようななか、既定計画どおり令和3年度をもって雲南市吉田町・掛合町及び飯石郡飯南町（以下「いいしエリア」という。）の可燃ごみについて出雲エネルギーセンター（以下「出雲EC」という。）への委託処理が終了することから、雲南市、飯南町のすべての可燃ごみを同一施設で処理していくため、あらかじめ受入先となる雲南エネルギーセンター（以下「雲南EC」という。）及び可燃ごみ中継施設であるいいしクリーンセンター（以下「いいしCC」という。）双方の改良工事や大型塵芥車両等の導入事業を進めてきました。

また、「周辺市町と連携した将来的な可燃ごみ処理の広域化検討を、長期的展望に立ち進めていく」とした既定計画の検討着手と同じタイミングで、奥出雲町から共同検討の申し入れがあり、これを受け入れたことから、令和2年度から地方自治法に基づく奥出雲町からの事務委託により、本組合にごみ処理広域化検討のための部署を新設しました。これにより、雲南市、飯南町、奥出雲町（以下「3市町」という。）が共同して「雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想（以下「可燃ごみ基本構想」という。）」の策定を進めることとなりました。

令和4年4月策定の可燃ごみ基本構想で触れた可燃ごみ処理広域化による将来的な経済的メリットや環境保全性等を関係市町それぞれで協議した結果、令和4年7月12日、3市町の間で可燃ごみの広域処理に向けた基本合意書がなされたものです。

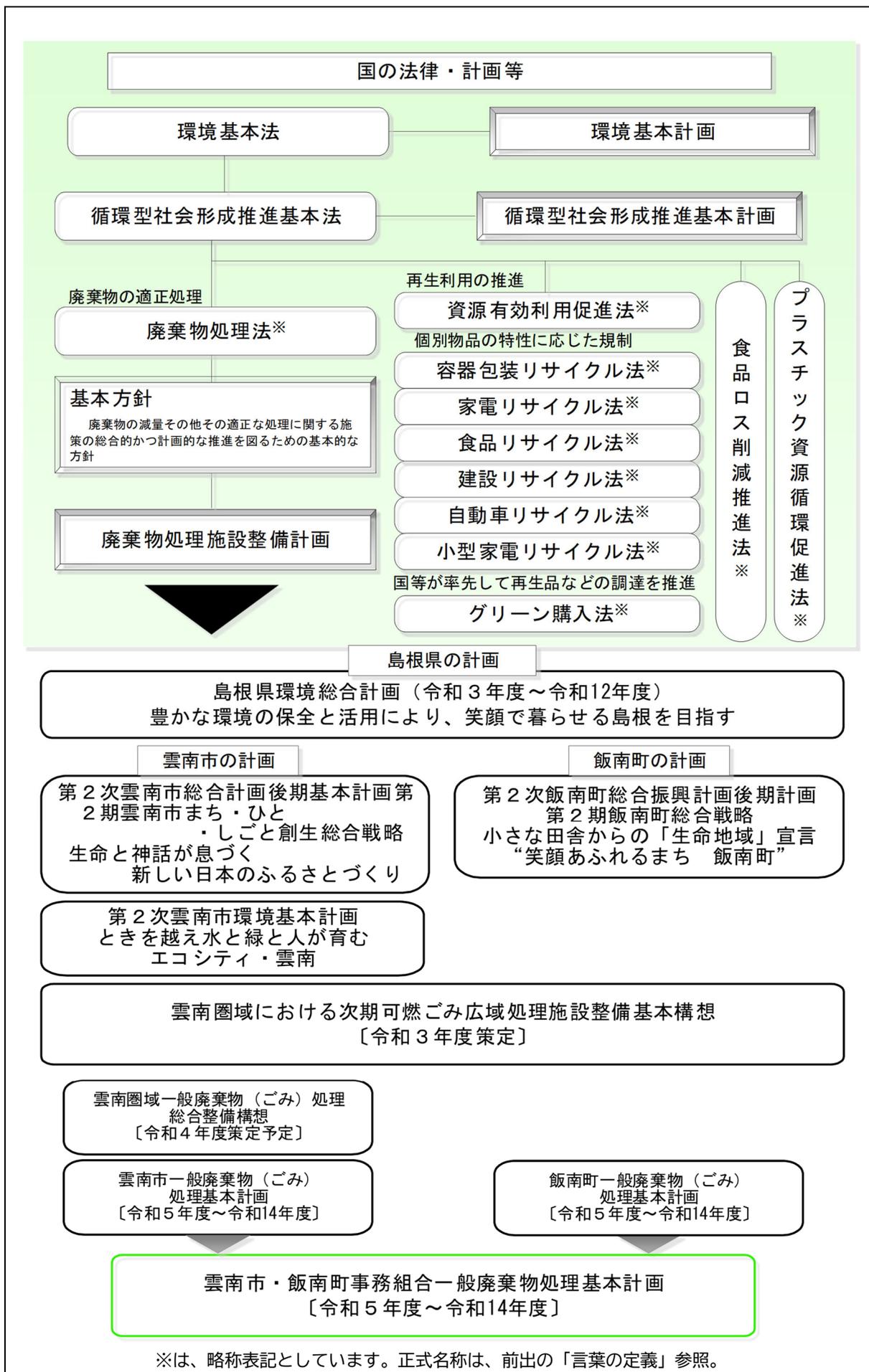
また、この可燃ごみ基本構想の策定作業を進めるなかで、3市町既存の最終処分場それぞれとも近い将来埋立容量がひっ迫すること、さらには、令和3年6月制定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」により、今後、市町村にプラスチックごみの分別回収、資源化が求められることから、資源リサイクル施設整備についても検討が必要となることが判明しました。

こうしたことから、本計画策定に並行し、令和4年度に「雲南圏域における次期不燃ごみ広域処理施設整備基本構想（以下「不燃ごみ基本構想」という。）」についてもとりまとめ、先行する「可燃ごみ基本構想」と併せて「雲南圏域一般廃棄物（ごみ）処理総合整備構想」としてごみ処理全体に係る基本的構想化を図ったものです。

以上のことから、今後のごみ処理の広域化や循環型社会のさらなる推進・形成等、様々な社会変化に対応した廃棄物の適正処理を推進するため、「令和5年3月策定版雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）」においてその基本的事項を定めるものとします。

本計画においては、廃棄物処理法第6条に基づき、既定計画におけるごみ排出量等の目標達成度合いや施策の実施状況を検証しつつ、ごみの適正処理を推進するため、発生から排出、処理、処分について今後の方針を見直すものとします。加えて、将来的に必要なごみ処理の広域化に適した施設整備のあり方について整理するものとします。

▼図表1-1 本計画の位置づけ



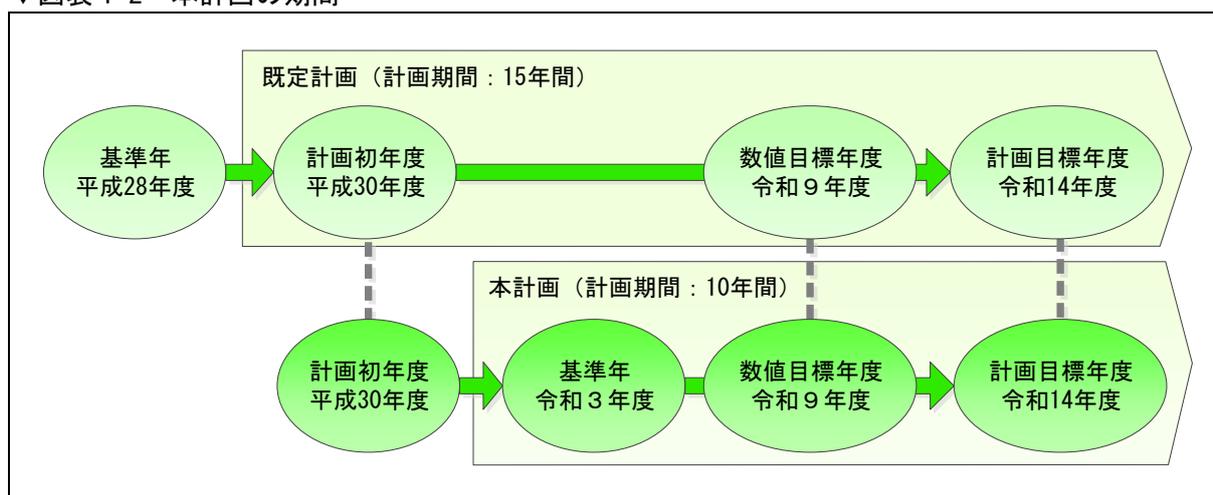
2. 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」では10～15年とされており、既定計画はこれに沿って、平成30年度から令和14年度までの15年間を設定しました。

この計画期間から5年が経過したこと、また、今後10年程度は雲南ECにおける可燃ごみ処理を継続する予定であることから、既定計画を引き継ぐ形で、計画終期を令和14年度とし、既定計画経過後の残りの10年間に係る事項を盛り込むこととします。

なお、現在3市町がともに将来的なごみ処理に係る広域処理体制の構築に向け、可燃ごみ及び不燃ごみに係る基本構想の策定を進め、これらが今後より具体化すること、また、令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法により、プラスチック製品の設計から廃棄物処理にいたるまで、あらゆる主体においてプラスチック資源の積極的な取組が求められるなど、計画の前提となる条件に大きな変動がある場合には、今後、適宜見直しを行うものとします。

▼図表 1-2 本計画の期間



計画の期間

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」によると10～15年とされている。
- ・ おおむね5年ごとに改定をするほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適正である。

計画目標年度 ⇒ 令和14年度

- ・ 計画目標年度は、計画の期間を10年間とし令和14年度とする。

基準年度 ⇒ 令和3年度

- ・ 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年の令和3年度とする。

数値目標年度 ⇒ 令和9年度

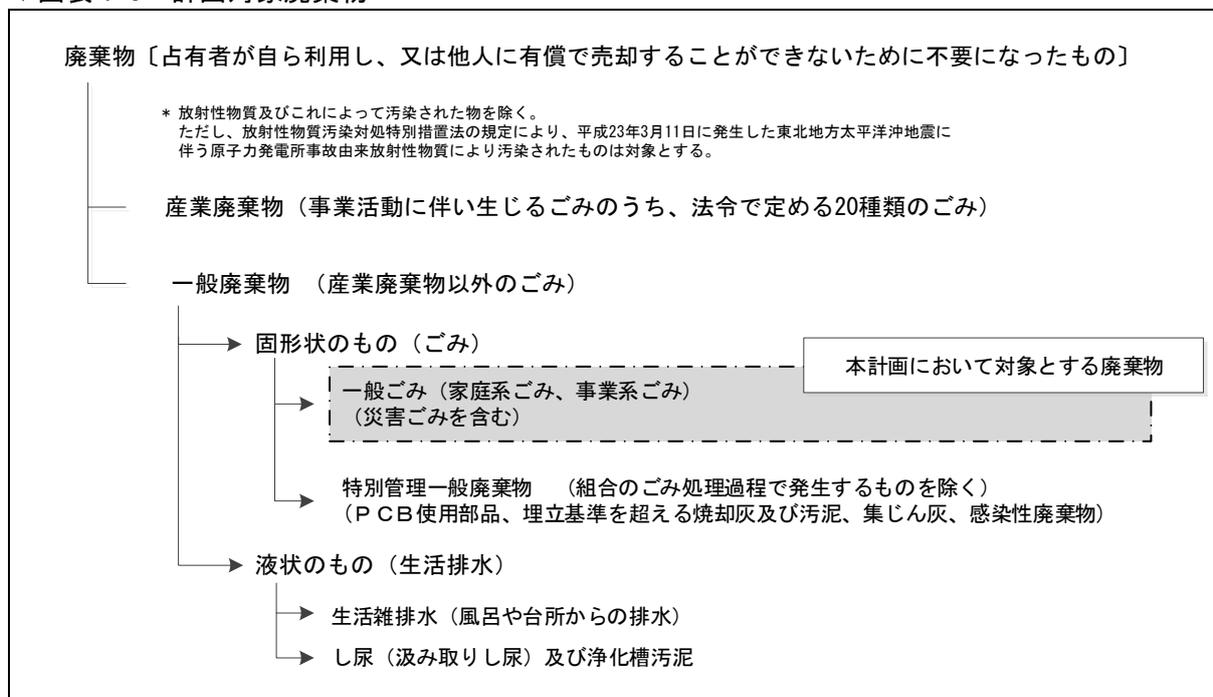
- ・ 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度を定める。今後の施設整備を鑑み、具体的な目標年度は5年後の令和9年度とする。

3. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち「一般ごみ」とします。

なお、処理、処分の困難性が高く、専門性が必要であるものについては原則として処理対象外と位置づけ、これらの扱いは図表 1-4 に示すとおりとします。

▼図表 1-3 計画対象廃棄物



▼図表 1-4 本計画において処理対象外とするごみとその扱い

区分	取 り 扱 い
P C B 使用 部 品	本組合では取り扱わない。製造メーカー等に引き渡すこととする。
集 じ ん 灰	本組合では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。 (本組合管内のごみを処理する過程で発生するものを除く)
感染性医療系廃棄物	本組合では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
家電リサイクル法 対 象 品 目	テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、販売店への引き渡し、又は指定場所への持ち込みとする。
パ ソ コ ン	製造者等の引き取りとする。
その他本組合で 指定する処理困難物 (例 示)	以下のごみは、本組合では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・コンクリートブロック、ガレキ、石膏ボード、瓦、レンガ（破片/少量、50kg 程度までは処理可能） ・アスファルト、アスベスト（石綿）、建築廃材（産業廃棄物）、土砂、石 ・コピー機（業務用）、農業用機械（大型）、金庫（大型）、ピアノ、太陽熱ヒーター、ボイラー、発電機（大型）、精米機（業務用） ・スレート、ハウス用ビニール、農業用廃プラスチック ・発煙筒（未使用）、ガスボンベ、火薬類、花火（未使用）、ペンキ缶（業務用）、消火器 ・感染性廃棄物、薬品類、農薬、廃油（家庭用食油以外） ・バッテリー・タイヤ（自動車、オートバイ）、シニアカー、電動車椅子、オートバイ、自動車部品（ホイールを除く）

第2節 地域特性

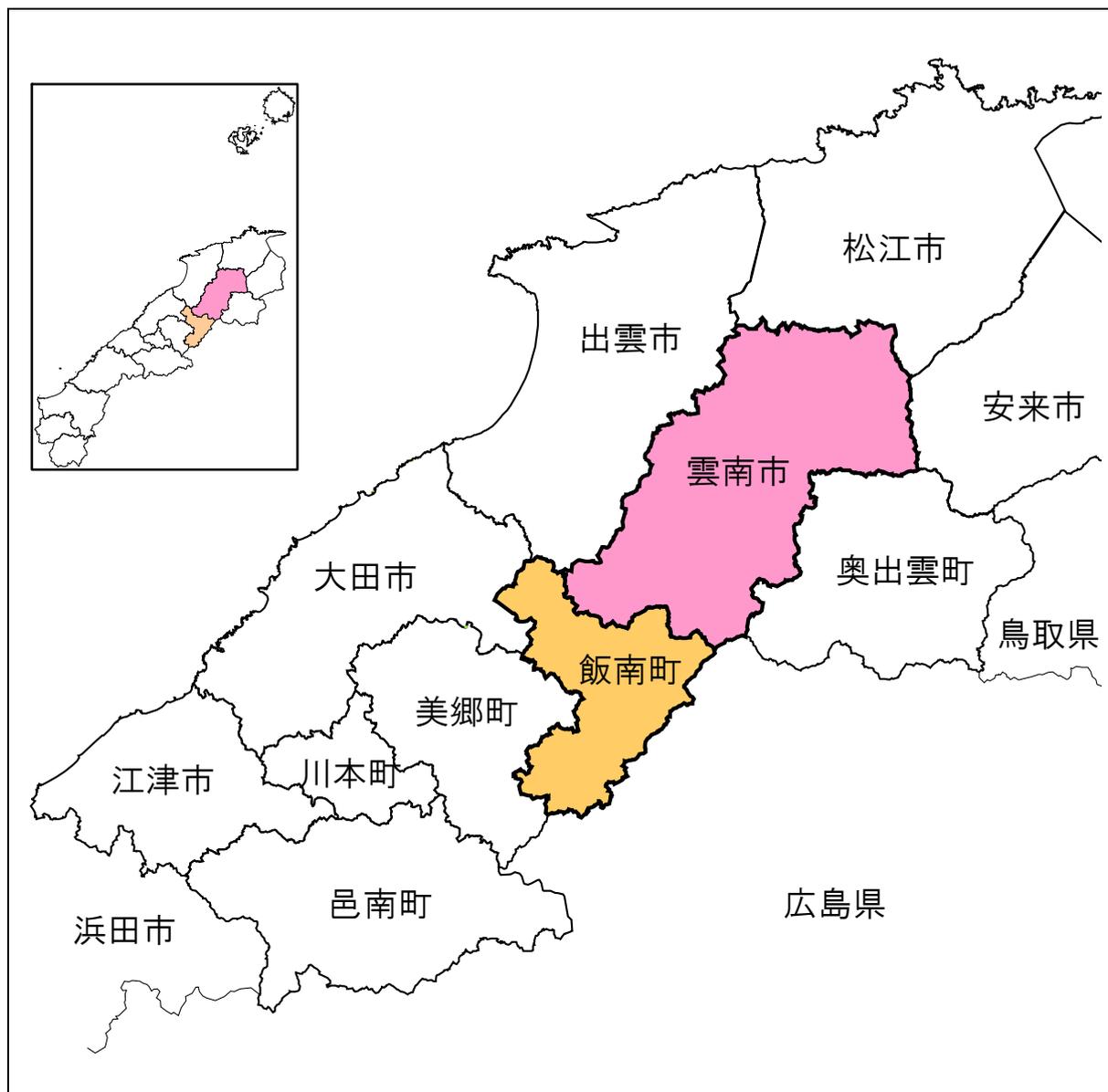
1. 自然環境

1-1 位置

本組合は、雲南市と飯南町で構成されています。雲南市は、平成16年11月に大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村及び掛合町が合併して誕生しました。一方飯南町は、平成17年1月に頓原町と赤来町が合併して誕生しました。

本組合は島根県の東部に位置し、東に安来市、奥出雲町、西に大田市、美郷町、南に広島県、北に松江市、出雲市が接しています。また、その面積は、796.06km²（令和4年1月1日現在）で、雲南市が553.18km²（69.5%）、飯南町が242.88km²（30.5%）です。

▼図表2-1 位置

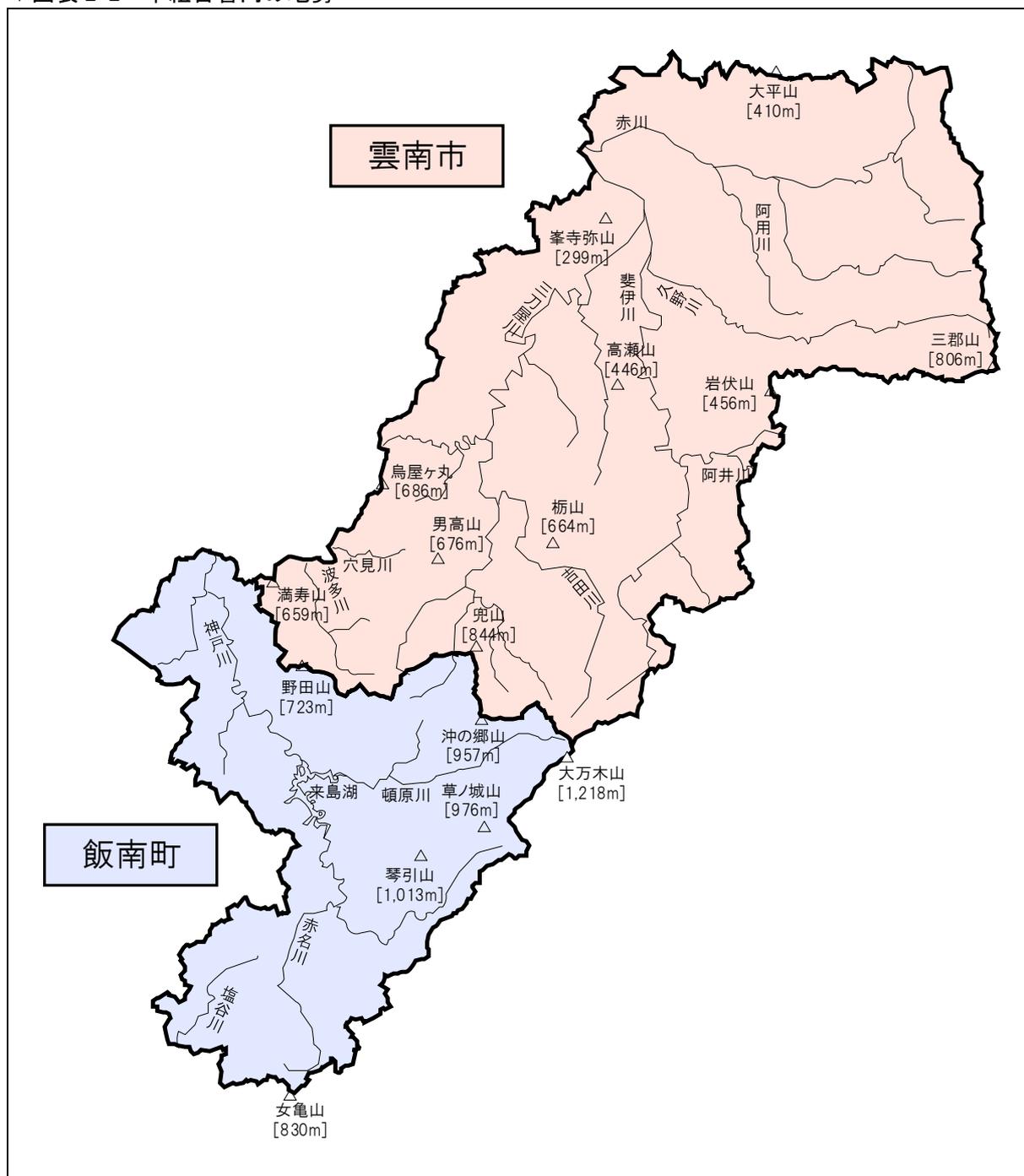


1-2 地勢

本組合の行政区域は、南は広島県境の中国山地、北は出雲平野にいたります。加えて標高は、最低部で30m程度、最高部では県境において1,200mを超え、1,000m以上の標高差となっています。

河川をみると、飯南町では大万木山、琴引山、女亀山を源とする神戸川が北へ貫流し、飯南町の南に流れる塩谷川は江の川に注いでいます。雲南市には、斐伊川本流と支流の赤川、三刀屋川、久野川、その他の支流である阿用川、吉田川などが流れているほか、穴見川や波多川があり、加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけての斐伊川、赤川、三刀屋川の合流地点を中心に平野部が広がっています。

▼図表 2-2 本組合管内の地勢



1-3 気候

本組合は、中国山地のほぼ中央に南北に長く位置していることから、南部と北部の気候に違いがみられます。

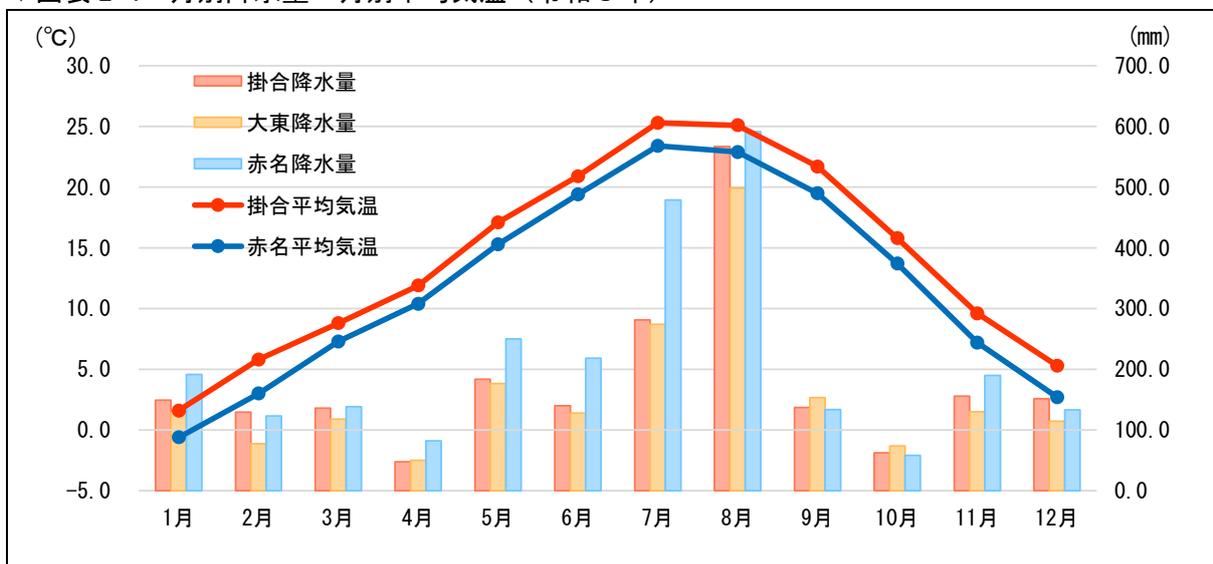
過去5年間の年平均気温は、掛合地域気象観測所で13.5～14.1℃、赤名地域気象観測所で11.5～12.2℃、最低気温は掛合地域気象観測所において-8.4～-3.6℃、赤名地域気象観測所において-12.6～-6.0℃で、気象観測点の標高が高いこともあり、南北で平均約2℃の温度差があります。年間降水量は、掛合地域気象観測所で1,543.5～2,141.5mm、大東地域気象観測所で1,380.5～1,922.5mm、赤名地域気象観測所で1,671.5～2,590.5mmです。さらに、積雪は、平成30年及び令和3年に赤名地域で年間400cmを超える大雪を記録しています。

▼図表 2-3 気象概況

町名	雲南市						飯南町				
	掛合地域 気象観測所					大東地域 気象観測所	赤名地域 気象観測所				
	気温(℃)			年間降水量 (mm)	年間降雪量 (cm)	年間降水量 (mm)	気温(℃)			年間降水量 (mm)	年間降雪量 (cm)
年月	平均	最高	最低				平均	最高	最低		
平成29年	13.5	36.9	-4.7	1888.5	0.0	1690.5	11.5	34.3	-9.8	2175.5	393.0
平成30年	13.9	37.1	-8.4	1990.5	0.0	1920.5	12.0	35.1	-12.6	2306.0	468.0
令和元年	14.1	36.0	-3.6	1543.5	0.0	1380.5	12.2	34.4	-6.0	1671.5	101.0
令和2年	14.1	36.2	-4.6	1957.0	0.0	1809.5	12.1	34.4	-6.4	2151.5	162.0
令和3年	14.1	37.2	-5.8	2141.5	0.0	1922.5	12.0	34.0	-9.8	2590.5	434.0
1月	1.6	12.1	-5.8	149.0	0.0	128.5	-0.6	8.9	-9.8	191.5	246.0
2月	5.8	21.6	-4.5	129.5	0.0	77.5	3.0	16.9	-6.2	123.0	99.0
3月	8.8	23.0	-3.4	136.0	0.0	118.0	7.3	19.6	-5.1	138.5	0.0
4月	11.9	26.2	-1.3	47.5	0.0	50.0	10.4	25.4	-3.9	82.5	0.0
5月	17.1	28.5	4.9	184.0	0.0	176.5	15.3	26.3	4.3	250.0	0.0
6月	20.9	33.0	9.6	140.0	0.0	128.0	19.4	29.4	9.4	218.5	0.0
7月	25.3	34.6	19.0	281.5	0.0	274.0	23.4	32.9	17.4	479.0	0.0
8月	25.1	37.2	19.0	567.0	0.0	498.5	22.9	34.0	16.8	591.5	0.0
9月	21.7	32.0	13.2	137.0	0.0	153.5	19.5	27.5	10.9	134.0	0.0
10月	15.8	30.1	3.9	62.5	0.0	73.5	13.7	28.3	1.9	58.5	0.0
11月	9.6	22.1	-0.2	156.0	0.0	130.0	7.2	18.4	-2.7	190.0	0.0
12月	5.3	16.0	-2.9	151.5	0.0	114.5	2.7	13.9	-5.1	133.5	89.0
5年平均	13.9	36.7	-5.4	1904.2	0.0	1744.7	12.0	34.4	-8.9	2179.0	311.6

資料：気象庁ホームページ

▼図表 2-4 月別降水量・月別平均気温（令和3年）



資料：気象庁ホームページ

2. 社会環境

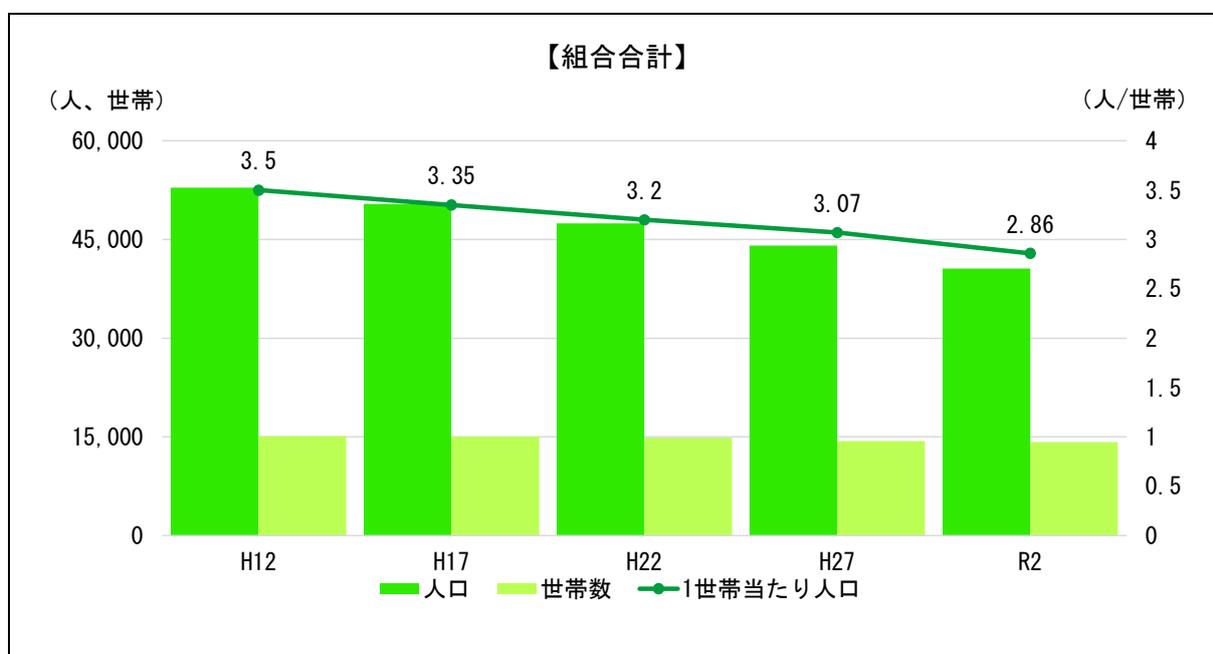
2-1 人口及び世帯数

本組合管内の人口は、令和2年10月の国勢調査で雲南市が36,007人、飯南町が4,577人となっており、人口、世帯数、一世帯当たり人員数いずれについても減少傾向が続いています。

65歳以上の高齢者人口の割合は、雲南市40.1%、飯南町46.2%となっており、いずれも島根県平均34.4%に比べて高い割合となっています。

▼図表 2-5(1) 人口及び世帯数の推移

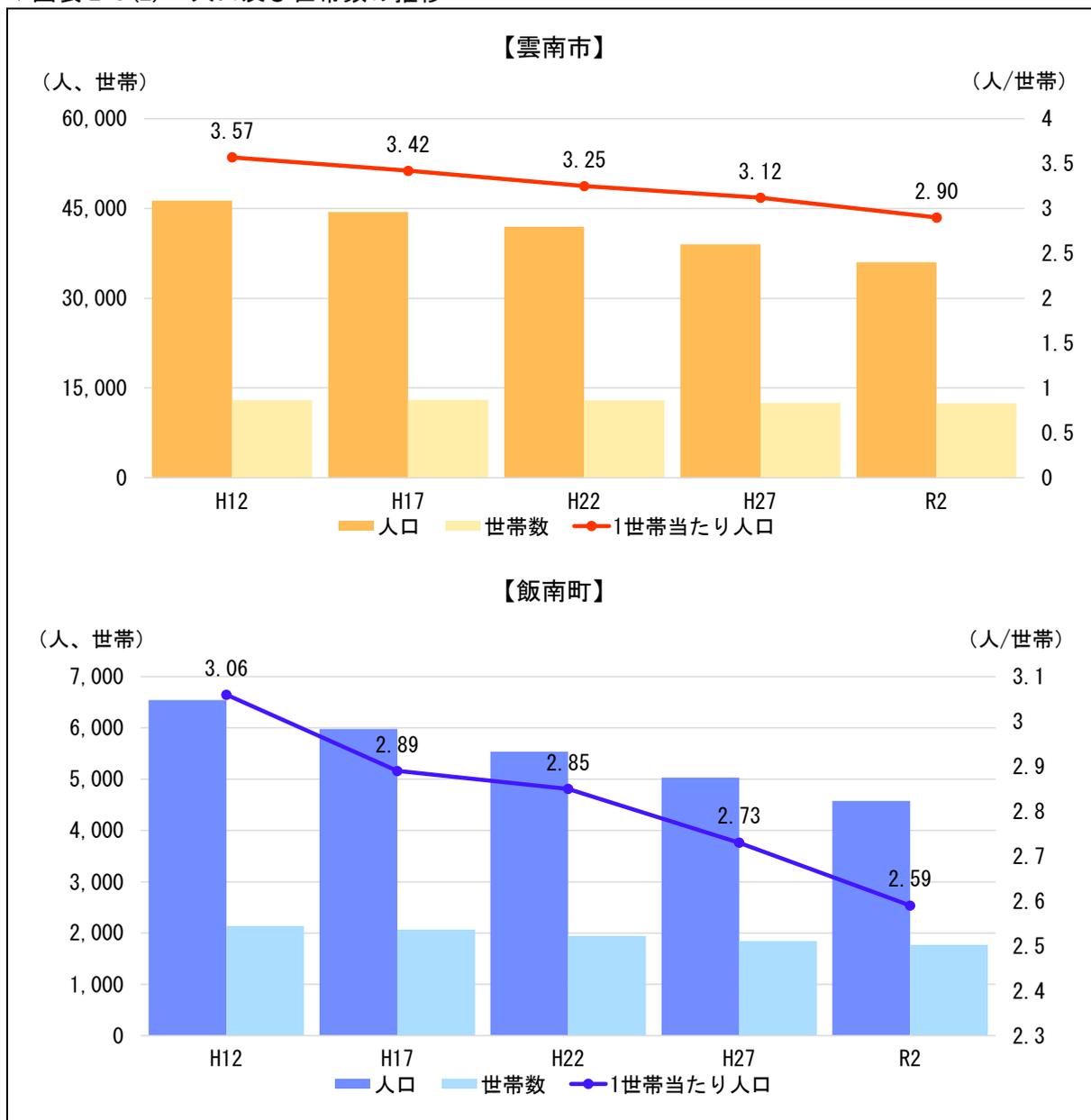
自治体	項目	単位	H12	H17	H22	H27	R2
雲南市	人口	(人)	46,323	44,403	41,917	39,032	36,007
	世帯数	(世帯)	12,960	12,990	12,905	12,527	12,432
	1世帯当たり人口	(人/世帯)	3.57	3.42	3.25	3.12	2.90
飯南町	人口	(人)	6,541	5,979	5,534	5,031	4,577
	世帯数	(世帯)	2,139	2,066	1,944	1,842	1,769
	1世帯当たり人口	(人/世帯)	3.06	2.89	2.85	2.73	2.59
合計	人口	(人)	52,864	50,382	47,451	44,063	40,584
	世帯数	(世帯)	15,099	15,056	14,849	14,369	14,201
	1世帯当たり人口	(人/世帯)	3.5	3.35	3.2	3.07	2.86



注) 各年10月1日現在。

資料：総務省統計局「令和2年国勢調査 人口等基本集計」

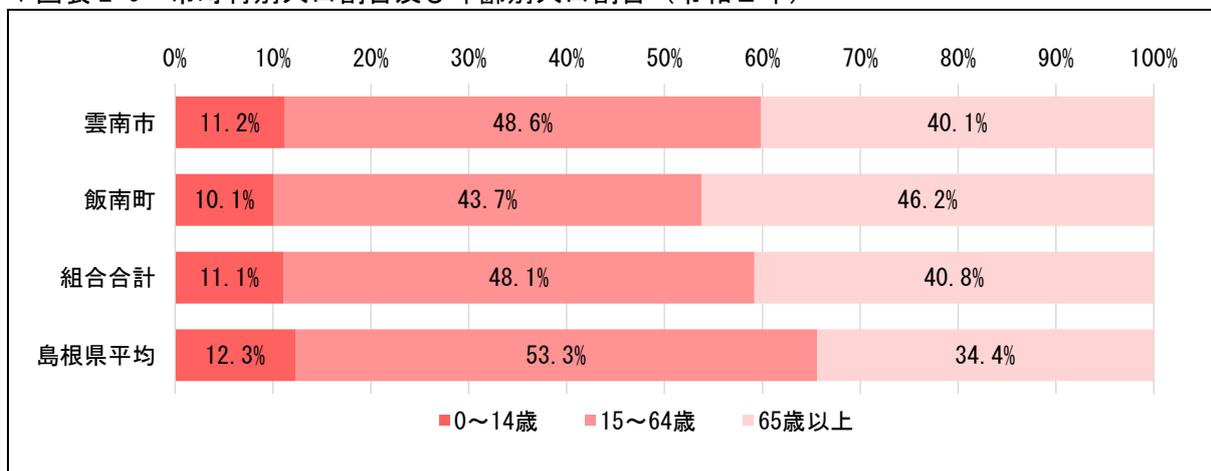
▼図表 2-5 (2) 人口及び世帯数の推移



注) 各年 10 月 1 日現在。

資料：総務省統計局「令和 2 年国勢調査 人口等基本集計」

▼図表 2-6 市町村別人口割合及び年齢別人口割合（令和 2 年）



注) 各年 10 月 1 日現在。

資料：総務省統計局「令和 2 年国勢調査 人口等基本集計」

2-2 産業

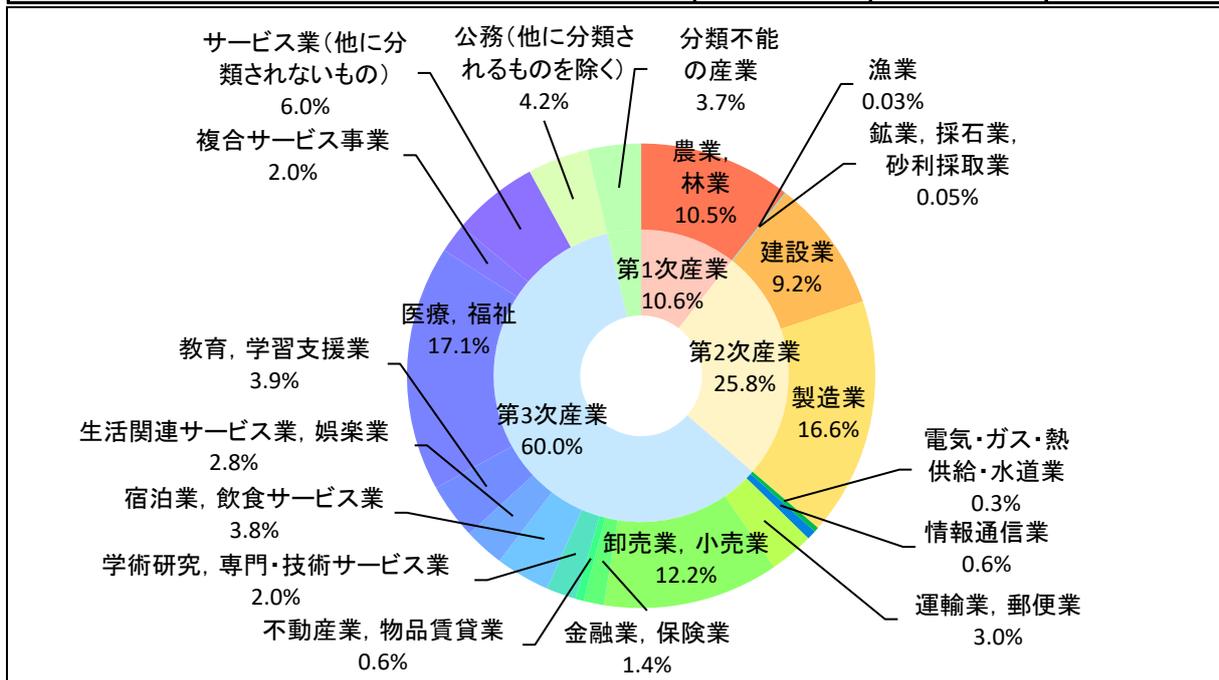
本組合管内の産業分類別就業者数の割合は、医療、福祉が17.1%と最も高く、次いで製造業、卸売業、小売業、農業、林業の順となっています。

雲南市では、製造業の就業者数が最も高く、飯南町は、農業、林業が最も高い状況です。また、両市町とも第3次産業の割合が高くなっています。

▼図表 2-7 産業大分類別就業者数とその割合（令和2年）

（単位：人）

項 目		雲南市	飯南町	合計
第1次産業	農業，林業	1,779	511	2,290
	漁業	5	1	6
第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	10	1	11
	建設業	1,799	199	1,998
	製造業	3,339	259	3,598
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	69	2	71
	情報通信業	135	6	141
	運輸業，郵便業	586	76	662
	卸売業，小売業	2,392	250	2,642
	金融業，保険業	286	17	303
	不動産業，物品賃貸業	125	5	130
	学術研究，専門・技術サービス業	374	71	445
	宿泊業，飲食サービス業	691	127	818
	生活関連サービス業，娯楽業	554	46	600
	教育，学習支援業	740	103	843
	医療，福祉	3,252	466	3,718
	複合サービス事業	376	64	440
	サービス業（他に分類されないもの）	1,198	104	1,302
	公務（他に分類されるものを除く）	789	127	916
分類不能の産業		768	31	799
合 計		19,267	2,466	21,733



資料：総務省統計局「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」

2-3 観光

本組合管内の観光地は、自然を活かしたもののやスポーツ、レクリエーションを主としたものが多くあります。近年では、令和2年1月より新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が国内で発生、流行した影響もあり、令和2年の主要観光施設利用者数は前年比で3割減となっています。

▼図表 2-8 主要観光施設利用者数

(単位：人)

	施設名	H29	H30	R元	R2	R3
雲南市	かみくの桃源郷	13,745	15,488	17,396	15,213	16,419
	海潮温泉	90,874	87,295	90,545	70,500	78,990
	おろち湯ったり館	108,358	108,212	107,405	84,570	79,674
	ふかたに温泉ふかたに荘	9,005	8,662	9,600	8,486	4,907
	出雲湯村温泉	84,128	33,148	42,042	60,641	57,675
	波多温泉満壽の湯	21,843	21,823	25,636	18,982	16,838
	古代鉄歌謡館	12,698	10,050	10,012	4,161	4,447
	陽だまりの丘	—	—	44,210	19,613	—
	海洋センター	16,504	30,692	61,597	48,273	64,872
	加茂岩倉遺跡	4,229	3,641	3,404	2,540	2,378
	斐伊川堤防	90,000	105,000	115,000	40,000	46,039
	雲南市健康の森	27,387	27,666	29,976	22,167	24,368
	明石緑が丘公園	44,577	44,658	41,670	19,444	16,768
	芦谷峡・やまめの里	5,584	5,452	5,545	5,270	5,774
	鉄の歴史博物館	6,819	4,935	4,624	2,390	2,633
	鉄の未来科学館	2,468	1,660	1,475	864	325
	山内生活伝承館	11,498	8,829	8,576	4,195	4,662
	吉田グリーンシャワーの森	2,531	2,559	1,864	1,293	1,538
	龍頭八重滝県立自然公園	78,150	76,060	76,060	30,520	6,600
	さえずりの森	978	—	—	—	—
	クラシック島根カントリークラブ	24,822	24,120	25,609	25,990	23,427
	道の駅さくらの里きすき	142,944	147,095	154,837	128,395	136,905
	さくらおろち湖周辺施設	—	—	23,778	15,027	23,502
	石照庭園	—	—	2,624	2,730	2,639
	道の駅掛合の里	65,532	62,431	61,212	48,476	34,107
	大東七夕祭り	20,000	15,000	15,000	—	—
	うんなんまめなカー市	5,660	2,900	4,674	—	1,836
	須我神社	27,150	28,950	33,600	24,550	20,600
	奥出雲葡萄園	13,795	13,978	14,847	8,379	10,211
	道の駅おろちの里	51,018	49,875	49,027	35,345	36,570
道の駅たたらば壱番地	378,227	356,304	374,698	237,781	208,460	
出雲たたら村	28,076	700	—	—	—	
雲南市 合計	1,388,600	1,297,183	1,456,543	985,795	933,164	
飯南町	東三瓶フラワーバレー	9,900	11,100	6,000	—	—
	琴引フォレストパークスキー場	24,132	28,267	19,585	17,598	25,178
	琴引ビレッジキャンプ場	1,231	1,007	2,660	1,741	2,189
	琴引ビレッジ山荘	23,445	24,005	23,442	14,384	13,289
	道の駅頓原	29,040	29,726	28,537	19,228	25,006
	赤名観光ぼたん園	12,300	12,350	9,510	100	1,500
	飯南町ふるさとの森	2,217	2,341	2,477	1,078	1,230
	道の駅赤来高原	68,104	86,025	97,134	92,141	98,253
	加田の湯	33,444	34,713	34,630	24,814	24,426
	うぐいす茶屋	29,487	30,168	31,199	33,647	36,006
	青空市ぶなの里	56,017	56,194	54,104	48,349	45,442
	大しめなわ創作館	12,614	21,439	14,236	6,878	6,315
	ラムネ銀泉	18,844	20,430	22,392	15,999	14,637
	ラムネM I L K堂	25,904	26,809	21,151	19,197	21,290
	赤来高原観光りんご園	6,241	6,373	5,171	10,136	9,708
	ぼたんの郷	33,867	33,304	31,365	31,520	30,780
飯南町 合計	386,787	424,251	403,593	336,810	355,249	
合計	1,775,387	1,721,434	1,860,136	1,322,605	1,288,413	

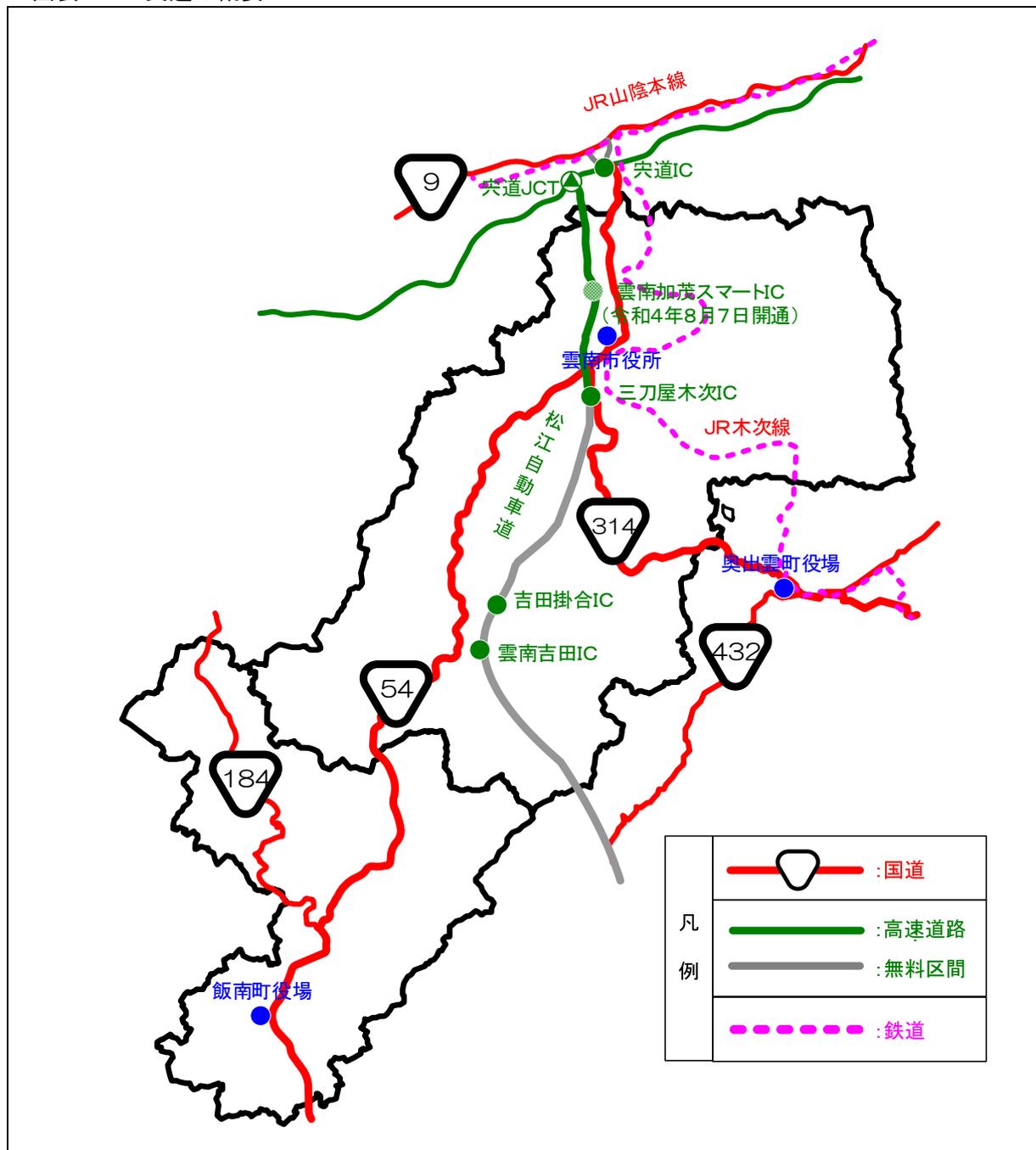
資料：島根県観光動態調査結果

2-4 交通

本組合を構成する2市町は隣り合う南北に位置し、主要な幹線道路である国道54号が縦断しています。加えて、山陰と山陽を結ぶ「中国横断自動車道尾道松江線（愛称：中国やまなみ街道）」が平成27年3月22日に全線開通し、広域交通を担っています。

中国やまなみ街道は、一部無料区間があるほか、雲南市内には県内で2番目となる「雲南加茂スマートインターチェンジ」が令和4年8月7日に開通し、隣接の神原企業団地への企業誘致や広域連携による周遊観光、災害時における代替路の確保など、今後の雲南市のまちづくりに大きく貢献することが期待されています。鉄道網は、JR西日本（西日本旅客鉄道）木次線が雲南市の東側を南北に通っており、通勤、通学等に利用されています。

▼図表 2-9 交通の概要



2-5 道路整備の状況

本組合管内の道路整備の状況は、令和2年4月1日現在、図表2-10に示すとおりです。

▼図表2-10 道路整備の状況

項目	一般国道			県道			市町村道		
	実延長(km)	改良率(%)	舗装率(%)	実延長(km)	改良率(%)	舗装率(%)	実延長(km)	改良率(%)	舗装率(%)
雲南市	57	100	100	245	74.3	98.5	1,107	61.7	86.9
飯南町	47	89.4	100	37	91.7	100	293	65.2	80.2
総数	104	94.7	100	282	83	99.25	1,400	63.45	83.55

資料：しまね統計情報データベース 道路維持課「道路等の現況調書」

2-6 水道普及率

本組合管内の水道普及状況は、令和3年3月31日現在、図表2-11に示すとおりです。

▼図表2-11 水道普及状況

行政区域内 総人口(人)	上水道		簡易水道		専用水道		合計		普及率	
	計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)	自己水源によるもの		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)		
					確認時給水 人口(人)	現在給水 人口(人)				
雲南市	36,861	36,070	34,183	—	—	0	0	36,070	34,183	92.7%
飯南町	4,682	—	—	4,474	4,205	—	—	4,474	4,205	89.8%
合計	41,543	36,070	34,183	4,474	4,205	0	0	40,544	38,388	92.4%

注) 行政区域内総人口は令和3年3月31日現在の住民基本台帳より

資料：島根県事業衛生課「令和2年度島根県の水道」

2-7 汚水処理人口普及率

本組合管内の汚水処理人口普及状況は、令和4年3月31日現在、図表2-12に示すとおりです。

▼図表2-12 汚水処理人口普及状況

行政区域内 総人口(人)	公共 下水道 (人)	農業集落 排水施設 (人)	簡易排水 処理施設 (人)	コミュニティ ・プラント (人)	浄化槽設置 整備事業 (人)	浄化槽市町村 整備推進事業 (人)	個別排水 処理施設 整備事業 (人)	その他 (人)	合計処理 人口(人)	普及率	
雲南市	36,148	13,927	9,186	23	355	803	8,130	124	32,871	90.9%	
飯南町	4,595	2,214	151	—	—	234	1,299	242	10	4,150	90.3%
合計	40,743	16,141	9,337	23	355	1,037	9,429	366	333	37,021	90.9%

注) その他：個人や民間が補助金等を受けずに設置した浄化槽。

資料：島根県下水道推進課「令和3年度末汚水処理人口普及率」

3. 土地利用

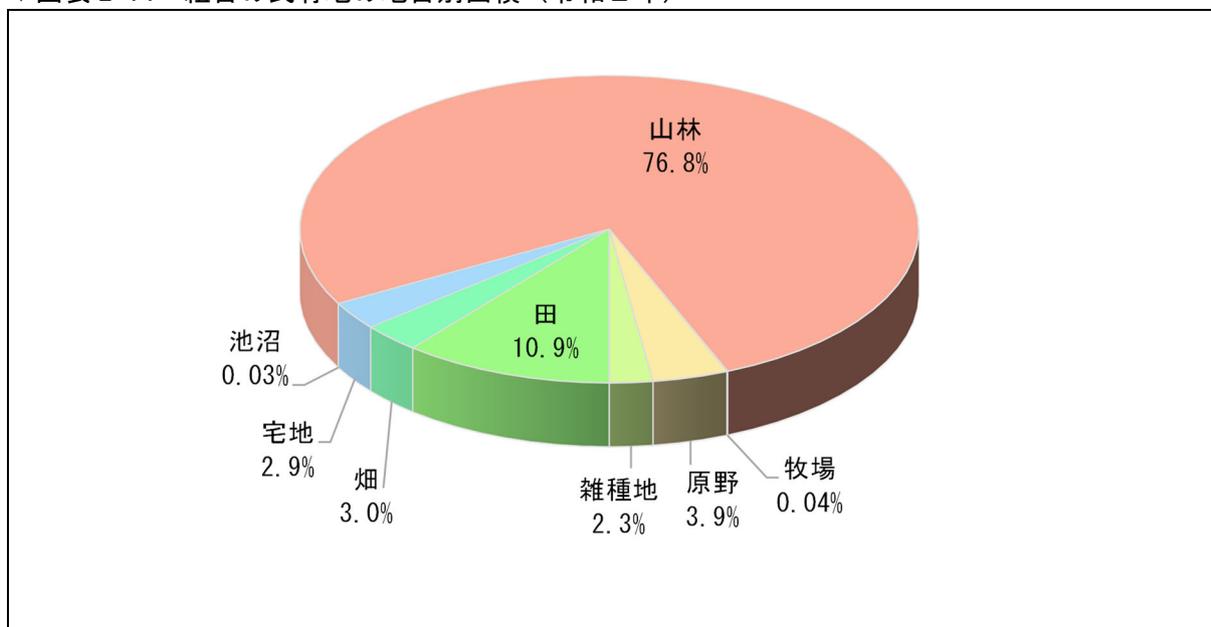
本組合管内の民有地の地目別面積は、おおむね8割を山林が占めています。市町別にも同様な傾向にあります。

▼図表 2-13 民有地の地目別面積（令和2年）（単位：10a（1,000㎡））

自治体	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	総数
雲南市	30,499	10,233	10,040	32	218,338	140	13,858	6,543	289,682
飯南町	12,053	1,625	1,408	77	80,494	0	1,509	2,234	99,401
合計	42,552	11,859	11,448	109	298,832	140	15,366	8,777	389,083

資料：県税務課「土地に関する概要調査報告書」

▼図表 2-14 組合の民有地の地目別面積（令和2年）



資料：県税務課「土地に関する概要調査報告書」

4. 上位計画

4-1 循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき平成 30 年 6 月、わが国の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、その概要は次ページの図表 2-16 に示すとおりです。

4-2 国の目標

国が定める一般廃棄物の処理に関する目標値については計画別に図表 2-15 に示すとおりです。

これによれば、まず「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年策定）」において、1 人 1 日当たりごみ排出量^{※1}を約 850 グラム、1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量^{※2}を約 440 グラム（2025 年度目標）としているほか、「廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年策定）」等において、2022 年度のリサイクル率^{※3}を 27%としています。

▼図表 2-15 一般廃棄物の処理に関する目標

計画別	ごみ排出量 (2025 年度目標値)	リサイクル率 ^{※3} (2022 年度目標値)
第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年策定）	ごみ排出量 ^{※1} 約 850 g/人・日 家庭系ごみ排出量 ^{※2} 約 440 g/人・日	—
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年告示）	家庭系ごみ排出量 ^{※2} 約 500 g/人・日	27%
廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年策定）	—	27%

※1 ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量

※2 家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 - 生活系資源ごみ排出量

※3 リサイクル率 = 資源化量 ÷ ごみ排出量

▼図表 2-16 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

現状と課題

我が国における3Rの推進

3R：リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再生利用）

・ 廃棄物の適正処理、3Rの取組の進展により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は10年間で進展。

3Rの未発展分野/有害物の適正管理・処理

・ 資源生産率・循環利用率は近年横ばいであり、プラスチックや食品廃棄物などさらなる3R促進が必要。また所在不明な有害物の適正管理・処理の遅れを懸念。

大規模災害の頻発

・ 頻発する水害・土砂災害・地震等のたびに多量に発生する災害廃棄物の適正・迅速な処分が必須であり、市町村における災害廃棄物処理計画策定の支援を進める。

国民意識の低下

・ 自然・環境保護・循環型社会に対する国民の意識・関心は年々減少傾向にあり、市民意識や生活様式の変革のため、多様なコンテンツの提供等を行っている。

第四次循環基本計画における基本的方向

持続可能な社会づくりとの統合的取組

・ 誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界。
・ 環境的側面・経済的側面・社会的側面を統合的に向上させる。

- ① 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
→ 資源を最大限活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性確保、低炭素化、地域活性化。
- ② ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
→ 第四次産業革命により、ライフサイクル全体での循環。
- ③ 適正処理の更なる促進と環境再生
→ 廃棄物処理体制・技術を適切に整備し、海洋ごみ・不法投棄・空き家等の問題解決による地域環境の再生
→ 東日本大震災被災地の環境再生、復興創生。
- ④ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
→ 自治体・地域ブロック・全国で廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時の災害廃棄物の迅速・適正処理。
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の促進
→ 国際資源循環体制の構築、循環産業の国際展開による、高い資源効率性、健康安全な生活、豊かな生態系の確保。
- ⑥ 循環分野における情報整備、技術開発、最新技術活用・対応、人材育成・普及啓発等の基盤整備
→ 情報基盤の整備・更新、技術開発を断続的に行うことで人材が育成され、多様な主体が高い意識を持ち行動する社会。

循環分野における基盤整備

- ① 情報の発信
- ② 技術開発・最新技術の活用と対応
- ③ 人材育成・普及啓発等

目標値

循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るための物質フロー指標、数値目標の設定

	現状値			目標値
	H12年度	H17年度	H22年度	R7年度
資源生産性 (約 万円/トン)	24	38	37	49.0 (+102%)
循環利用率 (約 %)	10	16	15	18 (+8ポイント)
最終処分量 (約 百万トン)	57	14	19	13 (▲77%)

() 内は平成12年度比

資源生産性

・ 投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標で、循環型社会基本計画では、GDP（国内総生産）を天然資源等投入量（国内・輸入天然資源及び輸入製品の総量）で割ることによって算出している。天然資源等はその有限性や採取にともなう環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的に GDP を生み出すよう、資源生産性の増加が望まれる。

循環利用率

・ 循環型社会基本計画で採用した指標。同計画では循環利用率＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量）（＝総物質投入量）としている。ここで、循環利用量とはリユース又はリサイクルされた量を指す。最終処分量を減らすために適正な循環利用が進むよう、原則的には増加が望まれる。

出典：環境省

4-3 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成30年6月に廃棄物処理法に基づき、平成30年度から令和4年度までの廃棄物処理施設整備計画が閣議決定されました。この計画は、廃棄物処理法基本方針や第四次循環型社会形成推進基本計画との整合性が図られたものとなっています。

▼図表 2-17 一般廃棄物の処理に関する目標

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ■基本原則に基づいた3Rの推進 ■気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみのリサイクル率：21% → 27% ■一般廃棄物最終処分場の残余年数：2017年度の水準（20年分）を維持 ■期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21% ■廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40% → 46% ■浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53% → 70% ■合併処理浄化槽の基数割合：62% → 76% ■省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量：5万トン-CO₂ → 12万トン-CO₂
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。 分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環の利用に努めたうえで、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。 ■持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 廃棄物の広域的処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、施設整備を計画的に進める。 地方公共団体・民間事業者連携や施設間連携、他インフラ連携などで安定化・効率化を図る。 老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の合併処理浄化槽への転換を推進する。 ■廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 よりエネルギー効率の高い施設への更新や小規模の廃棄物処理施設における効果的エネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。 ■廃棄物系バイオマスの利活用の推進 民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。 ■災害対策の強化 災害廃棄物対策計画策定、災害協定の締結等を含めた関係各所の連携体制構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時の廃棄物処理に係る訓練等を通じ、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。 ■地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 廃棄物処理施設で回収したエネルギー活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。 ■地域住民等の理解と協力の確保 生活環境保全及び公衆衛生向上、資源の有効利用、温室効果ガス排出抑制、災害時対応、地域振興、雇用創出、環境教育・学習等の効果等を住民等に説明し、理解と協力の確保に努める。 ■廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為排除の徹底、公共工事の適正な施工確保を図るとともに、公共工物品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

4-4 ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化

国は、平成9年に「ごみ処理の広域化について（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」を发出し、都道府県に対して広域化計画の策定を促すとともに、ごみ処理の広域化を進めるよう求めました。

その後20年以上が経過したことで、社会情勢は当時から大きく変化しており、将来にわたって持続可能な適正処理を確保していくため、改めて中長期的視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方の検討が必要となりました。

このような背景から、平成31年3月29日に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の通知により、各都道府県に対し市町村と連携して「持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画」を策定し、これに基づいた安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することとなりました。

▼図表 2-18 計画策定の際の留意事項

1. 広域化・集約化の必要性
(1) 持続可能な適正処理の確保
(2) 気候変動対策の推進
(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
(4) 災害対策の強化
(5) 地域への新たな価値の創出
2. 広域化・集約化計画の策定
(1) 計画策定主体
(2) 前回策定の広域化計画の評価
(3) 人口及びごみ排出量等の将来予測
(4) 広域化ブロック区割りの設定見直し
(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

▼図表 2-19 広域化・集約化計画に記載が必要な内容計画

(1) 計画期間
(2) 広域化ブロック区割り
(3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

【その他留意事項】

■既に、今後10年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。

■広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。

■計画は、必要に応じ見直すこと。

4-5 島根県の計画

(1) 島根県環境総合計画

島根県では、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、循環型社会推進基本計画の3つの計画が同時に改定時期を迎えたことから、これらを統合し、令和3年3月に「島根県環境総合計画」を策定しました。この計画の概要及び各種目標値等は、以下のとおりです。

▼図表 2-20 島根県環境総合計画

【一般廃棄物に関する目標値】

項目	目標	基準年（平成30年度）	目標年（令和7年度）
一般廃棄物の排出量	10%以上削減	239千t	215千t
一般廃棄物の再生利用率	23%以上に	21.9%	23%
一般廃棄物の最終処分量	14%以上削減	21千t	18千t

注) 1. 排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

2. 再生利用率＝再生利用量（処理後再生利用量＋直接資源化量＋集団回収量）÷排出量

【基本理念・施策体系】

基本理念

豊かな環境の保全と活用により、
笑顔で暮らせる島根を目指す

1 人と自然との 共生の確保

- ① 生物多様性の保全
- ② 自然とのふれあいの推進
- ③ 森・里・川・海の保全と活用

2 安全で安心できる 生活環境の保全

- ① 水環境等の保全と対策
- ② 大気環境等の保全と対策
- ③ 化学物質の環境リスク対策

3 地球温暖化 対策の推進

- ① 二酸化炭素等の排出削減
- ② 再生可能エネルギーの導入促進
- ③ 二酸化炭素吸収源対策
- ④ 気候変動への適応

4 循環型社会の形成

- ① 3Rなどの推進
- ② 食品ロスの削減
- ③ 適正処理の推進

4 環境と調和した 地域づくり

- ① 環境に関わる人づくり
- ② 社会全体での取組の推進
- ③ 環境を活かした地域づくり

(2) 島根県ごみ処理広域化・集約化計画

平成 31 年 3 月 29 日、国が新たに「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の通知を発出したことにより、島根県では新たな国の方針に基づき、前計画である「島根県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月）」を改定し、令和 4 年 3 月に「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しました。

【計画期間】

令和 3 年度から令和 12 年度

【広域化ブロック区割り】

ブロック	人口	面積	構成市町村
東部 ブロック	46 万 7 千人	2,782 km ²	松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町（6 市町）
西部 ブロック	18 万 7 千人	3,579 km ²	浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町（9 市町）
隠岐 ブロック	2 万人	346 km ²	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町（4 町村）
合 計	67 万 4 千人	6,707 km ²	—

注) 1. 人口：資料「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」令和元年 10 月 1 日現在の島根県人口移動調査に基づく推計人口より
注) 2. 面積：資料「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積（令和元年 10 月 1 日現在）」より

【今後の広域化・集約化に係る課題と対応】

- 同一ブロック内の施設の整備時期が異なる。
- ごみ運搬の際、既存施設時より距離が遠くなる地域が生じ、収集運搬コストの増大や住民理解に課題が生じる可能性。
⇒処理体制の現状・課題を、地域住民や組合等構成市町村、それ以外の近隣市町村等と共有し、中長期的視点での検討が必要。

【今後の施設整備】

- 計画終期の令和 12 年度には、県内ごみ焼却施設の半数が稼働年数 20 年以上となる見込みであり、計画的な整備が必要。
- 市町村等は、ごみ処理施設整備（新設・延命化）計画の際に、島根県ごみ処理広域化・集約化計画との整合性に留意し、同一ブロック区割り内外の広域連合、一部事務組合、近隣市町村との共同処理について検討を行うこと。
- 高効率な廃熱利用と大幅な省エネルギーが可能な設備の導入で得られるエネルギーの有効活用や、中継施設設置及び大型運搬車導入による収集運搬効率化等により、エネルギー消費量低減及び温室効果ガス排出量低減を図る必要がある。
- 社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域に新たな価値を創出する施設の構築を考慮し、広域化・集約化可能性について検討すること。

【検討に当たっての県の役割】

- 市町村等の施設整備の予定や進捗、処理体制の把握。広域化・集約化に関する助言。
- ブロックごとに協議会を設置し、市町村間の総合調整等に努める。
- 焼却施設に限らず他の施設においても、施設改修や更新を考慮し、可能なものから広域化・集約化の具体的検討を進める。

4-6 雲南市の計画

(1) 第2次雲南市総合計画後期基本計画、第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略

雲南市では、平成27年度から令和6年度までの10年間のまちづくりの目標と方向性を示す総合計画として、平成27年3月に「第2次雲南市総合計画」を策定しました。

その後令和2年には、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「第2次雲南市総合計画後期基本計画」及び当計画と一体的位置づけがなされている「第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この計画の意義として、様々な社会的変化や自然災害への対応等の変化を受け止め、雲南市として取り組んできたまちづくりを振り返り、市民と行政が新しい時代に向けた目標を共有し、踏み出していくための指針とすることなどが盛り込まれています。

【計画名称】	第2次雲南市総合計画後期基本計画 第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略
【計画期間】	令和2年度から令和6年度
【策定年】	令和2年
【目標人口】	36,500人（令和6年度）

【廃棄物処理に関する施策と目標】

成果指標	目標値（令和6年）
市民1人あたりのごみ排出量	700g/人・日
ごみの資源化率 (RDF方式による固形燃料分を含む)	56.0%

注) RDF：refuse-derived fuel の略語で、可燃性の一般廃棄物を主原料とする固形燃料のこと。

(2) 第2次雲南市環境基本計画

雲南市の市民、事業者、行政の3者が一体となって、それぞれの立場における実践と相互の協働による環境保全への取組を進めるため、平成30年3月に「第2次雲南市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、“ときを越え水と緑と人が育むエコシティ・雲南”を環境像と位置づけ、これを実現するため「環境を考えると暮らす」「自然と共に暮らす」「心地良く暮らす」「地球に優しく暮らす」「暮らしから行動する」という5つのテーマを設定し、これに基づく行動指針を具体的に取りまとめたものとなっています。

【計画名称】	第2次雲南市環境基本計画
【基本計画の期間】	平成30年度から令和9年度
【策定年】	平成30年3月
【廃棄物処理に関する取組】	3R運動とごみ減量化の推進 廃棄物の適正処理の推進 不法投棄対策 災害廃棄物受入に関する市町村連携

(3) 雲南市脱炭素宣言

雲南市では、令和4年6月23日に「雲南市脱炭素宣言」を表明しました。雲南市として、2050年を目標に脱炭素社会に向けた様々な取組にチャレンジし、成果を上げることが宣言したものです。これまでの取組に加え、雲南市の目指す脱炭素社会を構築するために、地域の取組をはじめ、温暖化対策と地元経済の好循環を推進することとしています。

【雲南市における脱炭素社会構築に向けた地域での取組例】

- ① 循環型社会の構築（ものを大切にすることを育む、地域循環経済・地産地消の推進）
- ② ごみを出さない資源化の取組（ごみの堆肥化、食品ロス削減、空き家の資源化）
- ③ 再生可能エネルギーの導入推進（太陽光・蓄電池、バイオマス、小水力発電）
- ④ 省エネの取組推進（LED化、ペーパーレス化、省エネモデル地域、公共交通の利用）
- ⑤ 森林資源を生かした雲南市らしい林業振興（里山整備、市産材利用、特産品づくり）
- ⑥ 環境にやさしい移動手段の導入（電気・水素自動車、自転車）
- ⑦ CO₂排出量を森林のCO₂吸収量などで相殺するJ-クレジット制度の検討

4-7 飯南町の計画

飯南町では、合併による新町誕生後の「第1次飯南町総合振興計画（平成18年）」と、これに続く「第2次飯南町総合振興計画前期基本計画（平成28年）」を順次定め、「笑顔あふれる飯南町」づくりを進めてきました。また、平成27年から国による「まち・ひと・しごと総合戦略」が始まったことから、これを踏まえて令和2年4月に飯南町版の総合戦略と総合振興計画を分かりやすく一体化したものが「第2次飯南町総合振興計画後期基本計画・第2期飯南町総合戦略」です。

この計画は、飯南町の農村資源の価値化を具体的に示したものであり、“飯南町農村価値創生”として飯南町の最上位計画に位置づけられています。

【計画名称】 第2次飯南町総合振興計画後期基本計画・第2期飯南町総合戦略

【計画の期間】 令和2年度から令和6年度

【策定年】 令和2年4月

【目標人口】 4,600人（令和7年）

4,400人（令和12年）

【廃棄物に関する取組】

雲南市、奥出雲町と広域連携をし、新たなごみ処理施設の整備に取り組む。ごみの分別意識を高め、5Rを一層推進する。再生可能エネルギーの需要喚起と創出を行い、需要のマッチングに取り組む。

注)5R：リフューズ（不要な物は買わない・貰わない）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リペア（修理して使う）、リサイクル（再生利用）。

第3節 ごみ処理の現状と課題

1. 清掃事業の歴史的変遷

本組合管内では、これまでにごみ処理の効率化を目指して幾たびか組合の設立・統合が行われてきました。平成16年の町村合併による雲南市誕生を機に加茂町外三町清掃組合と飯石郡町村事務組合を統合し、雲南市・頓原町・赤来町事務組合を設立。翌17年には頓原町と赤来町の合併により、雲南市・飯南町事務組合に名称を変更し、現在にいたっています。

本組合は一般廃棄物（ごみ）の共同処理を行う一部事務組合ですが、可燃ごみについては、市町村合併前の枠組みを踏襲し、いいしCCと雲南ECの2つの施設においてそれぞれ異なる方式により処理してきました。これを令和3年度に統合し、雲南市と飯南町の可燃ごみ全量を雲南EC（RDF化施設*）において処理することとしました。

※RDFとは、廃棄物固形燃料(Refuse Derived Fuel)。生ごみやプラスチックなどの廃棄物を固形燃料にしたもの。

▼図表 3-1(1) ごみ処理の歴史的変遷

種類	変遷内容		
不燃系ごみ及び資源ごみの処理	昭和47年	木次町	木次町里方不燃物処理場（不燃物処理施設）供用開始
	昭和50年	掛合町外三町清掃組合	設立（吉田村、掛合町、頓原町、赤来町） 不燃物処理施設供用開始
	昭和58年	飯石郡町村事務組合	統合により掛合町外三町清掃組合から名称変更 （吉田村、掛合町、頓原町、赤来町）
	昭和59年	木次町	木次町里方不燃物処理場供用開始
	昭和60年	大東町	大東町農産廃棄物処理場供用開始
	平成2年	加茂町	加茂町不燃物処理場供用開始
	平成2年	三刀屋町	三刀屋町不燃性廃棄物処理施設（資源化施設）供用開始
	平成15年	飯石郡町村事務組合	いいしクリーンセンター（リサイクルセンター）供用開始
	平成16年	加茂町外三町清掃組合	不燃ごみ事務を追加（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町） リサイクルプラザ供用開始
	平成16年	雲南市・頓原町・赤来町事務組合	加茂町外三町清掃組合と飯石郡町村事務組合が統合
	平成17年	雲南市・飯南町事務組合	市町合併のため雲南市・頓原町・赤来町事務組合より名称変更
	平成23年	雲南市・飯南町事務組合	加茂廃棄物処理場を雲南市から組合へ移管
	平成26年	雲南市・飯南町事務組合	火災廃棄物に係る取扱要綱の施行 （一般廃棄物処理手数料の免除にかかる規則）
	平成29年	雲南市・飯南町事務組合	資源化物の売却に係る入札参加資格審査要綱の施行

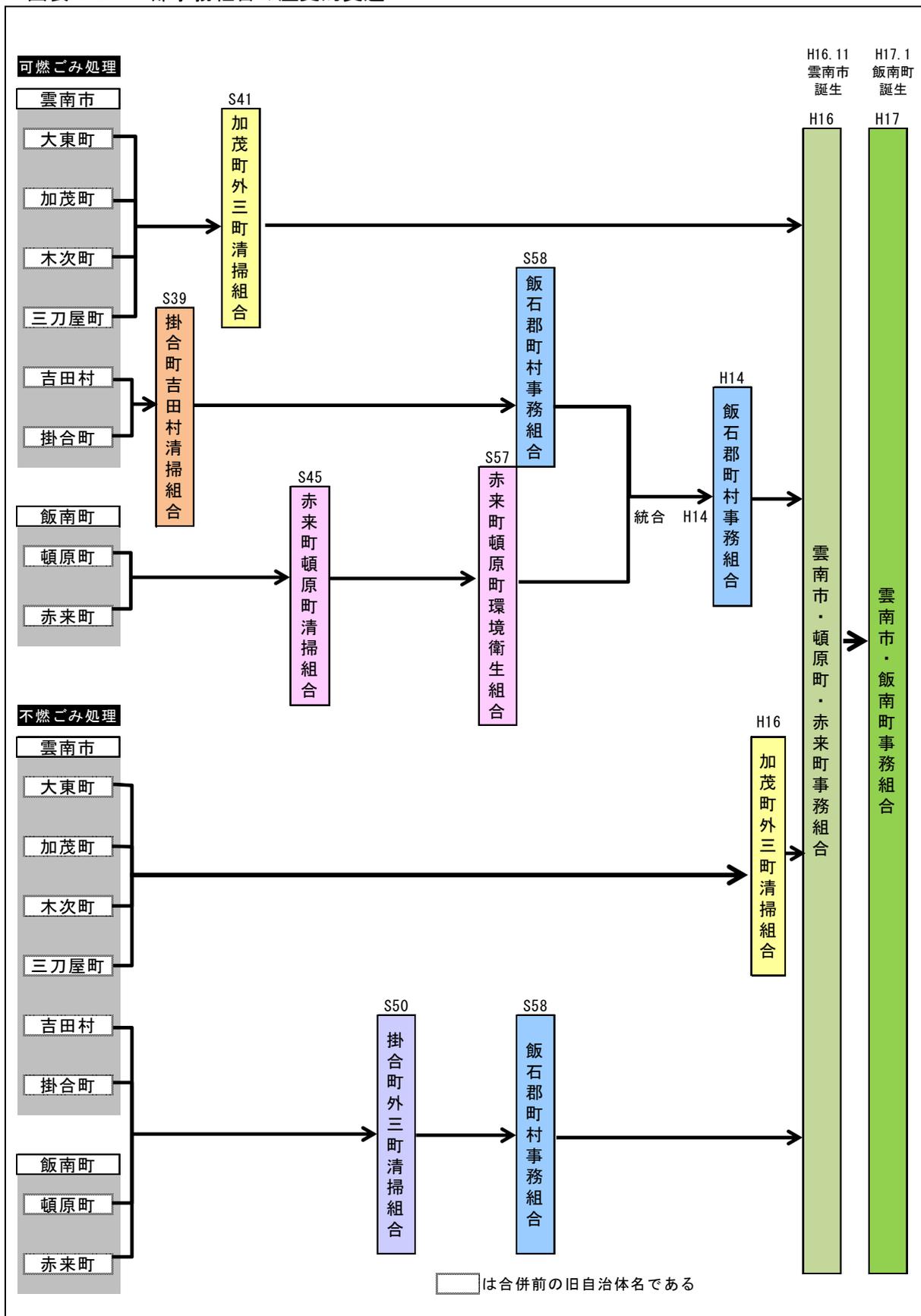
注）表中の町村名は、当時の名称としています。

▼図表 3-1(2) ごみ処理の歴史的変遷

種類	変遷内容		
可燃系ごみの処理	昭和39年	掛合町吉田村清掃組合	設立(吉田村、掛合町) 可燃ごみ処理施設供用開始
	昭和41年	加茂町外三町清掃組合	設立(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)
	昭和42年	加茂町外三町清掃組合	第1焼却場供用開始
	昭和45年	赤来町頓原町清掃組合	設立(頓原町、赤来町))可燃ごみ処理施設供用開始
	昭和49年	掛合町吉田村清掃組合	新可燃ごみ処理施設供用開始
	昭和49年	加茂町外三町清掃組合	第2焼却場供用開始
	昭和57年	赤来町頓原町環境衛生組合	赤来町頓原町清掃組合より名称変更 新可燃ごみ処理施設供用開始
	昭和58年	飯石郡町村事務組合	掛合町吉田村清掃組合と不燃ごみ処理の掛合町外三町清掃組合を統合し名称を変更(吉田村、掛合町)
	平成11年	加茂町外三町清掃組合	雲南エネルギーセンター供用開始
	平成14年	飯石郡町村事務組合	飯石郡町村事務組合と赤来町頓原町環境衛生組合が統合(吉田村、掛合町、頓原町、赤来町)
	平成15年	飯石郡町村事務組合	いいしクリーンセンター(可燃物中継施設)供用開始 同時に出雲エネルギーセンターへ委託処理開始
	平成16年	雲南市・頓原町・赤来町事務組合	加茂町外三町清掃組合と飯石郡町村事務組合が統合
	平成17年	雲南市・飯南町事務組合	市町合併のため雲南市・頓原町・赤来町事務組合より名称変更
	平成26年	雲南市・飯南町事務組合	火災廃棄物に係る取扱要綱の施行 (一般廃棄物処理手数料の免除にかかる規則)
	平成29年	雲南市・飯南町事務組合	資源化物の売却に係る入札参加資格審査要綱の施行
	令和2年	雲南市・飯南町事務組合	雲南エネルギーセンター設備改修工事(R1~R2) 環境事業部に「施設整備課」を設置 奥出雲町を交えた3市町による次期可燃ごみ広域施設整備に向けた調査研究を開始
	令和2年	雲南市・飯南町事務組合	雲南市(吉田・掛合)、飯南町の分別変更
	令和3年	雲南市・飯南町事務組合	いいしクリーンセンター中継施設改造工事
令和3年	雲南市・飯南町事務組合	出雲エネルギーセンターへの委託処理が終了 雲南エネルギーセンターでの可燃ごみ統合処理開始	

注) 表中の町村名は、当時の名称としています。

▼図表 3-2 一部事務組合の歴史の変遷



2. ごみの排出形態と分別

2-1 ごみの分別

本組合管内のごみの分別は、令和3年度をもって終了見込みとする出雲ECへの可燃ごみ処理委託を見据え、令和4年度以降本組合の施設である雲南ECで統合処理を行うこととし、令和2年度からいいしエリアにおいてごみの分別方法を変更しました。

なお、令和2年4月から令和4年3月までを試行期間として分別変更への理解と協力を得るため、住民説明会や勉強会を繰り返し開催しました。

変更後の分別は図表3-3(2)に示すとおり10種類とし、図表3-3(1)に示す雲南市大東町・加茂町・木次町・三刀屋町（以下「エネセンエリア」という。）の区分に統一しています。（粗大ごみを除く。）

その後、令和4年度開始としていた分別区分の統一による可燃ごみの統合処理は、出雲市の次期施設整備が早まったことから、令和3年11月12日からの開始となりました。

▼図表3-3(1) 家庭ごみ分別区分 (エネセンエリア)

雲南エネルギーセンター			
分類	ごみの種類	注意事項	
収集場所に出せるごみ	①燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> 黄色の指定袋に入れて出してください。 1袋の重さは10kg以内になしてください。 長いもの、大きいものは30cm以内になしてください。 ペットボトルのキャップは「不燃ごみ(くつ類・プラスチック類)」に分別してください。 紙類の金属は外してください。 紙おむつの汚物は取り除いてください。 	
	②資源ごみ(古紙)〈古着〉	<ul style="list-style-type: none"> 紙類(新聞紙・折込チラシ、雑誌・本・カタログ、ダンボール)、紙パック(牛乳パック、ジュースパックなど) 衣類(ジャンパー、Tシャツ、セーター、背広、ブラウス、ズボン、スカートなど) 	<ul style="list-style-type: none"> 紙類・紙パックはひもで十字にしっかり結んで出してください。 古着は透明な袋に入れて出してください。 1袋の重さは10kg以内になしてください。 ダンボールは金属を取り50cm角になしてください。 紙パックは洗って、開き、乾かしてください。 古着の金属、ボタン、ファスナー等は外さないでください。
持込直	③粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 可燃性粗大ごみ(布団・毛布・座布団・畳・ゴザ・じゅうたん・マットレス・カーテン・床マット・少量の木材・剪定枝など) 	<ul style="list-style-type: none"> 重さが10kg以上のものや長さが1m以上で指定袋に入らないものは直接持ち込んでください。 分別が不十分な場合は持ち帰っていただく場合があります。

リサイクルプラザ			
分類	ごみの種類	注意事項	
収集場所に出せるごみ	④資源ごみ(ビン・缶)	<ul style="list-style-type: none"> 中を水ですすいだジュース類・ピール類・缶詰類・のり・菓子などの缶類(飲み物・飲み薬・食べ物が入っていた金属製の容器)中を水ですすいだジュース類・ドリンク類・お酒類・ジャム類・調味料類などのビン類(飲み物・飲み薬・食べ物が入っていたガラス製の容器) 	<ul style="list-style-type: none"> 緑色の指定袋に入れて出してください。 1袋の重さは10kg以内になしてください。 カンはずぶさず、ビンと一緒にいれください。 フタは外して金属製は「不燃ごみ(金属類)」に、プラスチック製は「不燃ごみ(くつ類・プラスチック類)」に分別してください。 油や汚れの落ちない缶類は「不燃ごみ(金属類)」に、ビン類は「不燃ごみ(陶器・ガラス類)」に分別してください。
	⑤不燃ごみ(陶器・ガラス類)	茶碗、皿、コップ、化粧ビン、強化ガラス、哺乳ビン、植木鉢、鏡、貝殻(よく洗って乾かし、直接指定袋に入れる)、LED球(購入時の箱に入れる)、使用済みの使い捨てカイロ、粘土(新聞紙等に包む)	<ul style="list-style-type: none"> 黄色の指定袋に入れ、袋の「陶器・ガラス類」に○をつけて出してください。 1袋の重さは10kg以内になしてください。 指定袋に入らないものは直接処理施設へ持込んでください。 割れて危険なものは新聞紙等に包み「危険」と書いてください。
	⑥不燃ごみ(くつ類・プラスチック類)	付着した食品をふき取った食品用ラップ、シャンプー・リンス・化粧品・洗剤容器などの中身を使い切ったボトル類、カン類、運動靴・革靴・長靴などのくつ類、CD・カセットテープ・ビデオテープ・ハンガー・文房具・歯ブラシ・おもちゃ・食器などの日用品(金属が多いものは金属類)、中身を使い切ったライター、プラスチックのフタ、錠剤空き容器、ビニールホース、ビニール手袋、絶縁テープなど	<ul style="list-style-type: none"> 青色の指定袋に入れ、袋の「くつ類・プラスチック類」に○をつけて出してください。 1袋の重さは10kg以内になしてください。 指定袋に入らないものは直接処理施設へ持込んでください。 ビニールホースは30cm以内に切ってください。
	⑦不燃ごみ(金属類(小型家電含む))	扇風機・掃除機・ポット・炊飯器・パソコン・DVDレコーダー・プリンター・ストーブなどの小型家電製品、なべ・やかん・フライパン類・アルミカップ・アルミホイール・レンジフードなどの台所用品、カミソリ・ハサミ・カッターナイフ・包丁・草刈機の刃などの刃物類、布やビニールを外したかさ、カセットボンベ、ヘアスプレー缶、制汗消臭剤・殺虫剤などのスプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> 青色の指定袋に入れ、袋の「金属類」に○をつけて出してください。 1袋の重さは10kg以内になしてください。 重さ10kg以上、長さ1m以内で袋に入らないものは指定袋大型サイズを1枚張り付けてください。 危険なものは新聞紙等に包んで「危険」と書いてください。
	⑧不燃ごみ(灰類)	燃え殻や土砂を取り除いた灰・炭・練炭・たどん・しちりん(家庭から出たもののみ)	<ul style="list-style-type: none"> 青色の指定袋に入れ、袋の「灰類」に○をつけて出してください。 1袋の重さは10kg以内になしてください。 指定袋に入らないものは直接処理施設へ持込んでください。
	⑨有害ごみ	<p>蛍光灯、蛍光管、電球型蛍光灯</p> <p>乾電池(アルカリ電池・マンガン電池)、水銀を含む製品(体温計・血圧計・温度計)、電子タバコ(フィルターは燃やせるごみ)、モバイルバッテリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乾電池、体温計、蛍光管は、それぞれ別々に包んで出してください。 割らずに出してください。割れた場合は新聞紙等に包んで「不燃ごみ(陶器・ガラス類)」の袋に入れて出してください。 ケースまたはビニール袋に入れ、「有害」及び氏名を書いてください。 区分ごとに透明なビニール袋に入れ、「有害」及び氏名を書いてください。 ボタン電池、リチウム電池、充電式電池等は電気販売店等の回収箱をご利用ください。
持込直	⑩粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 不燃性粗大ごみ(家具類、建具、ソファ、マッサージ機、電気カーペット、ベッドマットレス、座椅子、自転車、家電、タン) 	<ul style="list-style-type: none"> 重さが10kg以上のものや長さが1m以上で指定袋に入らないものは直接持ち込んでください。 分別が不十分な場合は持ち帰っていただく場合があります。
	⑪特定家電	家電リサイクル法の対象品(エアコン、ブラウン管・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫(冷凍庫))	<ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル品の分解は違法行為です。 業務用機器は処理できません。

両施設共通	時間	<ul style="list-style-type: none"> ●月～金曜日(祝日の持込はできません) 午前9:00～11:30と午後1:30～4:00です。 ●休日持込時間・・・毎月、第3日曜日の午前9:00～11:30 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所に出せるごみも持込みできます。 ・持込みされるときも、きちんと分別してください。
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●一般家庭からの廃棄物 10kgあたり40円(消費税別途) ●事業所からの廃棄物 10kgあたり80円(消費税別途) 	
処理できないごみ	アスファルト、アスベスト(石綿)、建築廃材(産業廃棄物)、コピー機(業務用)、農業用機械(大型)、ペンキ缶(業務用)、ボイラー、発煙筒(未使用)、コンクリートブロック・ガレキ・石膏ボード・瓦・レンガ(破片/少量、50kg程度までは処理可能)、感染性廃棄物、大型金庫、太陽熱ヒーター、土砂・石、ガスボンベ、火薬類、スレート、バッテリー及びタイヤ(自動車・オートバイ)、花火(未使用)、ピアノ、シニアカー、電動車椅子、消火器、ハウス用ビニール、薬品類、廃油(家庭用食用油以外)、発電機(大型)、オートバイ、自動車部品(ホイールを除く)、農業用廃プラスチック、農薬、精米機(業務用)	<ul style="list-style-type: none"> ・有害性・危険性があるものは収集・処理ができません。販売店や専門処理業者に処分を依頼してください。 ・新築・改築・解体に伴い発生したものや、業者によるものは処理できません。 	

資料：雲南エネルギーセンター管内版 大東町・加茂町・木次町・三刀屋町 令和4年保存版ごみ分別冊子

▼図表3-3(2) 家庭ごみ分別区分 (いいしエリア)

いいしクリーンセンター			
分類	ごみの種類	注意事項	
収集場所に出せるごみ	①燃やせるごみ	ペットボトル・プラスチック容器(口に入る物の容器のみ)、ビニール容器・ビニール袋・カップラーメンの容器、お菓子袋・レトルト食品の袋、洗剤・シャンプー等の詰め替え袋、生ごみ、天ぷら油(固めるか、紙類に吸い込ませたもの)、紙・ノート類、紙おむつ、家庭用発泡スチロール、草・落ち葉(乾燥させ、小石・砂・土は取り除く)、古着以外の布類、ぬいぐるみ	<ul style="list-style-type: none"> 黄色の指定袋に入れて出してください。 1袋の重さは10kg以内にしてください。 長いもの、大きいものは30cm以内にしてください。 ペットボトルのキャップは「不燃ごみくつ類・プラスチック類」に分別してください。 紙類の金属は外してください。 紙おむつの汚物は取り除いてください。
	②資源ごみ(ビン・缶)	中を水ですすいだジュース類・ビール類・缶詰類・のり・菓子などの缶類(飲み物・飲み薬・食べ物が入っていた金属製の容器)、中を水ですすいだジュース類・ドリンク類・お酒類・ジャム類・調味料類などのビン類(飲み物・飲み薬・食べ物が入っていたガラス製の容器)	<ul style="list-style-type: none"> 緑色の指定袋に入れて出してください。 1袋の重さは10kg以内にしてください。 かんはつぶさず、ビンと一緒に入れてください。 フタは外して金属製は「不燃ごみ(金属類)」に、プラスチック製は「不燃ごみくつ類・プラスチック類」に分別してください。 油や汚れの落ちない缶類は「不燃ごみ(金属類)」に、ビン類は「不燃ごみ(陶器・ガラス類)」に分別してください。
	③資源ごみ(古紙)(古着)	紙類(新聞紙・折込チラシ、雑誌・本・カタログ、ダンボール)、紙パック(牛乳パック、ジュースパックなど)	<ul style="list-style-type: none"> 区分別にひもで十字にしっかり結んで出してください。 1袋の重さは10kg以内にしてください。 ダンボールは金属を取り50cm角にしてください。 紙パックは洗って、開き、乾かしてください。 古着の金属、ボタン、ファスナー等は外さないでください。
	④不燃ごみ(陶器・ガラス類)	茶碗、皿、コップ、化粧ビン、強化ガラス、哺乳ビン、植木鉢、鏡、貝殻(よく洗って乾かし、直接指定袋に入れる)、LED球(購入時の箱に入れる)、使用済みの使い捨てカイロ、粘土(新聞紙等に包む)	<ul style="list-style-type: none"> 黄色の指定袋に入れ、袋の「陶器・ガラス類」に○をつけて出してください。 1袋の重さは10kg以内にしてください。 指定袋に入らないものは直接処理施設へ持込んでください。 割れて危険なものは新聞紙等に包み「危険」と書いてください。
	⑤不燃ごみくつ類・プラスチック類	付着した食品をふき取った食品用ラップ、シャンプー・リンス・化粧ビン・洗剤容器などの中身を使い切ったボトル類、カバン類、運動靴・革靴・長靴などのくつ類、CD・カセットテープ・ビデオテープ・ハンガー・文房具・歯ブラシ・おもちゃ・食器などの日用品(金属が多いものは金属類)、プラスチックのフタ、錠剤空き容器、ビニールホース、ビニール手袋、絶縁テープなど	<ul style="list-style-type: none"> 青色の指定袋に入れ、袋の「くつ類・プラスチック類」に○をつけて出してください。 1袋の重さは10kg以内にしてください。 指定袋に入らないものは直接処理施設へ持込んでください。 ビニールホースは30cm以内に切ってください。
	⑥不燃ごみ(金属類(小型家電含む))	扇風機・掃除機・ポット・炊飯器・パソコン・DVDレコーダー・プリンター・ストーブなどの小型家電製品、なべ・やかん・フライパン類・アルミカップ・アルミホイール・レンジフードなどの台所用品、カミソリ・ハサミ・カッターナイフ・包丁・草刈機の刃などの刃物類、中身を使い切ったライター、布やビニールを外したかさ、カセットボンベ、ヘアスプレー缶、制汗消臭剤・殺虫剤などのスプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> 青色の指定袋に入れ、袋の「金属類」に○をつけて出してください。 1袋の重さは10kg以内にしてください。 指定袋に入らないものは直接処理施設へ持込んでください。 危険なものは新聞紙等に包んで「危険」と書いてください。
	⑦不燃ごみ(灰類)	燃え殻や土砂を取り除いた灰・炭・練炭・たどん・しちりん(家庭から出たもののみ)	<ul style="list-style-type: none"> 青色の指定袋に入れ、袋の「灰類」に○をつけて出してください。 1袋の重さは10kg以内にしてください。 指定袋に入らないものは直接処理施設へ持込んでください。
	⑧有害ごみ	蛍光灯、蛍光管、電球型蛍光灯 乾電池(アルカリ電池・マンガン電池)、水銀を含む製品(体温計・血圧計・温度計)、電子タバコ(フィルターは燃やせるごみ)、モバイルバッテリー	<ul style="list-style-type: none"> 乾電池、体温計、蛍光管は、それぞれ別々に出してください。 割らずに出してください。割れた場合は新聞紙等に包んで「不燃ごみ(陶器・ガラス類)」の袋に入れて出してください。 ケースまたはビニール袋に入れ、「有害」及び氏名を書いてください。 区分ごとに透明なビニール袋に入れ、「有害」及び氏名を書いてください。 ボタン電池、リチウム電池、充電式電池等は電気販売店等の回収箱をご利用ください。 燃やせるごみ指定袋に縛り付けしないでください。
直接持込み	⑨粗大ごみ	可燃性粗大ごみ(家具類・建具類・布団・毛布・座布団・畳・ゴザ・じゅうたん・マットレス・カーテン・床マット・少量の木材・剪定枝など)、不燃性粗大ごみ(ソファ、マッサージ機、電気カーペット、ベッド・マットレス、座椅子、自転車、家電、トタンなど)	<ul style="list-style-type: none"> 重さが10kg以上のもので指定袋に入らないものは直接持ち込んでください。 分別が不十分な場合は持ち帰っていただく場合があります。 家具類・建具類は金属・ガラス・鏡は取り外し、タンス等の引き出しの中のもの全てを出してください。 材木は直径15cm以内、長さ1m以内、釘・金具は外してください。 剪定枝は直径15cm以内、長さ30cm以内で、少量を紐で結束してください。 ベッド・マットレスのスプリングや座椅子の金具は取り外して持ち込んでください。 トタンの長さは1.5m以内にしてください。
	⑩特定家電	家電リサイクル法の対象品(エアコン、ブラウン管・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫(冷凍庫))	<ul style="list-style-type: none"> 家電リサイクル品の分解は違法行為です。 業務用機器は処理できません。

いいしクリーンセンター		
時 持 間 込	<ul style="list-style-type: none"> ●月～金曜日(祝日を含む) 午前9:00～11:30と午後1:00～3:00です。 ●休日持込み時間 毎月第3日曜日の午前9:00～11:30と午後1:00～3:00です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所に出せるごみも持込みできます。 ・持込みされるごみも、きちんと分別してください。 ・事業所からのごみの搬入は水曜日と毎月第3日曜日はできません。
手 持 数 込 料	<ul style="list-style-type: none"> ●一般家庭からの廃棄物 10kgあたり40円(消費税別途) ●事業所からの廃棄物 10kgあたり80円(消費税別途) 	
処 理 で き な い ご み	アスファルト、アスベスト(石綿)、医療系廃棄物、オートバイ、温水器、ガスボンベ、火薬類、ガレキ、瓦・レンガ、コンクリートブロック(破片)、感染性廃棄物、大型金庫、建築廃材(産業廃棄物)、コピー機(業務用)、自動車部品、シニアカー、電動椅子、消火器、水中ポンプ、スレート、精米機(業務用)、石膏ボード、タイヤ、太陽熱ヒーター、土砂・石、農業用機械、農業用プラスチック、農薬、廃油(家庭用食油以外)、ハウス用ビニールパイプ、発煙筒(未使用)、バッテリー、発電機、花火・マッチ(未使用)、ピアノ、仏壇・仏具、ペンキ缶(業務用)、ポイラー、ボタン・コイン式乾電池、薬品類	<ul style="list-style-type: none"> ・有害性・危険性があるものは収集・処理ができません。販売店や専門処理業者に処分を依頼してください。

資料：いいしクリーンセンター管内版 吉田町・掛合町・飯南町 令和4年保存版「ごみ分別冊子」

2-2 収集・運搬

ごみの収集運搬は、本組合の業務として実施し、すべて委託によって行っています。また、収集方式は、ステーション方式及び拠点回収方式の2つの方式を採用しています。

本組合業務範囲以外の収集・運搬については、排出者本人か一般廃棄物収集運搬許可事業者による直接搬入としています。

▼図表3-4 収集・運搬の概要（令和4年度）

項目	分別区分	雲南市 (大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)	雲南市 (吉田町、掛合町)	飯南町	
		収集頻度	燃やせるごみ	2回/週	
資源	古紙類		1回/月、1回/月or2回/月		1回/月
	古着		1回/月		1回/月
	ビン・カン		1回/月		1回/月
不燃	金属類（小型家電）		1回/月		1回/月
	陶器、ガラス類		1回/月		1回/月
	くつ類、プラスチック類		2回/月		1回/月
有害	灰類		1回/月		1回/月
	蛍光灯・蛍光管、電球 乾電池、水銀を含む製品、 電子タバコ、モバイルバッテリ		1回/月		1回/月（不燃ごみと同じ） 2回/週（燃やせるごみと同）
方収集	古紙類以外		ステーション方式		ステーション方式
	古紙類	ステーション方式		ステーション方式	
排出方法	燃やせるごみ	指定袋		指定袋	
	資源	古紙類	ひもで縛る		ひもで縛る
		古着	無指定（透明袋）		ひもで縛る
		ビン・カン	指定袋		指定袋
	不燃	金属類（小型家電）	指定袋		指定袋
		陶器、ガラス類	指定袋		指定袋
		くつ類、プラスチック類	指定袋		指定袋
	有害	粗大物	指定袋		指定袋
		蛍光灯・蛍光管、電球 乾電池、水銀を含む製品、 電子タバコ、モバイルバッテリ	購入時の箱または透明なビニール袋 無指定（透明袋）		購入時の箱または透明なビニール袋 無指定（透明袋）
	収集頻度	燃やせるごみ	ステーション方式		ステーション方式（収集ボックス）
資源		古紙類	拠点回収方式、ステーション方式		ステーション方式（収集ボックス）
		古着	ステーション方式		
		ビン・カン			
不燃		金属類（小型家電）	ステーション方式		ステーション方式（収集ステーション）
		陶器、ガラス類			
		くつ類、プラスチック類			
有害		灰類	ステーション方式		ステーション方式（収集ステーション）
		蛍光灯・蛍光管、電球 乾電池、水銀を含む製品、 電子タバコ、モバイルバッテリ			ステーション方式（収集ボックス）

注）収集ボックス：小～中規模で設置数が多い回収場所。収集ステーション：比較的大規模で設置数が少ない回収場所。

▼図表3-5 収集運搬体制の概要（令和4年度）

市町別		種類	形態	車両保有数
雲南市 (大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)		可燃	委託	パッカー車 : 4台
		不燃・有害	委託	パッカー車 : 1台
		資源		4t ダンプ車 : 2台
雲南市 (吉田町、掛合町)	飯南町	可燃・有害	委託	パッカー車 : 4台（予備車含む）
		資源		
		不燃	委託	平トラック車 : 3台
雲南市	飯南町	-	許可	37社

ごみ処理手数料は、指定袋の購入により納付されています。金額は、袋の大きさや可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの種類別に異なります。直接搬入に関しては、従量制による料金設定となっています。

なお、令和5年4月1日より、雲南市、飯南町で異なっていた可燃ごみ指定袋の大きさを大45ℓ、中30ℓ、小20ℓの3種類とし、手数料とともに統一します。これにより、すべての種類の指定袋が2市町統一となります。また、事業所からの直接持ち込みに係る手数料を10kgあたり88円から100円に改定します。

▼図表 3-6 ごみ処理手数料

令和5年3月31日まで

種別		形状、規格及び単位		手数料
組合が直接収集するもの	燃えるもの用	雲南市	手さげ型袋（大40ℓ）10袋	460円
			手さげ型袋（小20ℓ）10袋	310円
		飯南町	手さげ型袋（大45ℓ）10袋	660円
			手さげ型袋（小30ℓ）10袋	440円
	ガラス類、金属類及び粗大物用	手さげ型袋（大45ℓ）10袋		440円
		手さげ型袋（小20ℓ）10袋		330円
資源物用	手さげ型袋（大45ℓ）10袋		440円	
	手さげ型袋（小20ℓ）10袋		330円	
処理施設へ直接搬入するもの	一般家庭からの廃棄物	10kgあたり		44円
	事業所からの廃棄物	10kgあたり		88円

令和5年4月1日から

種別		形状、規格及び単位		手数料
組合が直接収集するもの	燃えるもの用	手さげ型袋（大45ℓ）10袋		500円
		手さげ型袋（中30ℓ）10袋		400円
		手さげ型袋（小20ℓ）10袋		300円
	ガラス類、金属類及び粗大物用	手さげ型袋（大45ℓ）10袋		440円
		手さげ型袋（小20ℓ）10袋		330円
	資源物用	手さげ型袋（大45ℓ）10袋		440円
手さげ型袋（小20ℓ）10袋		330円		
処理施設へ直接搬入するもの	一般家庭からの廃棄物	10kgあたり		44円
	事業所からの廃棄物	10kgあたり		100円

注) 上記金額は、すべて消費税を含みます。

3. ごみ処理の現状

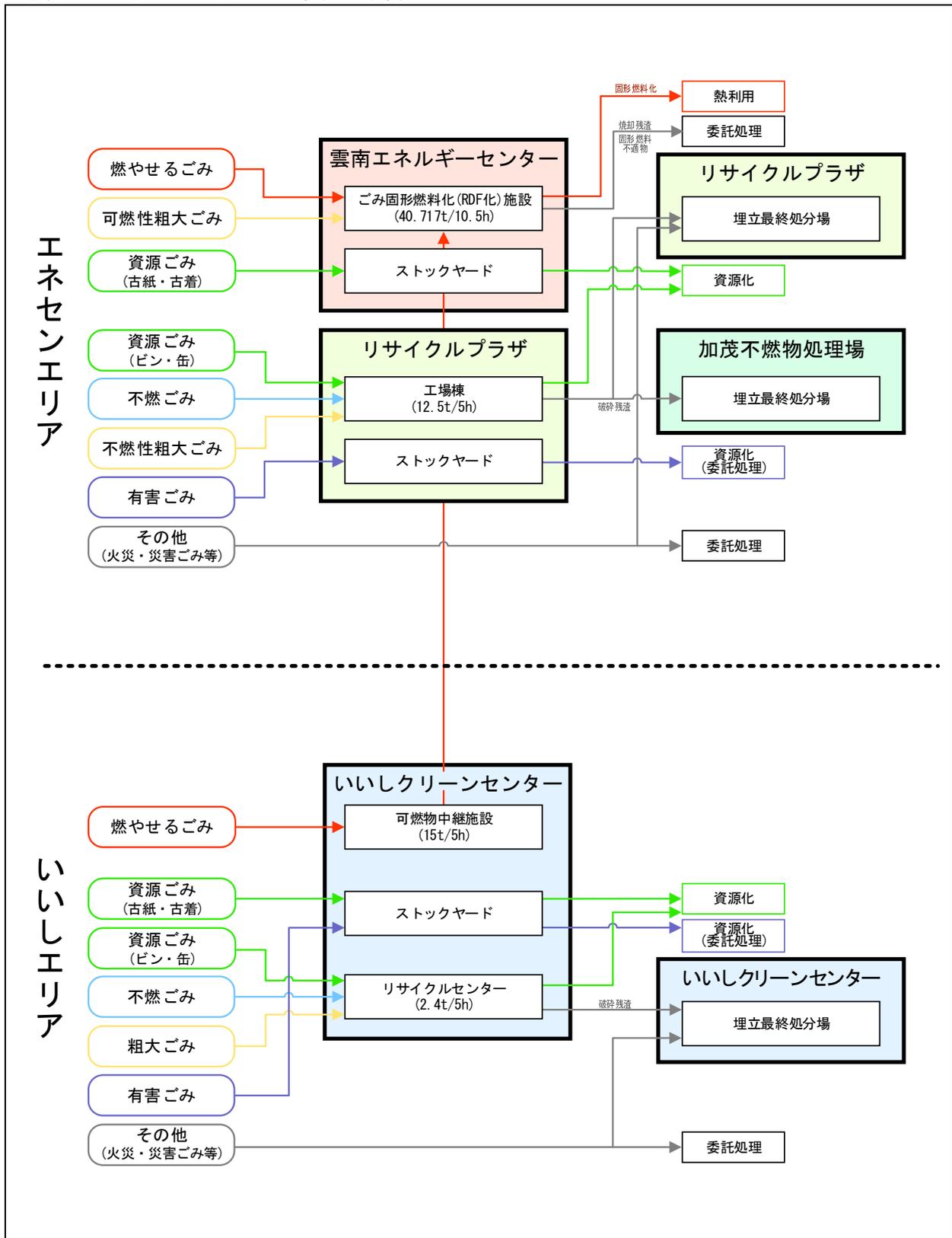
3-1 ごみ処理の流れ

現在のごみ処理は、エネセンエリア、いいしエリア単位で行っており、これら2つの区域でごみ処理の流れが異なります。

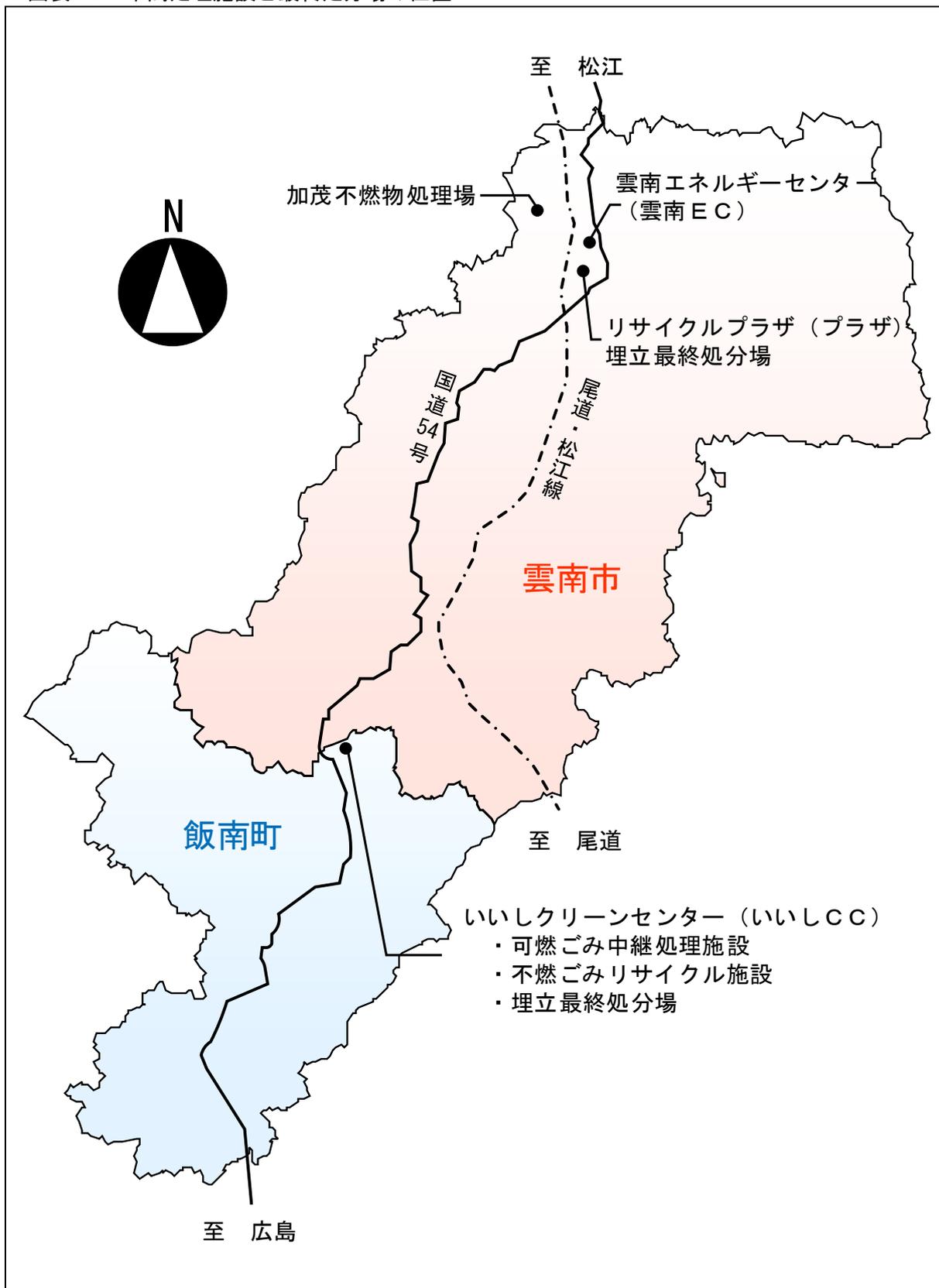
具体的には以下のとおりです。

ごみ種類	エネセンエリア	いいしエリア
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 雲南ECにおいて固形燃料（RDF）化している。 ➤ 固形燃料（RDF）の一部は、公共施設の給湯冷暖房用燃料として利用し、残りは民間企業において有効利用されている。 ➤ 固形燃料（RDF）に不適な残渣及び焼却残渣は、委託処理を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成15年11月1日からいいしCC（可燃物中継施設）経由で出雲市へ搬送。出雲ECでの委託処理を開始した。 ➤ 令和3年11月11日をもって出雲市への処理委託が終了。翌日から搬送先を雲南ECに変更し、処理を開始した。 ➤ 出雲市への搬送はいいしCC内の「圧縮梱包設備」によって行っていたが、改造工事により「積替え設備」を導入。これにより大型パッカー車に積替えのち雲南ECに搬送している。
不燃ごみ 粗大ごみ ビン・カン	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）」で選別、破碎、圧縮処理を行っている。 ➤ 処理後の資源物は業者に引き渡し、破碎残渣は委託処理あるいはプラザ併設の埋立最終処分場及び加茂不燃物処理場にて埋立処分を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いいしCC（不燃ごみリサイクル施設）にて、選別、破碎、圧縮処理を行っている。 ➤ 処理後の資源物は業者に引き渡し、破碎残渣はいいしCC併設の埋立最終処分場にて埋立処分を行っている。
古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 雲南ECにて保管し、資源化を行っている。また、一部の回収は、資源化業者により直接資源化を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いいしCC（ストックヤード）にて保管し、資源化を行っている。
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プラザにて保管し、資源化を行っている。 	
その他 （火災・災害ごみ等）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託処理あるいはプラザ併設の埋立最終処分場にて埋立処分を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託処理あるいはいいしCC併設の埋立最終処分場にて埋立処分を行っている。

▼図表 3-7 ごみ処理の流れ（令和 4 年度）



▼図表3-8 中間処理施設と最終処分場の位置



3-2 ごみ排出量の実績

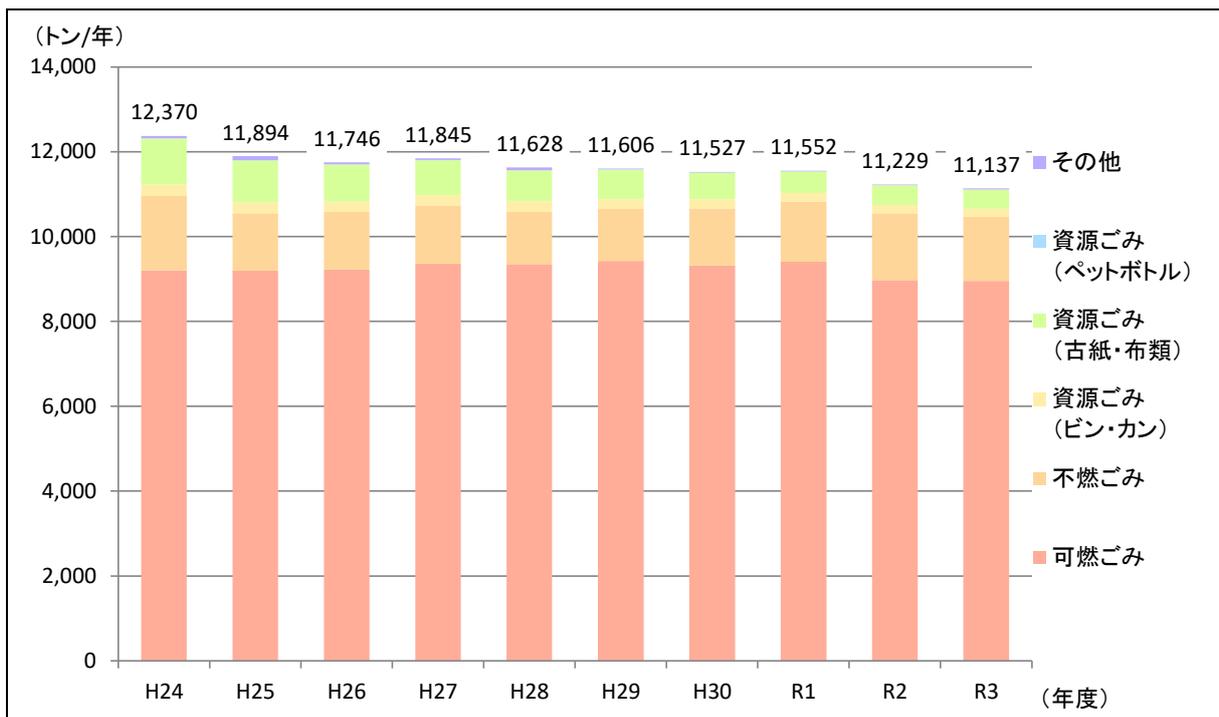
(1) 組合合計

本組合のごみ総排出量は、令和3年度において11,137tです。平成25年度以降減少傾向が続いていますが、直接搬入ごみは増加傾向にあります。

▼図表 3-9 ごみ排出量の実績〔組合合計〕

(単位:t/年)

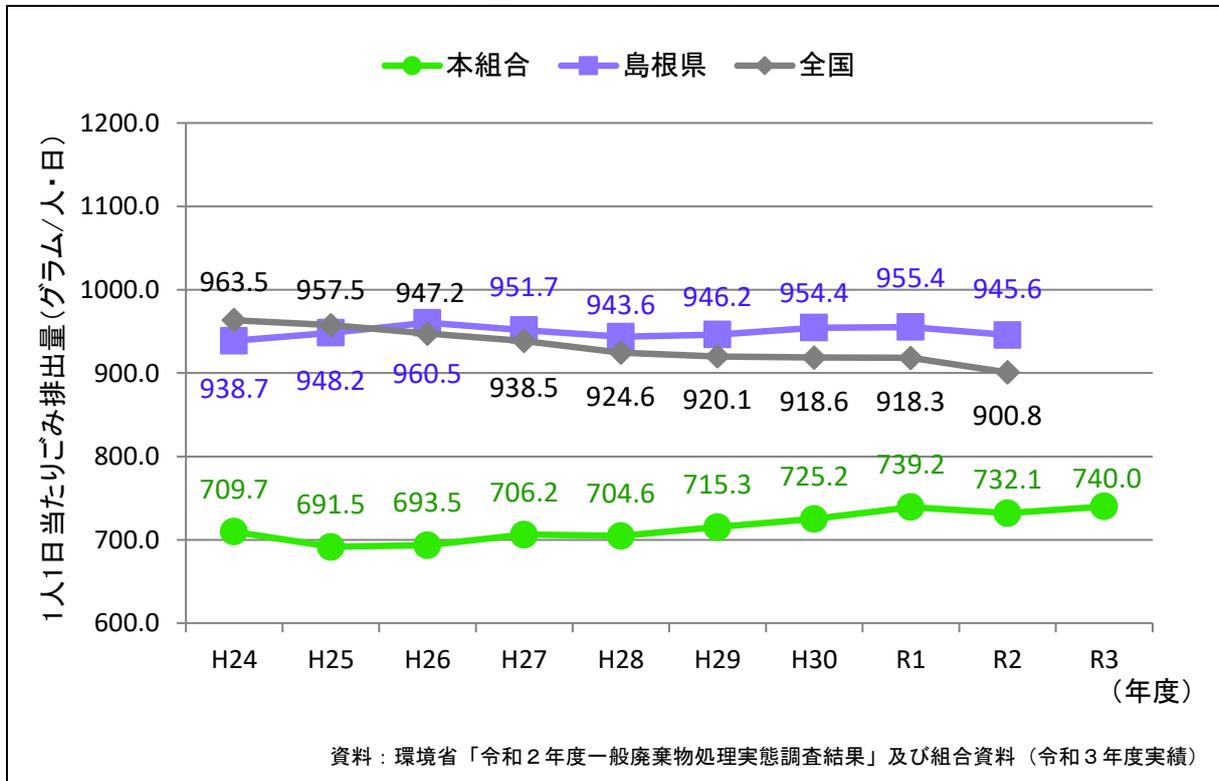
年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ	収集	6,962	6,949	6,872	6,881	6,777	6,739	6,678	6,728	6,337	6,278
	直接搬入	2,241	2,244	2,348	2,480	2,573	2,683	2,640	2,677	2,633	2,675
	計	9,202	9,193	9,221	9,361	9,350	9,423	9,317	9,404	8,970	8,952
不燃ごみ	収集	465	479	435	404	378	367	379	358	431	406
	直接搬入	1,294	878	928	970	861	861	967	1,062	1,146	1,105
	計	1,759	1,357	1,363	1,373	1,239	1,228	1,346	1,420	1,577	1,511
資源ごみ (ビン・カン)	収集	263	253	234	236	241	228	216	202	197	193
	直接搬入	9	6	6	4	3	3	2	2	2	3
	計	272	260	241	240	245	232	218	204	199	195
資源ごみ (古紙・布類)	収集	1,026	935	827	787	685	662	599	477	436	413
	直接搬入	54	50	50	41	41	35	29	32	33	39
	計	1,080	985	878	828	726	698	629	509	469	453
資源ごみ (ペットボトル)	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接搬入	6	7	6	8	7	7	3	2	0	0
	計	6	7	6	8	7	7	3	2	0	0
その他	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接搬入	52	92	39	36	62	19	13	12	14	26
	計	52	92	39	36	62	19	13	12	14	26
合計		12,370	11,894	11,746	11,845	11,628	11,606	11,527	11,552	11,229	11,137
収集ごみ		8,715	8,616	8,369	8,307	8,081	7,997	7,872	7,764	7,401	7,289
直接搬入ごみ		3,655	3,277	3,378	3,538	3,547	3,609	3,655	3,788	3,828	3,848



本組合の1人1日当たりごみ排出量をみると、図表3-10のとおり令和3年度は740.0gで、全国平均（令和2年度：900.8g）及び島根県平均（令和2年度：945.6g）いずれと比較しても大幅に少ない結果となっています。

しかしながら、全国平均が継続して減少傾向にあるなかで本組合では増加傾向です。

▼図表3-10 1人1日当たりごみ排出量の推移〔組合合計〕



注) 1人1日当たり排出量は、一般廃棄物処理実態調査結果との整合を図るため10月1日住民基本台帳人口で除した値。
1年間を365日（うるう年を366日）として除した値。

(2) 市町別合計

雲南市のごみ排出量は組合合計と同様な推移を示しており、平成25年度以降はおおむね減少傾向にあります。

飯南町も組合合計及び雲南市と同様に平成25年度以降減少傾向が続きましたが、平成30年度から令和元年度にかけていったん増加し、令和2年度以降は再び減少傾向にあります。

これは、雲南ECへの可燃ごみの統合処理に向け、令和2年度からいいしエリアの分別区分変更を試行したことによるもので、令和元年度末にかけて駆け込み需要（とくに家庭から直接ごみ処理施設に持ち込むこと）がいったん増え、令和2年度には平準化したことが要因と考えられます。

令和3年度のごみ排出量合計は、雲南市9,840t、飯南町1,297tであり、雲南市が組合合計の88%を占めています。

また、令和3年度のごみ排出量の1人1日当たりごみ排出量は、雲南市737.3g、飯南760.5gと飯南町の方が大きい値となっています。

▼図表 3-11 ごみ排出量の実績〔市町別〕

【雲南市】

(単位:t/年)

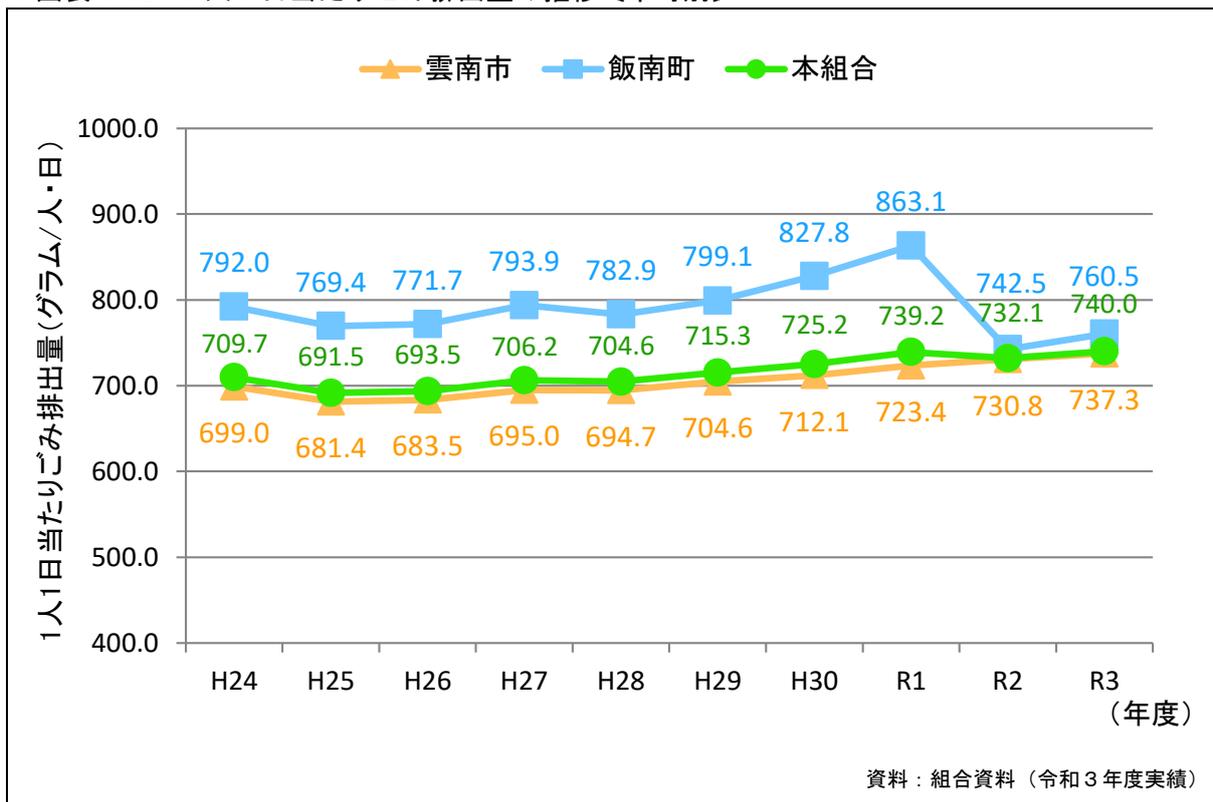
年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ	収集	6,123	6,129	6,072	6,091	5,987	5,950	5,897	5,944	5,670	5,609
	直接搬入	1,975	1,964	2,049	2,154	2,231	2,310	2,243	2,251	2,310	2,371
	計	8,098	8,093	8,121	8,245	8,218	8,260	8,140	8,195	7,980	7,980
不燃ごみ	収集	430	448	405	376	353	343	354	333	390	364
	直接搬入	1,070	699	775	794	725	735	821	908	1,026	971
	計	1,500	1,147	1,180	1,170	1,078	1,078	1,175	1,241	1,416	1,334
資源ごみ (ビン・カン)	収集	227	219	203	204	211	200	189	176	171	168
	直接搬入	3	2	2	1	1	1	0	1	1	1
	計	230	221	205	205	212	201	189	177	172	169
資源ごみ (古紙・布類)	収集	920	838	734	701	606	585	524	404	363	339
	直接搬入	19	15	15	13	10	9	7	7	8	7
	計	939	853	749	714	616	594	531	411	371	346
資源ごみ (ペットボトル)	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接搬入	3	3	2	3	3	3	1	0	0	0
	計	3	3	2	3	3	3	1	0	0	0
その他	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接搬入	3	58	2	3	45	3	7	4	3	11
	計	3	58	2	3	45	3	7	4	3	11
合計		10,772	10,375	10,260	10,340	10,172	10,138	10,042	10,027	9,942	9,840
収集ごみ		7,700	7,635	7,414	7,372	7,157	7,077	6,963	6,857	6,595	6,480
直接搬入ごみ		3,073	2,741	2,846	2,968	3,014	3,061	3,079	3,170	3,347	3,360

【飯南町】

(単位:t/年)

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ	収集	839	819	801	789	791	790	781	784	667	669
	直接搬入	266	280	299	327	342	373	396	426	323	304
	計	1,104	1,100	1,100	1,116	1,132	1,163	1,177	1,209	990	972
不燃ごみ	収集	35	31	29	28	25	24	25	25	41	42
	直接搬入	224	179	153	175	136	126	146	155	120	135
	計	259	210	182	203	161	150	171	180	161	176
資源ごみ (ビン・カン)	収集	35	34	31	32	30	29	27	27	26	25
	直接搬入	6	5	5	3	2	2	2	1	1	2
	計	42	39	36	35	32	31	29	28	27	27
資源ごみ (古紙・布類)	収集	106	97	93	86	79	77	75	73	73	75
	直接搬入	35	34	35	28	31	26	23	26	25	32
	計	141	131	128	114	110	104	98	98	98	107
資源ごみ (ペットボトル)	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接搬入	3	4	4	4	4	4	2	2	0	0
	計	3	4	4	4	4	4	2	2	0	0
その他	収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直接搬入	49	35	37	33	17	15	7	8	11	16
	計	49	35	37	33	17	15	7	8	11	16
合計		1,598	1,519	1,487	1,506	1,456	1,467	1,485	1,525	1,287	1,297
収集ごみ		1,015	982	955	935	924	920	909	908	806	810
直接搬入ごみ		583	537	532	571	532	548	576	618	481	488

▼図表 3-12 1人1日当たりごみ排出量の推移〔市町別〕



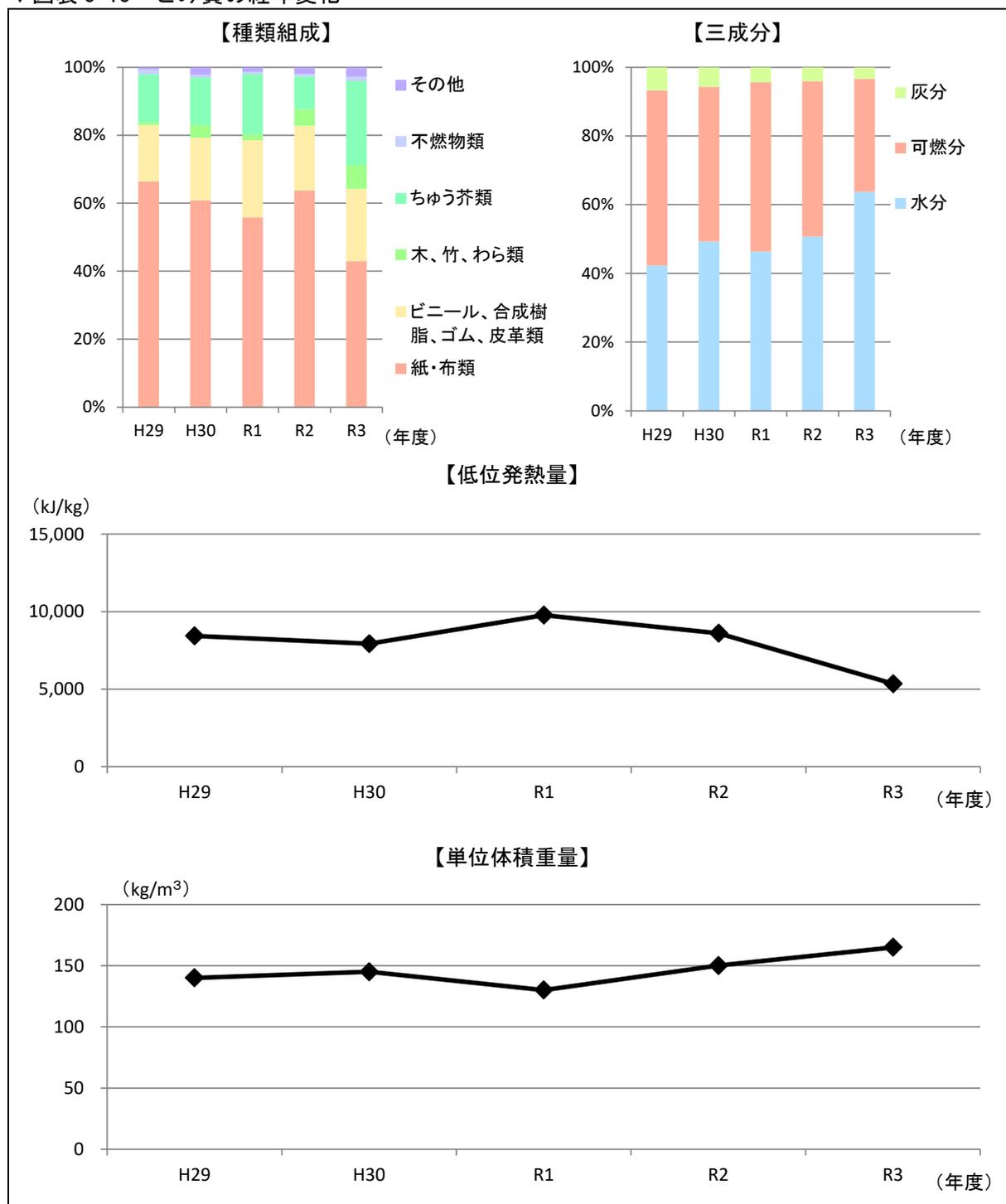
注）1人1日当たり排出量は、一般廃棄物処理実態調査結果との整合を図るため10月1日住民基本台帳人口で除した値。
1年間を365日（うるう年を366日）として除した値。

4. 可燃ごみの性状

本組合管内から排出される可燃ごみの性状調査を、雲南ECで定期的に行っています。

調査結果によると、紙・布類の割合が減少傾向にあります。こうした結果は、新聞や書籍等の販売部数の低下、店頭回収や資源回収業者の利用によりごみとして排出される古紙類の減少が要因と考えられます。

▼図表 3-13 ごみ質の経年変化



注) 低位発熱量：ごみ中の水分及び可燃分中の水素分が水蒸気となる際の蒸発潜熱を高位発熱量から差し引いた実質的な発熱量をいう。焼却施設の設計を行う時の重要な要素。

単位体積重量：ごみ m^3 当たりのごみ重量。収集運搬における車両の運行計画、ごみピット容積やクレーン設計に重要な要素。

5. 資源化・中間処理・最終処分

5-1 中間処理による資源化等

(1) 雲南エネルギーセンター（雲南EC）

雲南ECにおける令和3年度の可燃ごみ搬入量（古紙・古着を含む。）は7,425tとなりました。このうち、ダンボール・古紙類、枝葉・木屑、布類・畳などの資源回収量は1,167tとなり、残る可燃物のうちRDF不適物47tを除く6,211tが固形燃料（RDF）化の対象です。さらにここから製造過程（乾燥工程）で量が半減し、3,244tのRDFが生産されました。なお、令和3年度中に組合管内すべての可燃ごみの統合処理を開始したことから、令和3年度のいいしエリアからの搬入分657tを含む雲南ECの可燃ごみ搬入量は8,074t、これにもなう固形燃料（RDF）製造量は3,584tとなりました。

▼図表 3-14 雲南エネルギーセンターの処理実績 (単位：t/年)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ搬入量	7,740	7,573	7,517	7,410	7,425
うち、資源物	1,300	1,262	1,097	1,239	1,167
ダンボール・古紙類	626	566	419	383	346
枝葉・木屑	260	253	198	374	366
布類・畳	414	443	480	482	454

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

資料：令和3年度パンフレット及び雲南エネルギーセンター品種別年報

(2) リサイクルプラザ（プラザ）

プラザでは、破碎、選別、圧縮等の処理を行っています。令和3年度の資源化量は468tとなりました。

▼図表 3-15 リサイクルプラザの処理実績 (単位：t/年)

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
不燃ごみ等搬入量	1,132	1,214	1,245	1,419	1,341
うち、資源物	347	337	433	497	468
ビン類	131	111	97	108	115
アルミ	38	34	34	34	35
スチール	19	21	19	19	18
シュレッダー	26	22	27	30	23
その他金属	114	130	130	166	162
乾電池・蛍光管	17	17	16	18	14
特定家電	3	2	2	4	6
小型家電			107	119	96

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

資料：令和3年度パンフレット及びリサイクルプラザ品種別搬入年報

(3) いいしクリーンセンター（いいしCC）

いいしCCにおける可燃ごみ搬入量は、令和3年度において1,817t、不燃ごみ等（不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ）の搬入量は、554tとなりました。

このうち、資源ごみ搬入量は、200t程度であることから、300t程度の資源物が可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみから回収されたこととなります。

なお、平成15年11月1日から出雲市へ委託してきた可燃ごみの処理は、令和3年11月11日をもって終了しました。翌日から雲南ECでの統合処理に変更したことにより、令和3年度可燃ごみ搬入量（1,817t）のうち、657tが雲南ECでの処理量となりました。

▼図表 3-16 いいしクリーンセンターの処理実績

（単位：t/年）

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
可燃ごみ搬入量	2,202	2,209	2,239	1,868	1,817
不燃ごみ等搬入量	531	529	550	531	554
うち、資源物	451	490	574	499	511
ビン類	44	42	50	52	50
アルミ	13	13	12	11	11
スチール	6	6	6	6	6
その他金属類	108	123	88	77	80
ダンボール・古紙類	252	270	238	208	211
布類	21	22	31	29	34
布団・畳			93	64	73
乾電池・蛍光管	4	8	6	8	5
特定家電	4	6	5	7	7
小型家電			46	39	35

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

資料：令和3年度パンフレット

5-2 最終処分

(1) 加茂不燃物処理場及びリサイクルプラザ併設の埋立最終処分場

加茂不燃物処理場は不燃ごみを、プラザ併設の埋立最終処分場は、雲南E C並びにプラザの処理過程で発生する不燃物残渣、焼却残渣、R D F 不適物をそれぞれ埋立処分していましたが、平成 30 年度以降は焼却残渣及びR D F 不適物を民間委託処理に変更しています。

令和 3 年度における埋立処分量は 415t です。

▼図表 3-17 加茂不燃物処理場及びリサイクルプラザ併設の埋立最終処分場埋立処分実績

(単位：t/年)

年 度		H29	H30	R1	R2	R3
加茂不燃物処理場 リサイクルプラザ	焼却残渣	84				
	固形燃料 (RDF) 不適物	172				
	不燃物残渣	615	471	437	484	415
計		870	471	437	484	415

資料：雲南エネルギーセンター処理年報及びリサイクルプラザ処理年報

(2) いいしクリーンセンター併設の埋立最終処分場

いいしC C併設の埋立最終処分場は、いいしC Cの処理過程で発生する不燃物残渣等を埋立処分しています。

令和 3 年度における埋立処分量は 59t です。

▼図表 3-18 いいしクリーンセンター併設の埋立最終処分場埋立処分実績

(単位：t/年)

年 度		H29	H30	R1	R2	R3
いいしクリーン センター	不燃物残渣	61	71	66	59	59

資料：いいしクリーンセンター処理年報

(3) その他

いいしエリアの可燃ごみは、令和 3 年 11 月まで出雲市に委託し処理していましたが、出雲 E Cの溶融処理過程で発生する残渣についても同様に委託対象物とし、出雲市の最終処分場において埋立処分していました。

令和 3 度における本組合分の埋立処分量は 101t です。

▼図表 3-19 出雲市委託分埋立処分実績

(単位：t/年)

年 度		H29	H30	R1	R2	R3
出雲エネルギー センター	溶融処理残渣	184	176	169	151	101

資料：いいしクリーンセンター処理年報

5-3 発生・排出抑制の取組

(1) 事業者等による資源回収

島根県では、ごみの減量やリサイクル等、環境に配慮した取組に積極的に取り組んでいる店舗を「しまエコショップ」として認定しています。

本組合管内での認定店舗数は以下のとおりです。

▼図表 3-20 しまエコショップ認定店の状況（令和4年8月現在）

市 町 別	認定状況
雲 南 市	市内スーパー・コンビニ・金融機関等 20 店舗 (内ゴールドエコショップは 14 店舗)
飯 南 町	町内スーパー・コンビニ・金融機関等 6 店舗 (内ゴールドエコショップは 4 店舗)

注) エコショップの認定には、区分ごとの認定基準があり、4項目以上を満たす店舗をゴールドエコショップとして認定しています。

(2) 生ごみのコンポスト化

雲南市では、家庭ごみの減量を目的とした生ごみ処理容器購入費補助制度を平成22年まで実施していました。需要の低下から現在はこの制度を廃止していますが、ごみ集積施設整備費補助金や太陽光発電導入促進事業補助金など、他の補助制度の活用を推進しています。

▼図表 3-21 雲南市の生ごみ処理容器購入費補助制度の概要

自 治 体	実施時期	助成対象	助成金額
雲南市	H16.11~H22	住民	(器)購入金額の1/3、20,000円以内、2基/世帯 (電)購入金額の1/3、20,000円以内、1基/世帯

注) 表中の記号は、(器)：容器、(電)：電気式を示しています。

(3) ごみの減量化に関する啓発活動

本組合及び組合構成自治体では、ごみ減量化等に関する啓発等を積極的に行っています。

本組合では、施設見学や広報、チラシによる啓発を実施しており、雲南市では、ごみ集積施設整備費補助金制度を創設しています。加えて分別学習会や広報、チラシによる啓発、さらには環境対策委員による自治会等との連携を図り、環境美化や分別徹底を推進しています。また、飯南町では、雲南市同様広報、チラシによる啓発、ごみ分別学習会のほか、公民館での活動等を実施しており、年1回、町内全域において空き缶等の散在性ごみの収集活動を行っています。

▼図表 3-22 ごみ減量化等に関する施策の実施状況

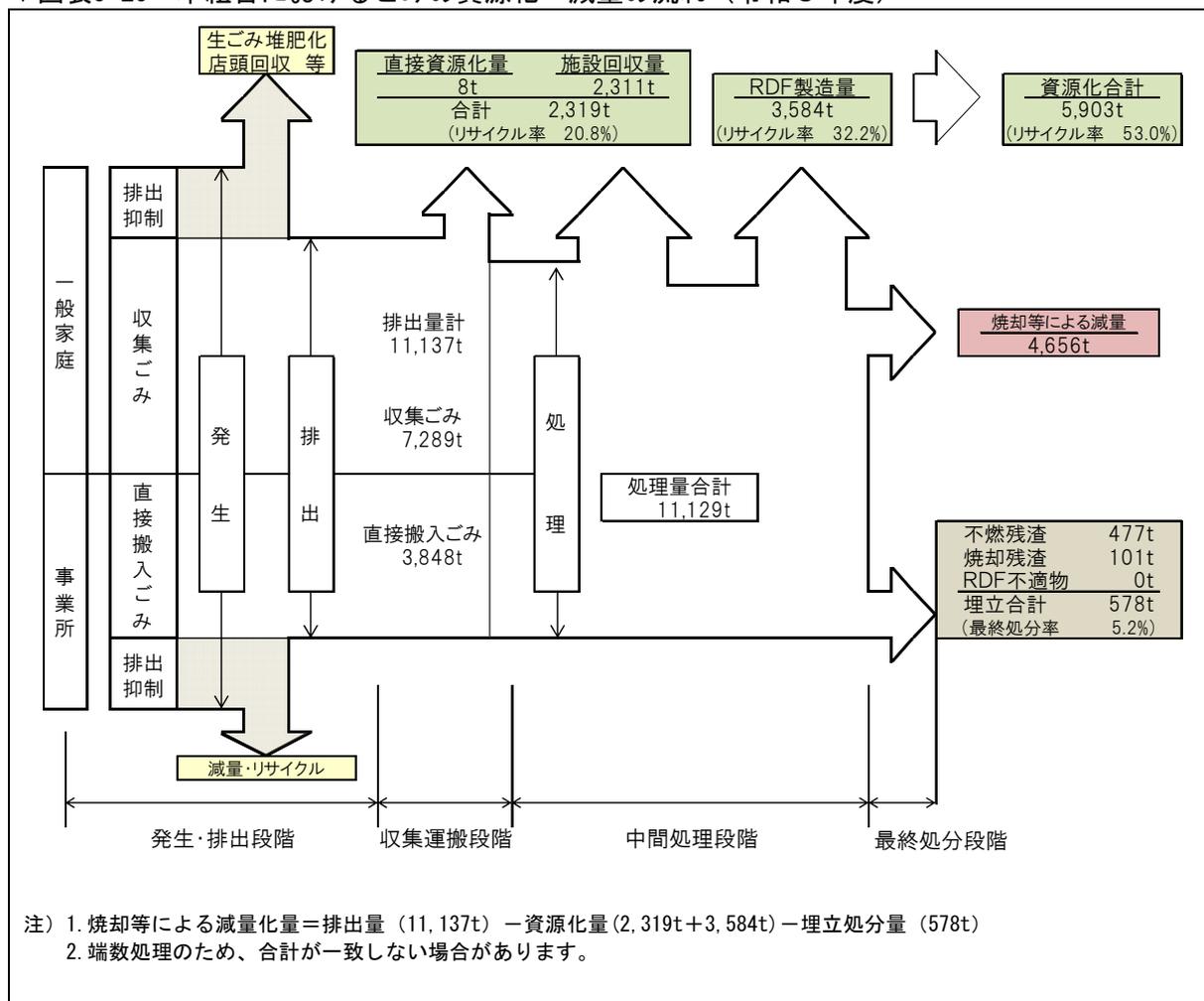
自治体	施策	概要
組 合	ごみ処理施設の見学	事前の連絡により施設の見学ができる。
	ごみ分別勉強会	住民の要請に対して、担当職員によるごみ分別の勉強会を開催。
	広報、チラシによる啓発	ごみの分別や減量化のための情報をチラシや広報で配布する。
雲南市	ごみ集積施設整備費補助金制度	事業内容：ごみ集積施設整備の経費が1万円以上で、ごみ集積施設を利用する世帯数が5世帯以上とする。 設置経費の1/3又は利用世帯数に5,000円を乗じた額のいずれか低い方の額を補助する。ただし、補助する金額の限度額は、1施設当たり10万円とする。
	レジ袋有料化	令和2年7月より、市内のレジ袋を扱う小売業を含むすべての事業者において、レジ袋を有料化。
	ごみ分別勉強会	住民の要請に対して、担当職員によるごみ分別の勉強会を開催。
	広報、チラシによる啓発	ごみの分別や減量化のための情報をチラシや広報で配布する。
	環境対策委員	地域ごとに散乱ごみ収集活動を行っており、各年で重点地域を定め、地域の活動を支援している。 自治会への情報伝達、啓発活動を行う。
飯南町	レジ袋有料化	令和2年7月より、市内のレジ袋を扱う小売業を含むすべての事業者において、レジ袋を有料化。
	広報、チラシ等による啓発	ごみの分別や減量化のための情報をチラシや広報で配布する。
	ごみ分別勉強会	住民の要請に対して、担当職員によるごみ分別の勉強会を開催。
	公民館活動	段ボールコンポストの普及や廃材を使ったロケットストーブなどの講習会。 リサイクルバザーの開催
	空き缶等散在性ごみ収集活動	年1回町内全域において散在性ごみ収集活動を行う。

6. ごみの資源化・最終処分まとめ

令和3年度における本組合のごみ総排出量は11,137tであり、このうち、資源化量は5,903t（RDF製造量を除いた場合は2,319t）、埋立処分量は578t、リサイクル率は53.0%（RDF製造量を除いた場合は20.8%）、最終処分率は5.2%となりました。

リサイクル率は、可燃ごみ処理方式の違いから、令和2年度島根県平均の21.0%、全国平均の20.0%に比べ高い水準にあります。

▼図表3-23 本組合におけるごみの資源化・減量の流れ（令和3年度）



〔リサイクル率・最終処分率〕（令和2年度）

	リサイクル率 ^{注2)}	最終処分率 ^{注3)}
本組合	46.9% 【21.0%】	6.2%
島根県平均	21.0% 【18.4%】	9.3%
全国平均	20.0% 【18.0%】	8.7%

注) 1. 島根県平均及び全国平均は、環境省「一般廃棄物処理実態調査票」により算出したため、実態調査票の最新年度（令和2年度）に合わせ、本組合数値も令和2年度のデータで記載しています。

2. リサイクル率(%) = 資源化量(集団回収量含む) ÷ 排出量(集団回収量含む) × 100

3. 最終処分率(%) = 最終処分量 ÷ 排出量 × 100

【 】数値は、固形燃料(RDF)、セメント原料を除いた場合

7. ごみ処理施設の概要

7-1 中間処理施設

本組合管内から排出されるごみの中間処理は、組合が管理する3施設において行っています。

なお、令和4年度からの可燃ごみ統合処理に向け、雲南ECでは、令和元年度から令和2年度にかけて成型機の増設等、改造及び延命化工事を行いました。また、いいしCCでは、令和3年度にベーリング（圧縮梱包）方式からダストドラム（貯留）方式へと改造工事を行うとともに、大型パッカー車（6t）2台を導入しています。

中間処理施設の位置は前出の図表3-8に示すとおりです。

▼図表3-24(1) 中間処理施設の概要

名称	雲南エネルギーセンター
所在地	雲南市加茂町三代1331-1
処理対象地域	大東町、加茂町、木次町、三刀屋町
処理計画人口	32,396人（令和3年10月1日現在）
主な施設	ごみ固形燃料（RDF）化工場棟、管理棟、固形燃料（RDF）倉庫、車庫
敷地面積	15,046㎡
建築面積	2,608㎡
延床面積	3,186㎡
処理能力	40.717t/10.5時間（令和4年8月10日変更）
処理対象物	可燃ごみ
着工	平成9年7月
竣工	平成11年3月
総事業費	約32億円（この他令和元年度～2年度実施の設備改修工事に約8.32億円）
処理方式	ごみ固形燃料（RDF）化方式
対象ごみ	収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ
RDF製造能力	投入ごみ量の約1/2
ごみピット容量	475.3m ³
乾燥熱源	灯油
形成機	ローラーダイス方式
秤量搬出機	500kgフレコンバック式

▼図表 3-24(2) 中間処理施設の概要

名称	リサイクルプラザ
所在地	雲南市木次町里方 1369-39
処理対象地域	大東町、加茂町、木次町、三刀屋町全域
敷地面積	8,100 m ²
処理能力	12.5t/日
処理対象物	資源ごみ（スチール缶、アルミ缶、びん類） 不燃ごみ（金属類、陶器、ガラス、プラスチック類）
着工	平成 14 年 12 月
竣工	平成 16 年 3 月
総事業費	約 7 億 4,300 万円

▼図表 3-24(3) 中間処理施設の概要

名称	いいしクリーンセンター
所在地	飯石郡飯南町都加賀 698-1
処理対象地域	雲南市吉田町、雲南市掛合町、飯石郡飯南町
処理計画人口	8,840 人（令和 3 年 10 月 1 日現在）
主な施設	工場棟（可燃物中継施設、リサイクルセンター）、管理棟、埋立処分場、ストックヤード
敷地面積	約 29,750 m ²
建築面積	2,608 m ²
処理能力	8.4t/5 時間（可燃物中継施設） 2.4t/5 時間（リサイクルセンター） 2,800 m ³ （埋立処分場）
着工	平成 14 年 4 月
竣工	平成 15 年 11 月
総事業費	約 14 億 8,900 万円（この他、令和 2 年度～3 年度に可燃物中継施設を改造。 圧縮梱包設備から積換え設備（ダストドラム方式）に変更したことに約 1.69 億円）

▼図表3-25 中間処理施設の状況

<p>雲南 エネルギーセンター</p>	
<p>リサイクルプラザ</p>	
<p>いいし クリーンセンター</p>	

7-2 最終処分場

本組合では、現在3つの最終処分場を運用しています。そのうちいいしCC併設の埋立最終処分場は、いいしエリアを対象としていますが、施設規模（埋立容量）と年間埋立容量からみて、当面は継続運用が可能であると見込まれます。

一方、プラザ併設の埋立最終処分場及び加茂不燃物処理場は、エネセンエリアを対象としていますが、残余容量がひっ迫しており、平成30年度から焼却残渣やRDF不適物を委託処理することにより最終処分場を延命化している状況です。このまま委託処理を継続し、令和3年度程度の埋立量を維持すれば当面は埋立処分を継続することができますが、委託処理分も含め全量を埋め立てる場合には、両処分場を合わせても5～7年程度で満杯になると推測されます。

▼図表 3-26(1) 最終処分場の概要

施設名称	埋立対象物	埋立開始年度	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
加茂不燃物処理場	不燃ごみ (処理残渣)	平成2年度	2,808	10,000	1,395
リサイクルプラザ併設の埋立最終処分場	不燃ごみ (処理残渣) 焼却残渣	平成15年度	5,200	28,500	8,012
いいしクリーンセンター併設の埋立最終処分場	不燃ごみ (処理残渣)	平成16年度	630	2,800	1,448

注) 1. 残余容量は令和3年度末現在の数値を示しています。

資料：一般廃棄物処理施設維持管理記録簿

2. 平成29年度までは焼却残渣の埋立を行っていましたが、平成30年度以降は実施していません。

なお、市町村合併前に運用していた最終処分場は廃棄物処理法に基づき廃止しており、現在はその跡地を管理しています。

▼図表 3-26(2) 廃止済最終処分場一覧

所有者	施設名	埋立物	埋立開始年	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	廃止年月
本組合	第1処分場	焼却残渣	S42	950	4,000	H24.7
	第2処分場	焼却残渣	S49	1,600	6,748	H24.7
	へぎ処分場	破碎残渣 焼却残渣	S50	1,933	4,000	H16.3
雲南市	三刀屋不燃性廃棄物処理施設	不燃ごみ	S49	7,000	51,200	H17.4
	大東農産廃棄物処理施設最終処分場	不燃ごみ	S51	1,800	2,500	H17.4
	木次町下宇山不燃物処理場	安定物	H3	970	3,000	H17.4
飯南町	頓原町長谷不燃物埋立地	不燃ごみ 破碎ごみ	S60	880	7,000	H17.4
	赤来町一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ	H11	990	1,400	H17.4

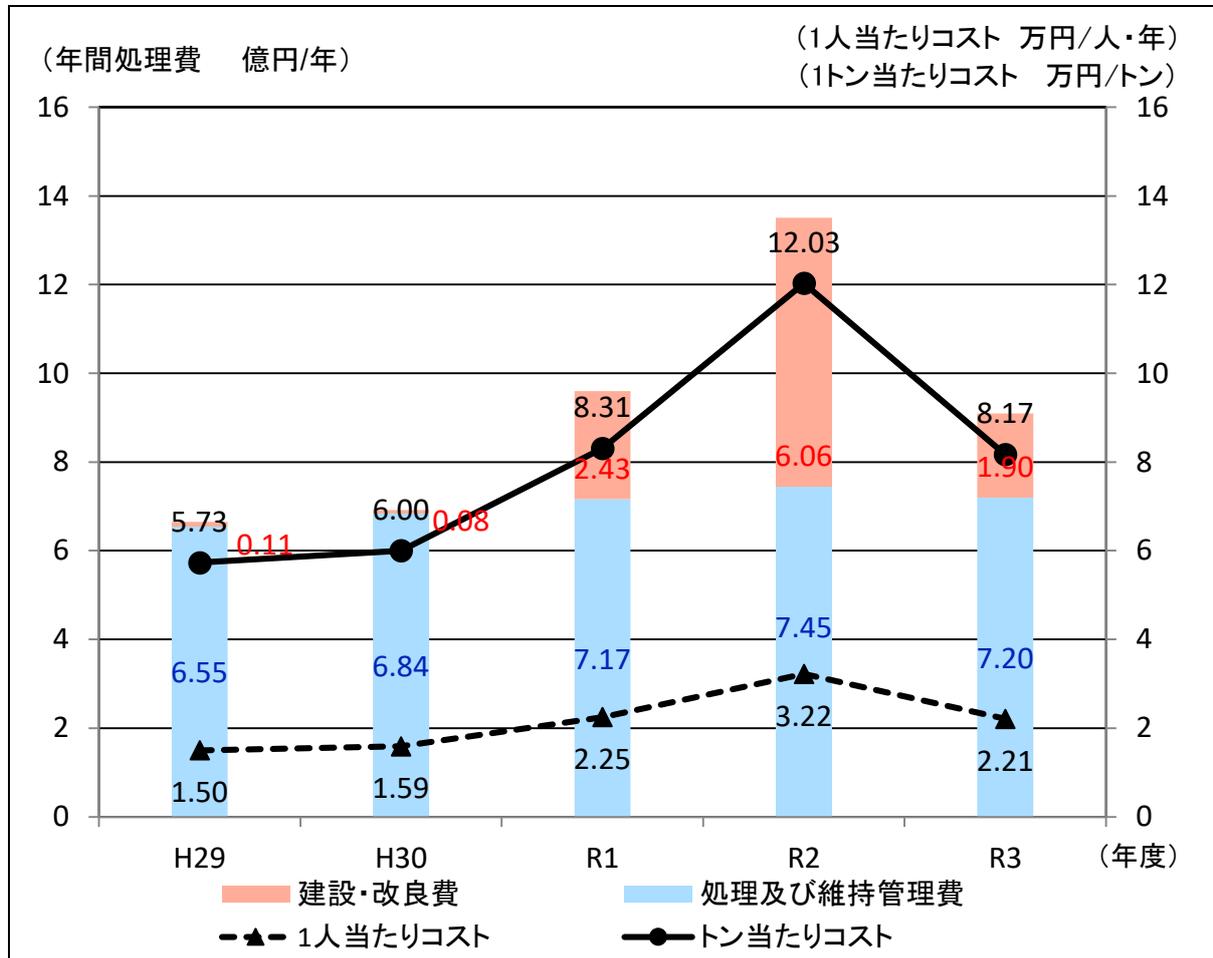
8. ごみ処理に関する経費

ごみ処理経費は、令和3年度の本組合総額で909,536千円となりました。住民1人当たりでは年間約22,100円、ごみ1t当たりでは約81,700円です。図表3-27に示すとおりごみ処理経費は近年増加傾向にあります。令和元年度から3年度にかけての大幅な増加は雲南EC及びいいしCCの改造工事によるものであり、一時的なものです。

▼図表3-27 ごみ処理に要する経費（組合合計）（年度）

	H29	H30	R1	R2	R3
建設・改良費(千円)	10,653	8,014	242,977	606,330	189,904
処理及び維持管理費(千円)	654,580	684,097	716,518	744,656	719,632
収集運搬費(千円)	129,564	133,494	141,118	143,998	135,640
中間処理費(千円)	468,385	510,979	506,359	516,083	446,504
最終処分費(千円)	13,332	14,087	28,872	25,157	70,792
その他(千円)	43,299	25,537	40,169	59,418	66,696
計	665,233	692,111	959,495	1,350,986	909,536
1人当たりコスト(円/人・年)	15,000	15,900	22,500	32,200	22,100
トン当たりコスト(円/トン)	57,300	60,000	83,100	120,300	81,700

注) 1人当たりコストは、各年度10月1日住民基本台帳人口により算出しています。

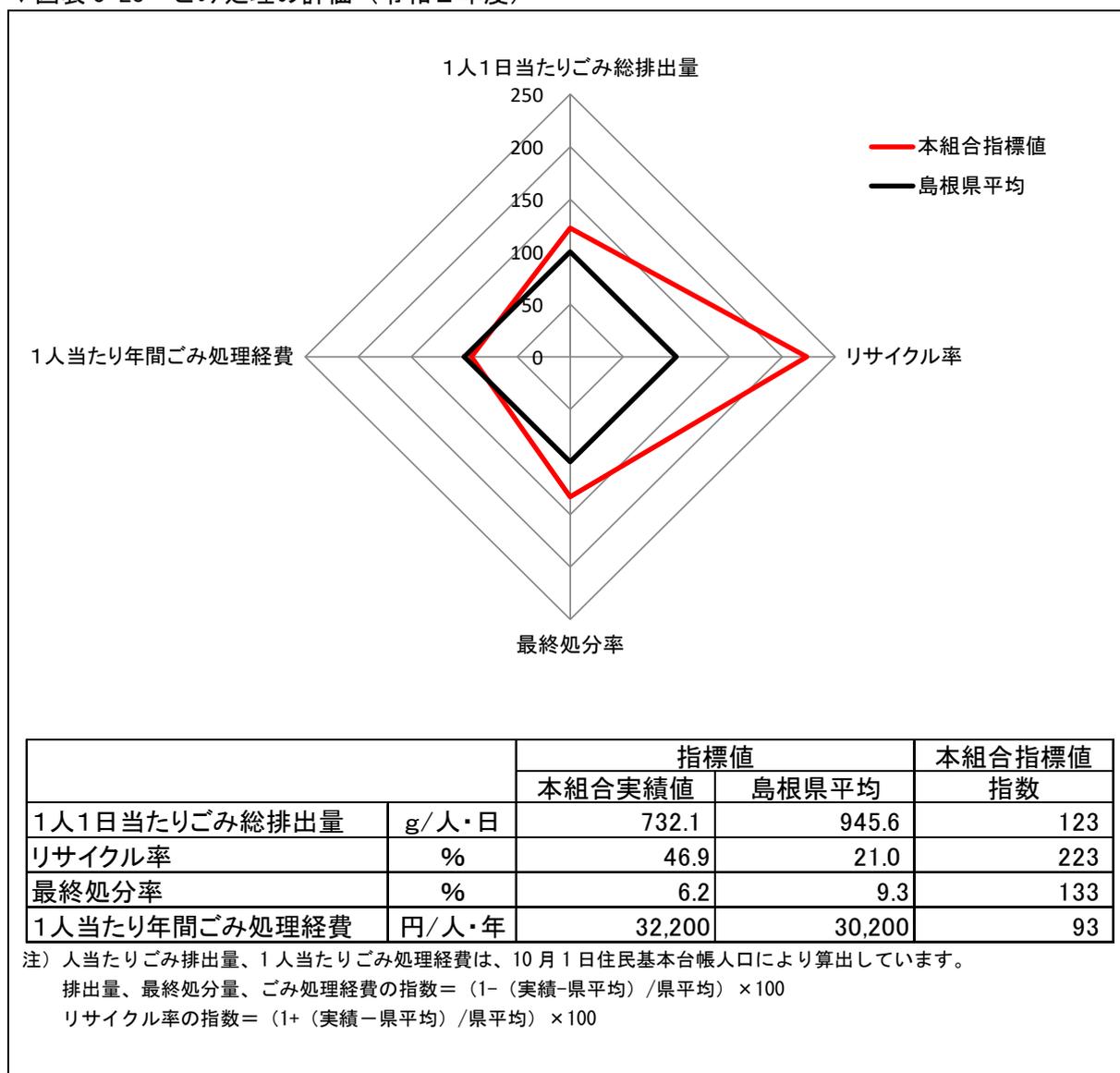


資料：組合資料（一般廃棄物処理実態調査票）

9. ごみ処理の評価

本組合の令和2年度ごみ処理実績値に基づく4指標（1人1日当たりごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率、1人当たりの年間ごみ処理経費）について、島根県平均値を100としてレーダーチャートで比較しました。図表3-28に示すとおり、1人当たり年間ごみ処理経費はわずかに劣っていますが、他の指標は上回っており、良好なごみ処理が行えていることがわかります。

▼図表3-28 ごみ処理の評価（令和2年度）



資料：環境省「令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果」

10. ごみ処理に関する課題

10-1 ごみの排出に関する事項

本組合における令和3年度1人1日当たりごみ総排出量は740.0g（うち、生活系収集ごみは612.7g）であり、令和2年度全国平均900.8g及び令和2年度島根県平均945.6gに比べると大幅に低い水準となっています。

しかし、令和3年度の家庭系ごみ排出量^{※1}は、491.2gであり、国が示す令和7年度の目標数値440gを50g程度超えていることから、本組合としては、生活系可燃ごみに含まれる食品ロスの排出削減及び資源物の分別を進める必要があります。

一方、事業系ごみは、組合管内のごみのうち、17.2%^{※2}を占めています。事業系ごみの増減は、事業所の増減、事業活動の状態等により左右されるため、本計画においては、新たなスマートインター開設による事業活動の活発化、企業誘致による事業所の増加等を考慮した排出抑制目標値を設定することとします。

なお、本組合管内の可燃ごみは、次期可燃ごみ広域処理施設が整備されるまでの間、雲南ECでの固形燃料（RDF）化を行うこととしていますが、プラスチック類の分別により固形燃料化を行う際に異物となるもの、とくに塩化物系のごみの混入低減を図り、処理コストの低減化、固形燃料（RDF）の安定利用に結び付けていかなければなりません。

したがって、本組合の分別排出に関する課題は、可燃ごみに含まれる資源ごみやプラスチック類等の一層の分別徹底を図ることにあります。

ごみ減量や分別徹底は、住民がコスト意識を持って取り組むことで進むものと考えられるため、排出量に応じた負担の公平化やごみ処理コストに関する情報発信を促すものとします。

10-2 資源化に関する事項

本組合では、ビン、カン、古紙・古着類の回収に加え、可燃ごみを固形燃料（RDF）化することでリサイクル率が高まり、令和3年度実績では46.9%と、島根県平均値（令和2年度21.0%）を大きく上回っています。ただし、プラスチック製容器包装やペットボトル等については、容器包装リサイクル法に基づく再生利用も可能であるほか、小型電化製品についてもリサイクル可能であり、これらは一層の資源化すべき対象物であると捉えています。

このことから、これまでどおりの古紙類の分別徹底に加え、小型電化製品やプラスチック製容器包装類、ペットボトル等の再生利用について長期的な課題として検討する必要があります。

また、令和4年4月1日に施行されたプラスチック資源循環促進法により、ここでも容器包装類以外のプラスチック類の分別回収、資源化が求められています。過疎地域である本組合管内では、喫緊の課題ではないものの、長期的な展望に立った施設整備等を検討する必要があります。

※1 家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 - 生活系資源ごみ排出量
(機械処理前に回収された資源物を含む。)

※2 事業系ごみの割合 = 事業系ごみ排出量 (1,916 t) ÷ ごみ総排出量 (11,137 t) × 100
(排出量は、4-6 参照。)

10-3 中間処理に関する事項

本組合の中間処理体制は、町村合併前に構築された複数の施設によるものであり、集約化・効率化が求められています。

なお、いいしエリアの可燃ごみは、出雲ECへの委託処理が令和3年度で終了したのち、雲南ECでの統合処理とし、次期可燃ごみ広域処理施設の完成までは使用を継続するものとして令和1～2年度に延命化工事を行いました。使い始めて25年が経過することから、建物・設備とも相当な老朽化が見られます。

また、搬入される可燃ごみには、分別の不徹底や資源物の混入などが見受けられ、施設や設備への負荷増大につながるだけでなく、適切なRDF化の支障となり、固形燃料としての利用も困難となります。

したがって、本組合の中間処理に関する課題は、次期可燃ごみ広域処理施設が稼働するまでの間、雲南ECを安全かつ安定的に使用し続けることにあります。

10-4 最終処分に関する事項

本組合管内でのごみの最終処分物は、不燃物を対象としています。いいしCC併設の埋立最終処分場は、規模は小さいですが毎年度の埋立量も少なく、施設の残余容量も十分であることから、当面の間は継続的な使用が可能と考えられます。

一方、プラザ併設の埋立最終処分場、加茂不燃物処分場は、現在の委託処理を継続しない限り、5～7年後に埋め立て終了が想定されることから、次期最終処分場施設の早急な整備が必要です。また、近年大規模自然災害が頻発していることから、今後の安定的な処分場確保が必要な状況となっています。

したがって、本組合における最終処分に関する課題は、現行施設の適正な管理と埋立物の減量による長寿命化ならびに計画的な次期施設整備にあります。

11. 関係各市町の動向

島根県の可燃ごみ処理は、市町村合併により一定の広域化が進んでいます。

一方で、これまで述べてきたとおり本組管内の可燃ごみの一部について出雲市への委託処理が令和3年度に終了し、今後の長期的なごみ処理体制の構築までは、雲南E Cの延命化工事(令和1～2年度)及びいいしC Cの中継施設改造工事(令和3年度)によって雲南E Cでの統合処理としたところであり、並行して奥出雲町との共同により次期可燃ごみ広域処理施設の調査研究に着手し、令和14年度の新施設供用開始をめざすとしたところです。

これに加え、最終処分場の残余容量がひっ迫していること、また、令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法により今後市町村によるプラスチックごみの分別回収、資源化が求められることから、資源ごみ、不燃ごみについても奥出雲町との広域処理について検討を開始したところです。

▼図表3-29 可燃ごみ処理体制の状況(令和4年度)

自治体	処理体制	施設状況
松江市	単独処理(溶融)	エコクリーン松江：255t/日(H22)
安来市	民間委託処理(焼却)	安来市清瀬クリーンセンター：52t/日 H19より休止
奥出雲町	単独処理(焼却)	仁多可燃物処理センター：20t/日(S56)
雲南市	雲南市・飯南町事務組合 (ごみ固形燃料化)	雲南エネルギーセンター：30t/日(H11) 40.717t/日(R2)
		(可燃ごみ中継施設) いいしクリーンセンター：15t/日(H15) 8.4t/5h(R3) (中継方式により雲南エネルギーセンターへ)
飯南町		
出雲市	単独処理(焼却)	出雲エネルギーセンター：200t/日(R3)
大田市	邑智郡総合事務組合へ委託処理	大田可燃物中間処理施設：45t/日(H14)
川本町		
美郷町	邑智郡総合事務組合(焼却)	邑智クリーンセンター：40t/日(R3)
邑南町		
江津市	浜田地区広域行政組合(溶融)	エコクリーンセンター：98t/日(H18)
浜田市		
益田市	益田地区広域市町村圏事務組合 (焼却)	益田地区広域クリーンセンター：62t/日(H19)
吉賀町		
津和野町		
海士町	単独処理(焼却)	海士清掃センター：7t/日(H11)
西ノ島町	単独処理(焼却)	西ノ島町ごみ焼却場「清美苑」：10t/日(H6)
知夫村	単独処理(焼却)	知夫村ゴミ焼却場：1.56t/日(S63)
隠岐の島町	単独処理(焼却)	島後清掃センター：25t/日(H6)

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

▼図表3-30 資源ごみ・不燃ごみ処理体制の状況（令和4年度）

自治体		処理体制	施設状況
松江市		単独処理	西持田リサイクルプラザ:16t/日 (H10) 川向リサイクルプラザ:64t/日 (H14) エコステーション松江:59t/日 (H14)
安来市		単独処理	安来市広瀬一般廃棄物最終処分場前処理施設:4t/日 (H3) 安来市高尾クリーンセンター:20t/日 (H5) 安来市伯太農産廃棄物処理施設:6.9t/日 (H3)
奥出雲町		単独処理	仁多クリーンセンター:7t/日 (H11)
雲南市	大東・加茂 木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合	リサイクルプラザ:12.5t/日 (H16)
	吉田・掛合		いいしクリーンセンター:2.4t/日 (H15) (リサイクルセンター)
飯南町			
出雲市		単独処理	平田不燃物処理センター:20t/日 (S63) 佐田クリーンセンター:3t/日 (H6) 出雲クリーンセンター:50t/日 (H7) 出雲リサイクルセンター72t/日 (H8) 斐川クリーンステーション:13t/日 (H8)
大田市		単独処理	大田不燃物処理場25t/日 (S59) 温泉津一般廃棄物処分場:3t/日 (H5) 仁摩一般廃棄物処分場:4t/日 (H10) 大田リサイクルセンター:4t/日 (H13) 大田市容器包装リサイクルセンター:2t/日 (H23)
川本町	美郷町 邑南町	邑智郡総合事務組合	邑智クリーンセンターリサイクルプラザ: 5t/日 (H11) 邑智クリーンセンターリサイクルセンター: 1.7 t/日 (H16)
美郷町			
邑南町			
江津市		単独処理	島の星クリーンセンター:14t/日 (H7) 江の川リサイクルセンター:2.8t/日 (H14)
浜田市		単独処理	浜田市不燃ごみ処理場:20t/日 (H4) 民間処理施設
益田市		単独処理	益田市リサイクルプラザ:16t/日 (H15)
吉賀町	津和野町	鹿足郡不燃物処理組合	鹿足郡不燃物処理組合リサイクルプラザ: 6.1t/日 (H16)
津和野町			
海士町		単独処理	海士町リサイクルセンター:1t/日 (H11) 海士町リサイクルセンター(粗大):6t/日 (H11)
西ノ島町		委託処理	
知夫村		委託処理	
隠岐の島町		単独処理	島後リサイクルセンター:2.7t/日 (H13)

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

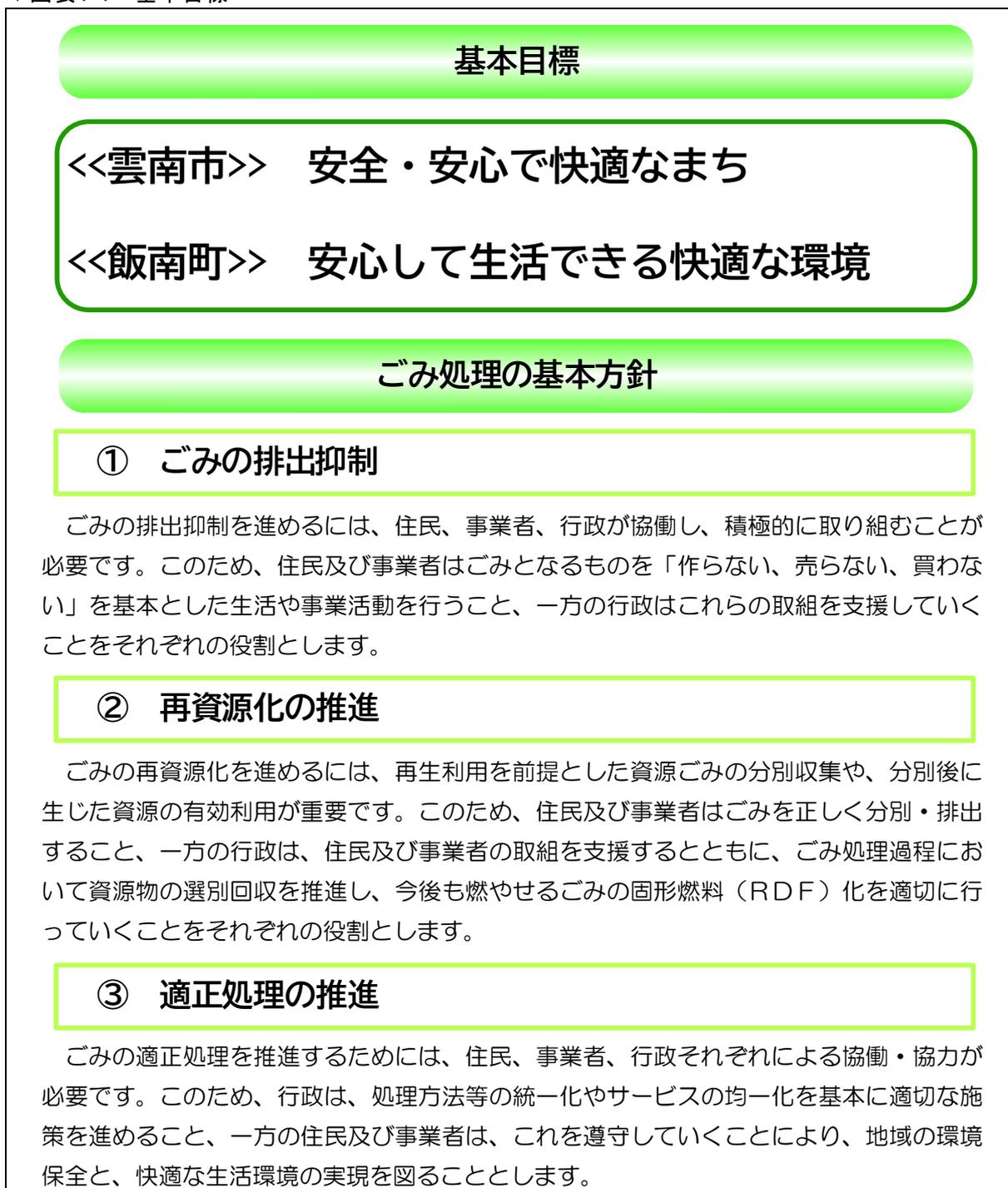
第4節 ごみ処理の目標

1. 基本方針

本組合のごみ処理に関する基本方針は、国の施策状況や社会情勢を踏まえたうえで、以下のとおりとします。

雲南市及び飯南町の基本目標は、各市町の総合計画から、ごみ処理について記載されている項の将来像あるいは、基本方針を引用しています。本組合では、新たな施設整備に着手することから、「安全」「安心」「快適」なごみ処理施設の整備をめざします。

▼図表4-1 基本目標



2. 数値目標

2-1 ごみ排出抑制

(1) 既定計画の目標値と進捗

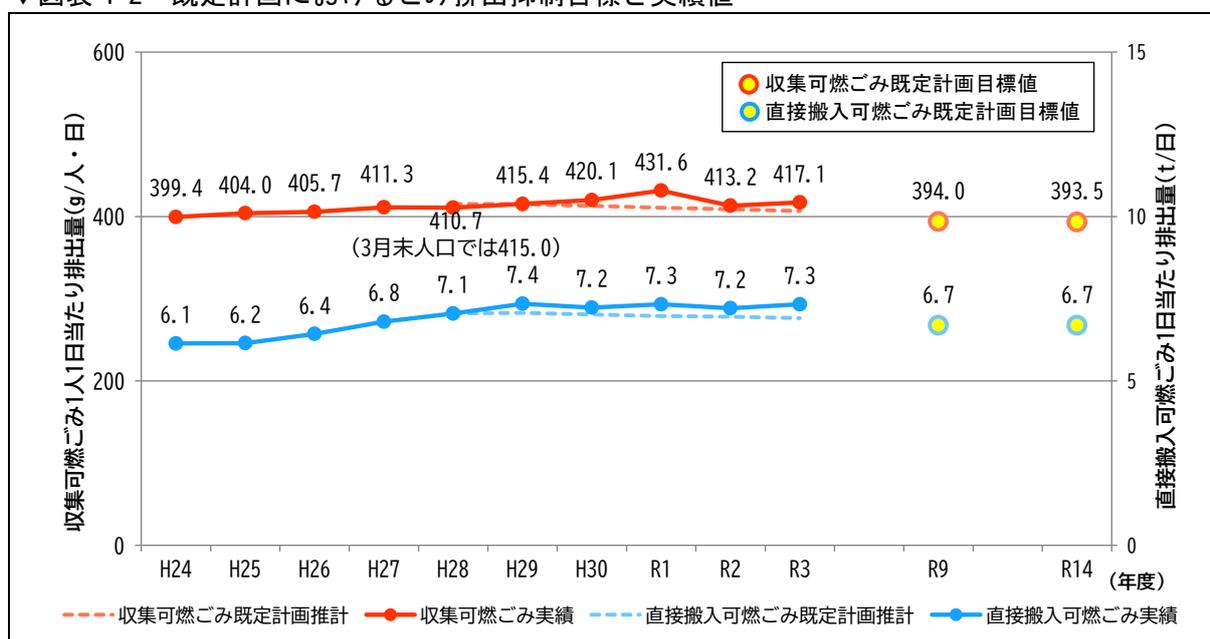
既定計画では、1人1日当たり収集可燃ごみ排出量を平成28年度実績値(415g)から約20g削減し、令和9年度に394gとする目標を設定しました。一方、直接搬入可燃ごみは1日当たり排出量を平成28年度実績値(7.1t)から約0.4t削減し、令和9年度に6.7tとする目標を設定しました。

なお、既定計画においては、生活排水処理基本計画との整合を考慮し、各年度3月末人口により原単位を算出していましたが、本計画においては、国の目標値との整合を図るため、各年度10月1日人口により算出することとしました。

既定計画策定後の排出状況を見ると、収集ごみ1人1日当たり排出量は、令和3年度において417.1gと既定計画推計(令和3年度406.7g)よりも10g程度多い状況です。しかし、近年の値は横ばいから減少傾向にあり、長期的には目標値と同レベルとなることが期待されます。

一方、直接搬入ごみ1日当たり排出量は令和3年度において7.3tと平成29年度以降高止まりしており、目標値の達成は難しい状況です。

▼図表 4-2 既定計画におけるごみ排出抑制目標と実績値



なお、国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、家庭系ごみ排出量を令和7年度に約440gとする目標値が示されており、50g程度の排出削減あるいは、分別徹底が求められます。

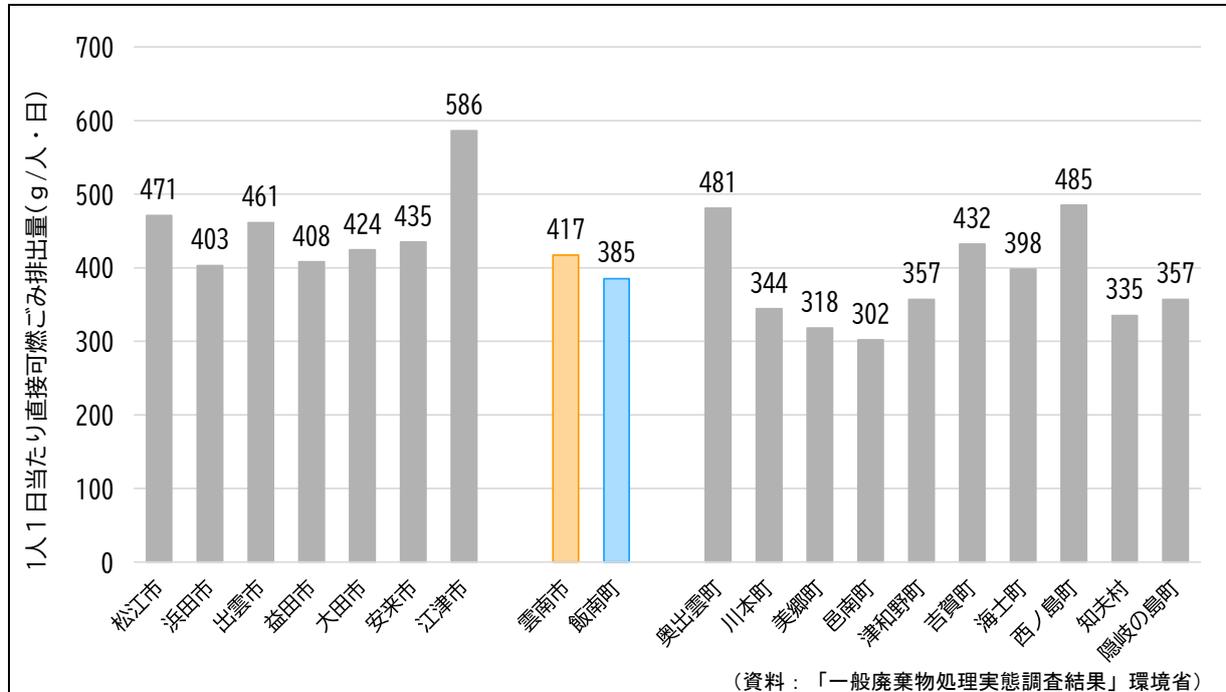
[家庭系ごみ排出量 (令和3年度)]

	家庭系ごみ排出量	国の目標
雲南市・飯南町事務組合	491.2 g/人・日	440 g/人・日
雲南市	492.0 g/人・日	
飯南町	485.1 g/人・日	

(2) 島根県市町村との比較

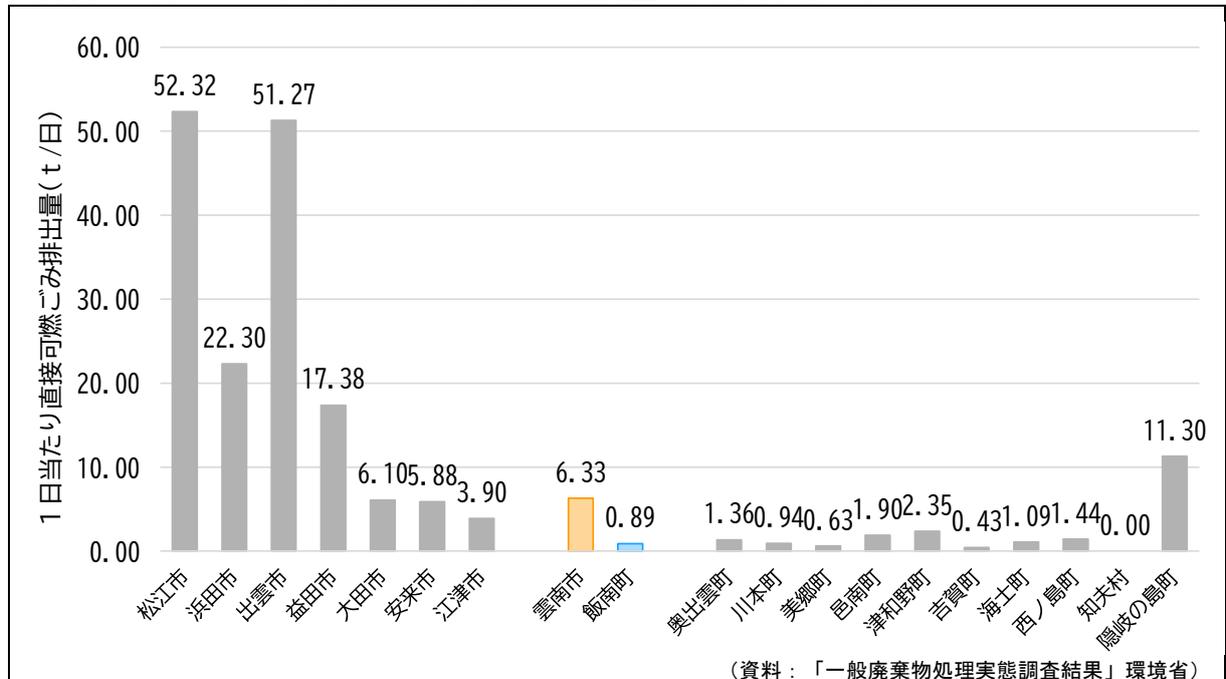
令和2年度の1人1日当たり収集可燃ごみ排出量は、島根県の19自治体中、雲南市が9番目、飯南町が13番目の排出量です。一方、1日当たり直接搬入可燃ごみ排出量は、雲南市が6番目、飯南町が16番目です。

▼図表 4-3(1) 1人1日当たり収集可燃ごみ排出量の比較（令和2年度）



注) 1人1日当たり排出量は、一般廃棄物処理実態調査結果との整合を図るため10月1日住民基本台帳人口で算出しています。

▼図表 4-3(2) 1日当たり直接搬入可燃ごみ排出量の比較（令和2年度）

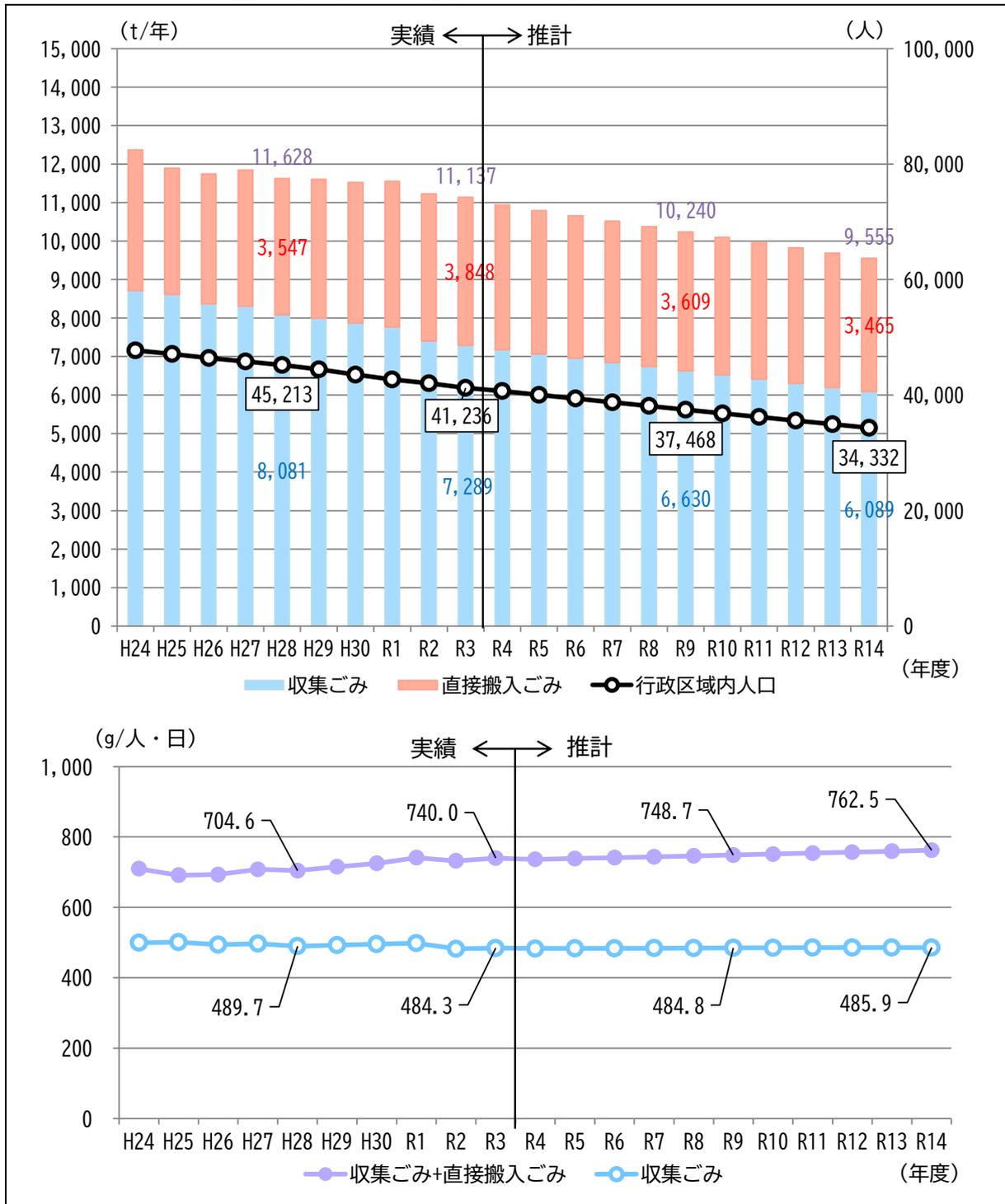


注) 1人1日当たり排出量は、一般廃棄物処理実態調査結果との整合を図るため10月1日住民基本台帳人口で算出しています。

(3) 実績と将来見込み（単純推計※）

図表 4-4 の単純推計値からすると、本組合のごみ排出量は、総じて減少すると見込まれます。収集ごみは1人1日当たり排出量がおおむね横ばいであるため、人口減とともに減少する見込みです。一方、直接搬入ごみは1人1日当たり排出量が近年増加傾向であり、今後も少しずつ増加すると見込まれますが、人口減とともに少しずつ減少する見込みです。

▼図表 4-4 ごみ排出量の実績値と将来見込み（単純推計）



注) 1人1日当たり排出量は、各年度10月1日住民基本台帳人口で算出しています。

※単純推計：過去の実績の推移が今後も同様の傾向で継続するものとしたトレンド法による推計。
 トレンド法：最小二乗法・等差級数法・等比級数法の中位，対数回帰法，平均，指定年のいずれかを採用。

(4) 排出抑制目標

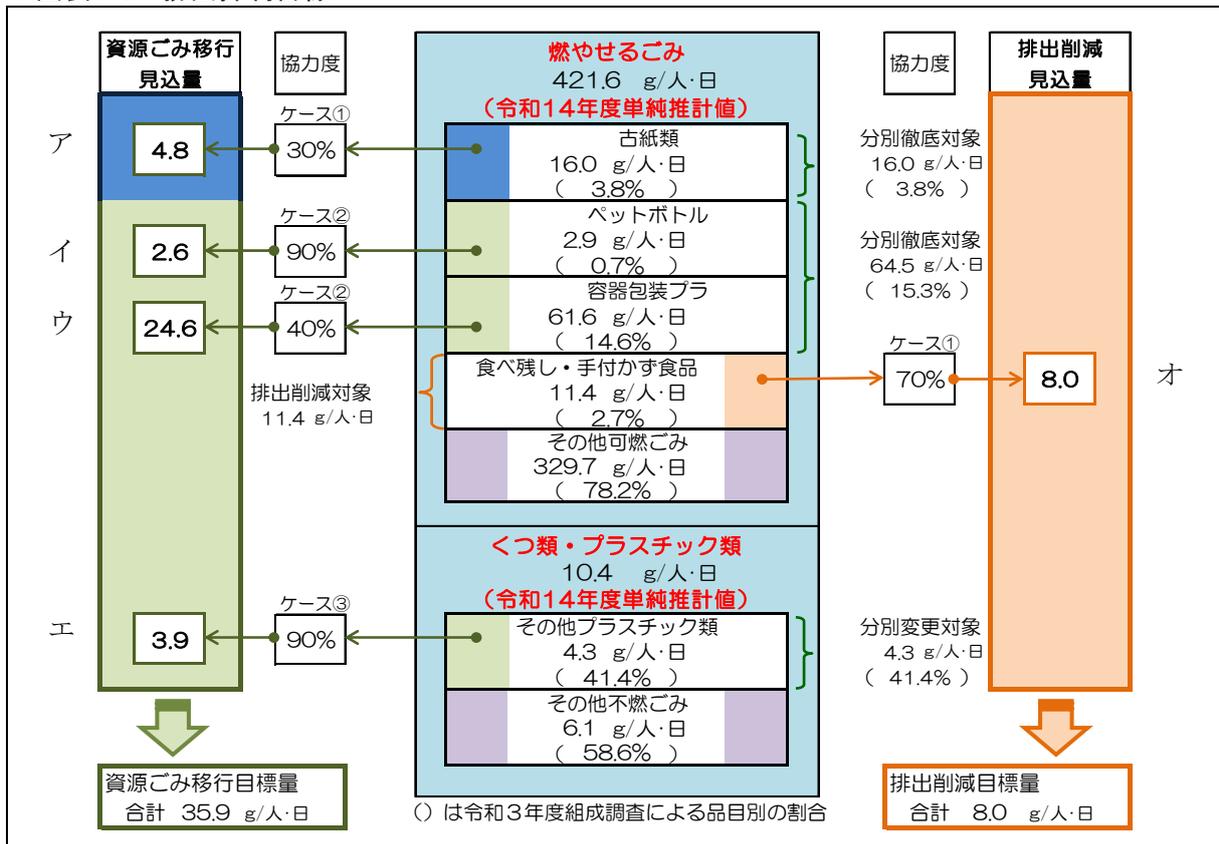
(設定方針(仮の設定を含む))

- 令和3年度に策定した、「雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想」における目標値を採用します。
- プラスチック資源循環促進法に基づき、将来的に適切なプラスチック分別が求められていますが、仮にこの取組を行うとした場合のケースも含めて考慮し、計画目標年度である令和14年度に3通りの目標値を設定します。
- 食べ残し等の削減、古紙やプラスチック類の分別などの項目を設定し、採用項目の多寡によって3つの取組ごとに難易度が異なる設定とします。

項目	ケース①	ケース②	ケース③
排出削減 ・食べ残し、手付かず食品の排出削減	○	○	○
分別徹底 ・古紙類の分別徹底	○	○	○
分別の変更を仮定した場合 ・ペットボトルの分別 ・プラスチック製容器包装類の分別	—	○	○
分別の変更を仮定した場合 ・おもちゃ等その他プラスチック類の分別	—	—	○

- 目標ケース①の排出削減、分別徹底については、今すぐに取り組を始めることができます。一方、ケース②、ケース③については、排出者にとって大きな変更となること、また、指定袋等の準備、排出方法や収集運搬体制の構築、現在進める総合整備構想の具体化など、重要な要素が多数あることから、計画目標年度である令和14年度に仮に取り組を開始した場合の目標値としました。
- なお、本組合管内では、直接搬入ごみに個人商店からの搬入や農業資材等が混入していることから、生活系直接搬入ごみのうち可燃ごみと不燃ごみの3分の1を事業系ごみとして目標値を設定しました。

▼図表4-5 排出抑制目標



(5) 目標達成時のごみ排出量

目標ケース①による食品ロスの排出削減及び古紙類の分別徹底では、計画目標年度（令和14年度）の家庭系ごみ1人1日当たり排出量は約470グラムであり、国の目標とする440グラムの達成は困難です。同様に、仮の目標設定であるケース②として、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類の分別変更を加えた場合においても約450グラムとなり、国の目標値に若干及びびません。これがやはり、仮の目標設定であるケース③として、その他プラスチック類の分別変更に取り組んだ場合には、国の目標値をおおむね達成する値となります。

▼図表4-6 目標達成時の年間排出量

自治体	項目	R3	R14			
			単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
組合合計	可燃ごみ排出量	8,952 t	7,742 t	7,583 t	7,241 t	7,241 t
	不燃ごみ排出量	1,511 t	1,308 t	1,308 t	1,308 t	1,260 t
	資源ごみ排出量	648 t	492 t	552 t	893 t	942 t
	その他ごみ排出量	26 t	12 t	12 t	12 t	12 t
	ごみ総排出量	11,137 t	9,555 t	9,455 t	9,455 t	9,455 t
	生活系ごみ排出量	9,222 t	7,674 t	7,347 t	7,347 t	7,347 t
	生活系資源ごみ排出量	1,828 t	1,361 t	1,422 t	1,763 t	1,812 t
	資源ごみ	642 t	477 t	537 t	879 t	927 t
	施設回収	1,186 t	883 t	885 t	885 t	885 t
	家庭系ごみ排出量	7,394 t	6,313 t	5,925 t	5,583 t	5,535 t
	事業系ごみ排出量	1,916 t	1,881 t	2,108 t	2,108 t	2,108 t

注) 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

※ 家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 - 生活系資源ごみ排出量
(機械処理前に回収された資源物★を含む。)



本組合管内の生活系ごみのうち、約2割が施設へ直接搬入されています。

その多くが、ごみと資源物（古紙や木材など）の混載です。

本組合の中間処理施設では、こうした直接搬入ごみを直接ピットに投入、あるいは、破砕機に投入することなく、多くの資源を回収しています。

本計画では、この機械処理前に回収される資源物を「生活系直接搬入資源ごみ」として、生活系資源ごみに含みます。なお、破砕処理後に回収される金属類等はこれに含みません。



▼図表4-7 目標達成時の1人1日当たりごみ排出量

自治体	項目	R3	R14			
			単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
組合合計	①可燃ごみ排出原単位	594.8 g	617.8 g	605.1 g	577.8 g	577.8 g
	収集可燃ごみ	417.1 g	421.6 g	408.9 g	381.6 g	381.6 g
	直接搬入可燃ごみ	177.7 g	196.2 g	196.2 g	196.2 g	196.2 g
	②不燃ごみ排出原単位	100.4 g	104.4 g	104.4 g	104.4 g	100.6 g
	収集不燃ごみ	26.9 g	27.5 g	27.5 g	27.5 g	23.6 g
	くつ・プラスチック類	10.4 g	10.4 g	10.4 g	10.4 g	6.5 g
	その他(陶器・ガラス等)	16.5 g	17.1 g	17.1 g	17.1 g	17.1 g
	直接搬入不燃ごみ	73.4 g	76.9 g	76.9 g	76.9 g	76.9 g
	③資源ごみ排出原単位	43.1 g	39.3 g	44.1 g	71.3 g	75.2 g
	収集資源ごみ	40.3 g	36.9 g	41.6 g	68.8 g	72.7 g
	ビン・缶	12.8 g	12.2 g	12.2 g	12.2 g	12.2 g
	古紙・古着	27.5 g	24.7 g	29.4 g	29.4 g	29.4 g
	ペットボトル	— g	— g	— g	2.6 g	2.6 g
	プラスチック製容器包装類	— g	— g	— g	24.6 g	24.6 g
	その他プラスチック類	— g	— g	— g	— g	3.9 g
	直接搬入資源ごみ	2.8 g	2.5 g	2.5 g	2.5 g	2.5 g
	④その他ごみ排出原単位	1.7 g	1.0 g	1.0 g	1.0 g	1.0 g
	ごみ総排出原単位(①～④合計)	740.0 g	762.5 g	754.5 g	754.5 g	754.5 g
	家庭系ごみ排出原単位	491.2 g	503.8 g	472.8 g	445.6 g	441.7 g

排出抑制目標値は、令和 14 年度単純推計値を基準とし、収集可燃ごみ及び収集不燃ごみ(くつ・プラスチック類)の削減、資源ごみの増加を図ります。

オ 単純推計値から
手付かず食品・食べ残しを 8.0g削減。

ア 古紙類を 4.8g分別し、可燃ごみから資源ごみへ。

ア, イ, ウ, オ ケース①に加え、
ペットボトルを 2.6g、プラスチック製容器包装類を
24.6g分別し、可燃ごみから資源ごみへ。

ア, イ, ウ, エ, オ ケース②に加え、
その他プラスチック類を 3.9g分別し、不燃ごみから
資源ごみへ。

ケース③を含めた取組を仮に行った場合の、家庭系ごみ排出量目標値(令和 14 年度)

注) 図表 4-5 において、本組合の排出抑制目標値を示していますが、本組合の推計値は、雲南市及び飯南町それぞれの推計値を合算した値であり、組合合計値に直接目標値を設定するものではありません。
また、端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

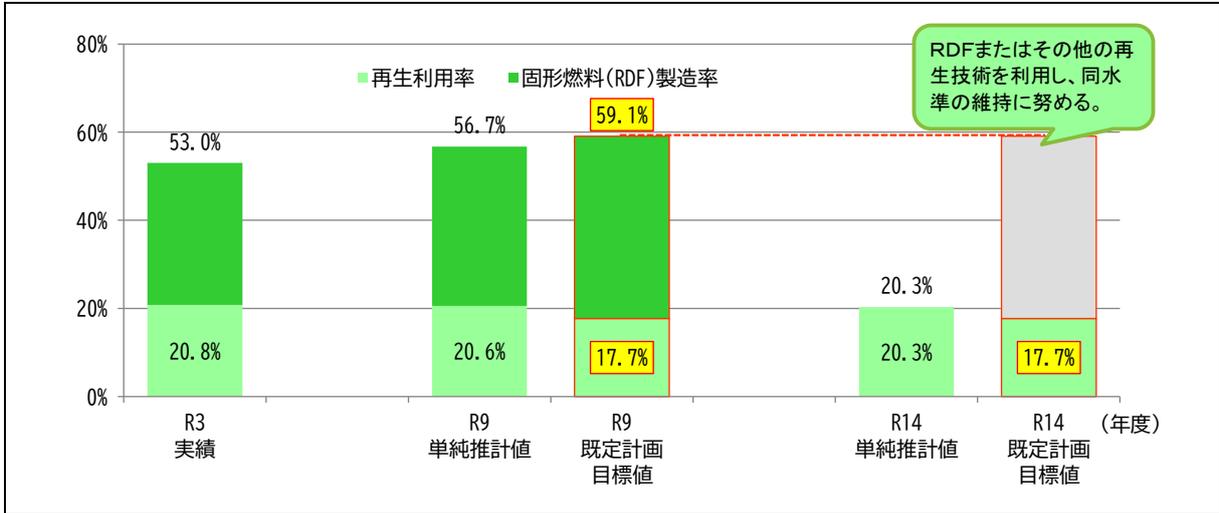
2-2 リサイクル目標

(1) 既定計画の目標値と進捗

既定計画では、令和9年度のリサイクル率を59.1%としています。

一方、令和3年度の実績値は53.0%であり、目標値よりやや低い値でした。

▼図表 4-8 既定計画におけるリサイクル目標と実績値



リサイクル率 = (再生利用量 + 固形燃料 (RDF) 製造量) ÷ ごみ排出量 × 100

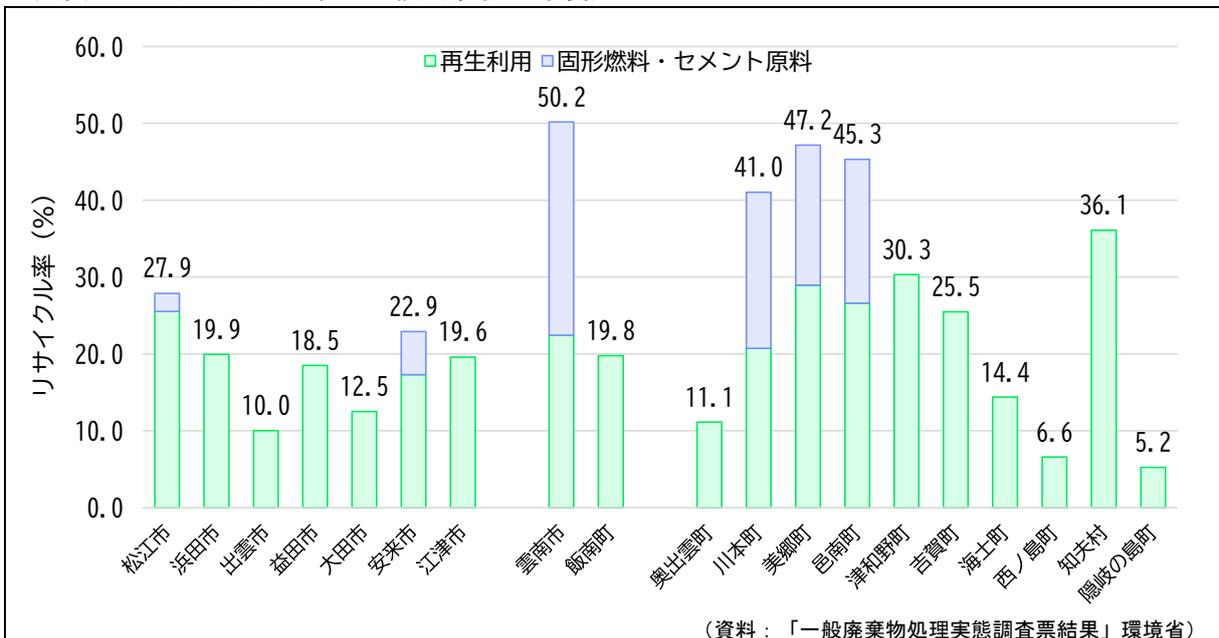
再生利用量 : リサイクルプラザやいいしクリーンセンターでの資源化量と直接資源化量

固形燃料 (RDF) 製造量 : 雲南エネルギーセンターのRDF製造量

(2) 島根県市町村との比較

令和2年度のリサイクル率について、本組合構成自治体と島根県の各自治体を比較すると、雲南市では固形燃料 (RDF) 化によりリサイクル率が高く県内トップ、飯南町では低い状況にあります。

▼図表 4-9 リサイクル率の比較 (令和2年度)



(3) リサイクル目標

(設定方針(仮の設定を含む))

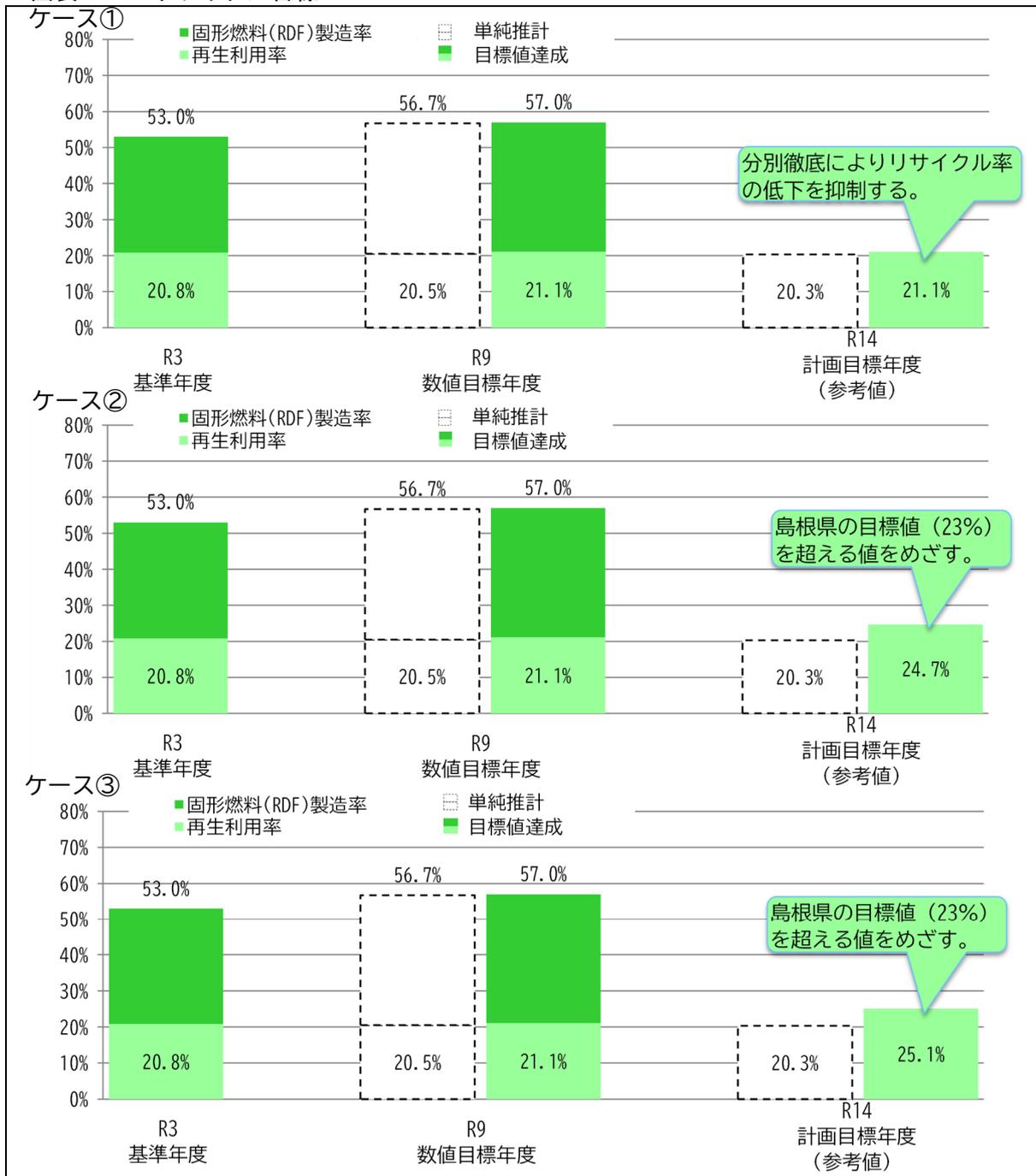
【ケース①】資源化量の大半を占める古紙類は近年減少傾向にあるため、可燃ごみに含まれる古紙類の分別をさらに促進することで再生利用率の低下を抑制します。

【ケース②】ケース①に加えて、令和14年度にペットボトル及びプラスチック製容器包装類の分別回収を仮に開始した場合の目標数値の設定です。

【ケース③】ケース②に加えて、令和14年度にその他プラスチック類の分別回収を仮に開始した場合の目標数値の設定です。

- 計画目標年度である令和14年度の供用開始を目標に検討・整備を進めることとしている次期広域処理施設の処理方式等が未定であるため、令和14年度の目標値は、参考値として示します。

▼図表4-10 リサイクル目標



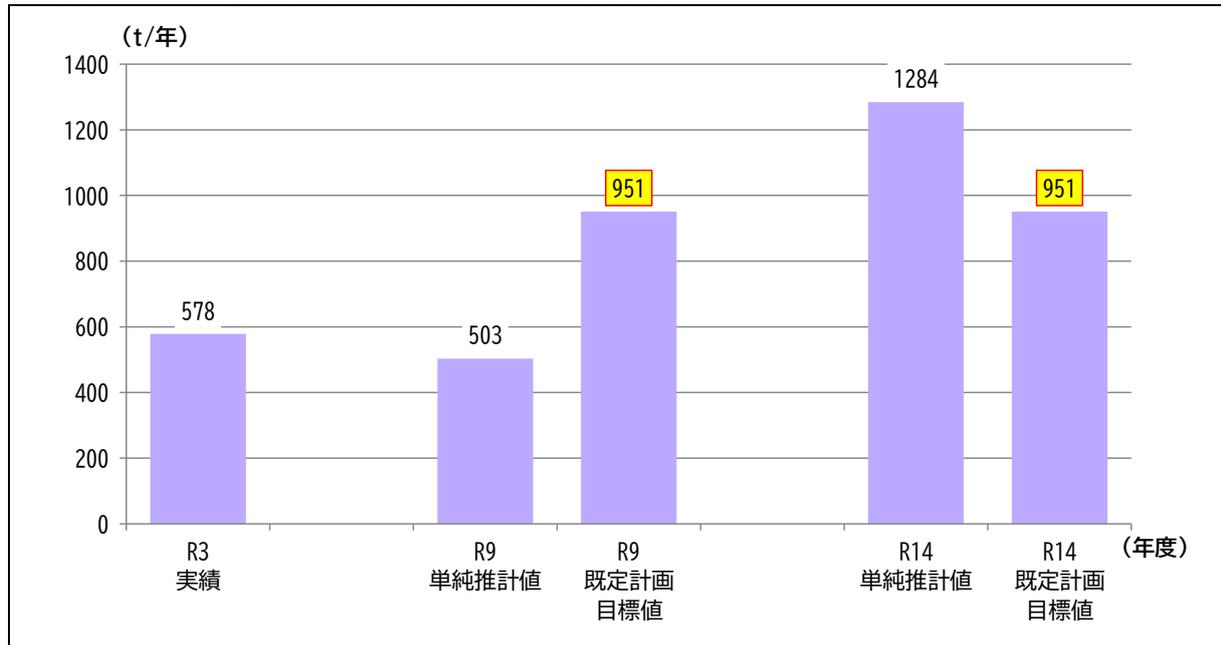
2-3 最終処分目標

(1) 既定計画の目標値と進捗

既定計画では、出雲市への処理委託に替わり、雲南市、飯南町全域の可燃ごみを雲南ECにおいて固形燃料（RDF）化することで、焼却残渣量の削減を見込み、令和9年度における最終処分目標値を951tとしています。これに対して、令和3年度実績値は578tと、目標値を大きく超えて良好な状況となっています。しかし、この値には、RDF不適物を全量委託処理することで、最終処分場の延命化を図っている政策的な削減も含まれています。

なお、次期可燃ごみ広域処理施設稼働後の最終処分量については、新たな処理方式の選択によって増加する場合もあり、処分量の削減が課題となる可能性があります。

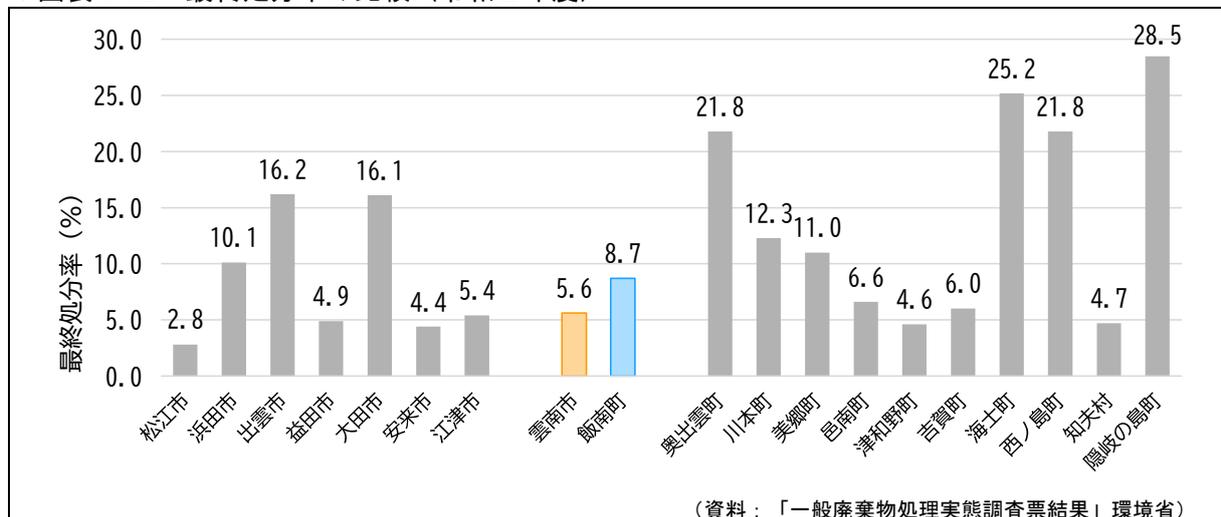
▼図表 4-11 既定計画における最終処分目標及び実績



(2) 島根県市町村との比較

令和2年度の最終処分率について、本組合構成自治体と島根県の各自治体を比較すると、雲南市、飯南町とも中位です。

▼図表 4-12 最終処分率の比較（令和2年度）

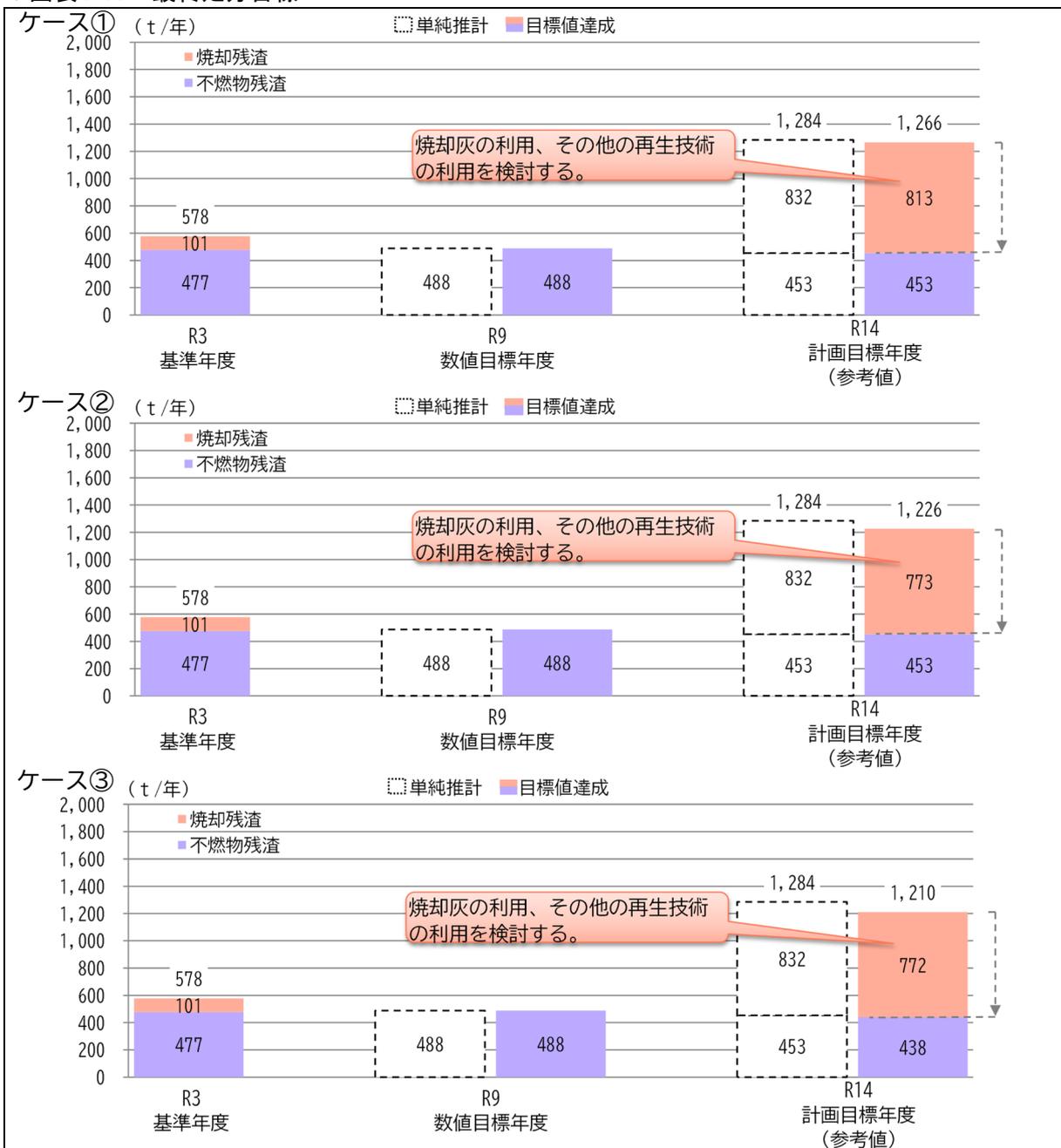


(3) 最終処分目標

(設定方針)

- 最終処分目標は、現在雲南圏域で次期広域処理施設整備に向けた検討が開始されており、複数の中間処理方式が挙げられていますが、このうち最終処分量が最大となる処理方式を想定し、これによる焼却残渣の発生を見込んで設定するものとします。
- 現在、最終処分場の埋立残余容量がひっ迫しており、これに対応するため、RDF処理過程で生じる不適物については本組合施設での埋立処分とせず、民間への処理委託等により対応しています。次期最終処分場の供用開始後においては、発生分全量の埋立を見込みました。
- 計画目標年度である令和14年度の供用開始を目標に検討・整備を進めることとしている次期広域処理施設の処理方式等が未定であるため、令和14年度の目標値は、参考値として示します。

▼図表4-13 最終処分目標



※次期可燃ごみ広域処理施設の稼働後は、可燃ごみ処理方式の変更により、最終処分量が増加する可能性があることから、最終処分量削減のための施策について本計画期間内に検討を行うこととします。よって、令和14年度目標値は現時点の参考値（焼却方式を採用した場合）であり、次期計画以降目標値の見直しを行うこととします。

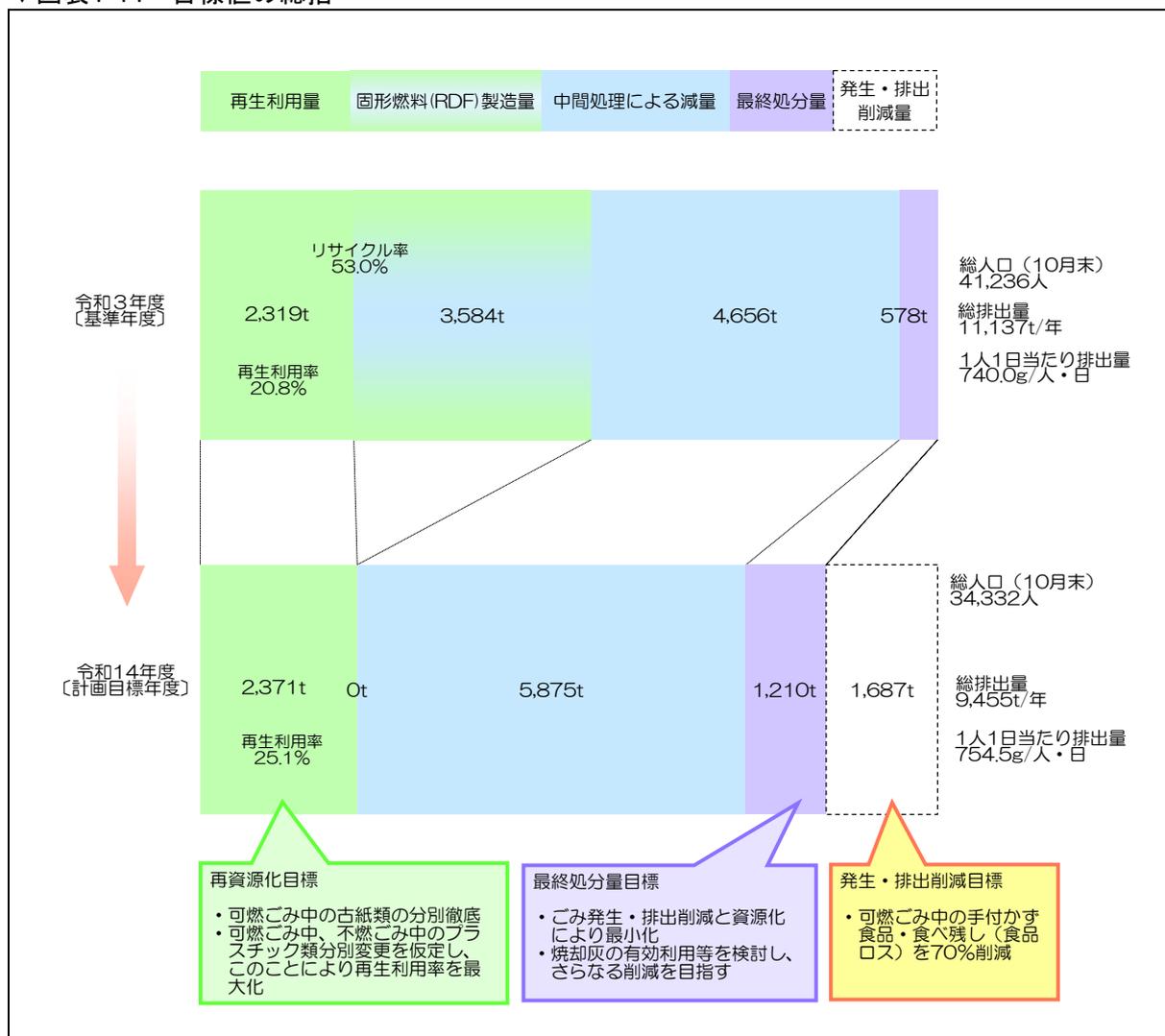
3. 総括

3-1 目標の総括

本組合の処理システムの特徴である可燃ごみの固形燃料（RDF）化は、リサイクル率の向上に寄与していますが、次期可燃ごみ広域処理施設の処理方式は、焼却方式、メタン化＋焼却方式、炭化方式等の様々な処理方式の採用が想定され、リサイクル率の低下及び最終処分量の増加の可能性があります。

このことから、発生・排出削減と資源物の分別徹底によりリサイクル率の最大化、最終処分量の最小化に努めるものとします。

▼図表4-14 目標値の総括



項目	令和3年度実績 (基準年度)	令和14年度目標値 (計画目標年度)
発生・排出削減目標	740.0 g/人・日	754.5 g/人・日
家庭系ごみ	491.2 g/人・日	441.7 g/人・日 [約50 g/人・日削減]
リサイクル目標 (再生利用率 ^{注)})	20.8%	25.1%
最終処分量目標	578t/年	1,210t/年

注) 再生利用率 (%) = 再生利用量 ÷ ごみ排出量 × 100

3-2 国・島根県の目標値との比較

本計画における目標値は、国、島根県が示す目標値に対し、排出量やリサイクル率はおおむね達成できる状況にあります。

ただし、最終処分量は、次期可燃ごみ広域処理施設の処理方式により増加が見込まれることから、焼却処理方式（メタン化＋焼却方式及び炭化方式を含む。）を採用する場合には、焼却残渣の有効利用等について検討が必要です。

なお、本計画目標値には、組合管内でのスマートインターチェンジの開設、企業団地の建設、企業誘致活動等による事業系ごみの増加を見込んでいます。

▼図表4-15 目標達成の状況

年度	指標	排出量	家庭系排出量	リサイクル率	最終処分量
2000年度（平成12年度）		-	-	-	2,499 t
2018年度（平成30年度）		726.2 g/人・日	-	-	-
令和3年度		740.0 g/人・日	491.2 g/人・日	53.0%	694 t
令和9年度（推計）		744.7 g/人・日	482.6 g/人・日	57.0%	488 t
令和14年度（推計）		754.5 g/人・日	441.7 g/人・日	25.1%	1,210 t
国目標値 達成状況	R7	約 850 g/人・日	約 440 g/人・日	-	-
	2000年度 （平成12年度）対比	-	-	-	△70%
	達成／未達成	達成	ほぼ達成	-	未達成
島根県 目標値 達成状況	R7	-	-	23%	-
	2018年度 （平成30年度）対比	△10%	-	-	△14%
	達成／未達成	未達成	-	達成	未達成

▼図表4-16 国・島根県の目標値

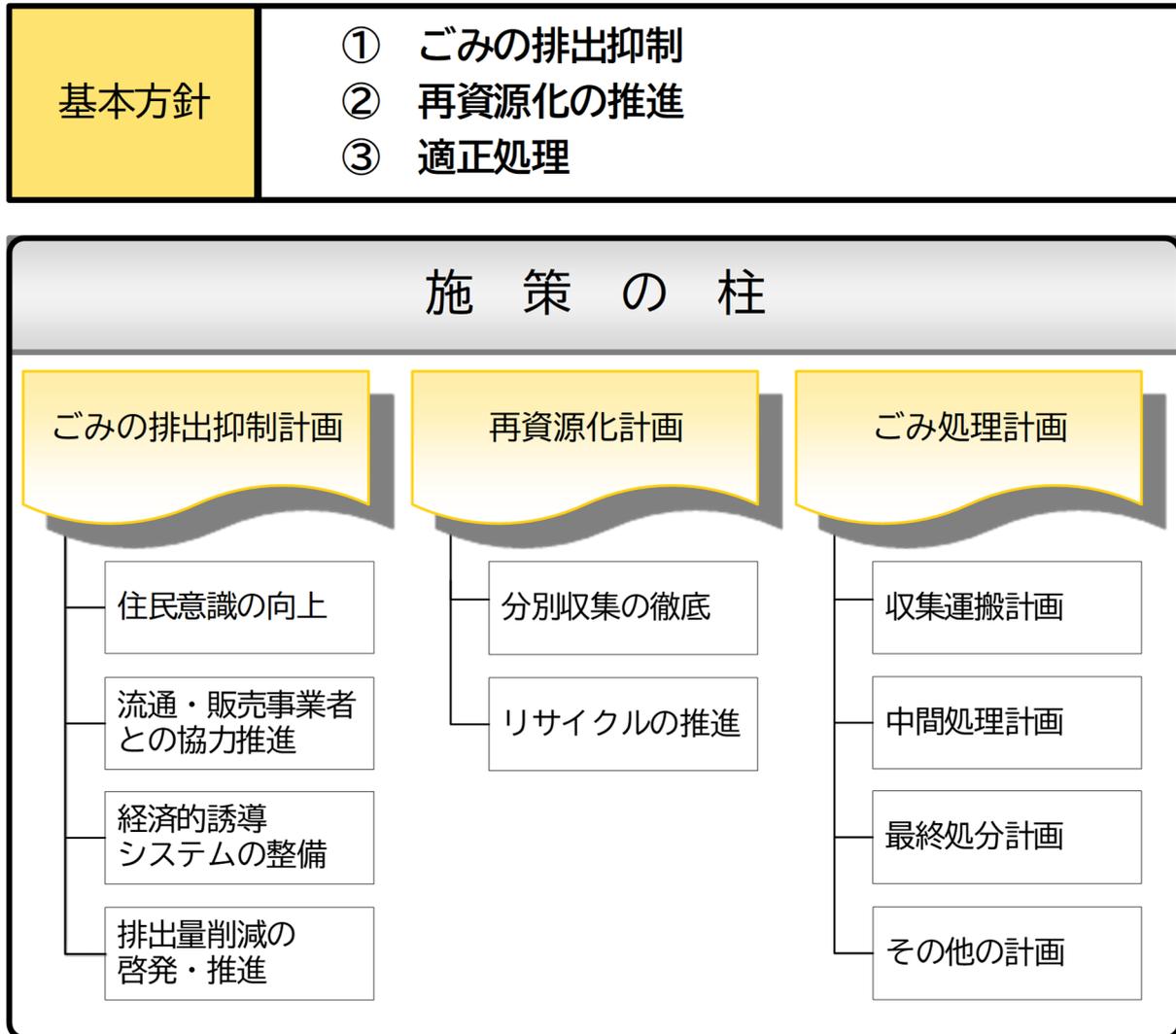
区分	国	島根県
計画名	「第四次循環型社会形成推進基本計画」 （平成30年6月）	「島根県環境総合計画」 （令和3年3月）
数値目標年度	令和7年度（2025年度）	令和7年度（2025年度）
排出量	1人1日当たりごみ排出量約 : 850 g 1人1日当たり家庭系ごみ排出量約 : 440 g	平成30年度比10%削減
再生利用率	—	23%
最終処分量	2000年度比約70%削減	平成30年度比14%削減

第5節 ごみ処理計画

1. 計画の体系

本計画では、「第4節 ごみ処理の目標」に定める基本方針のもと、今後実施する施策を以下のとおりとします。

▼図表5-1 施策の体系

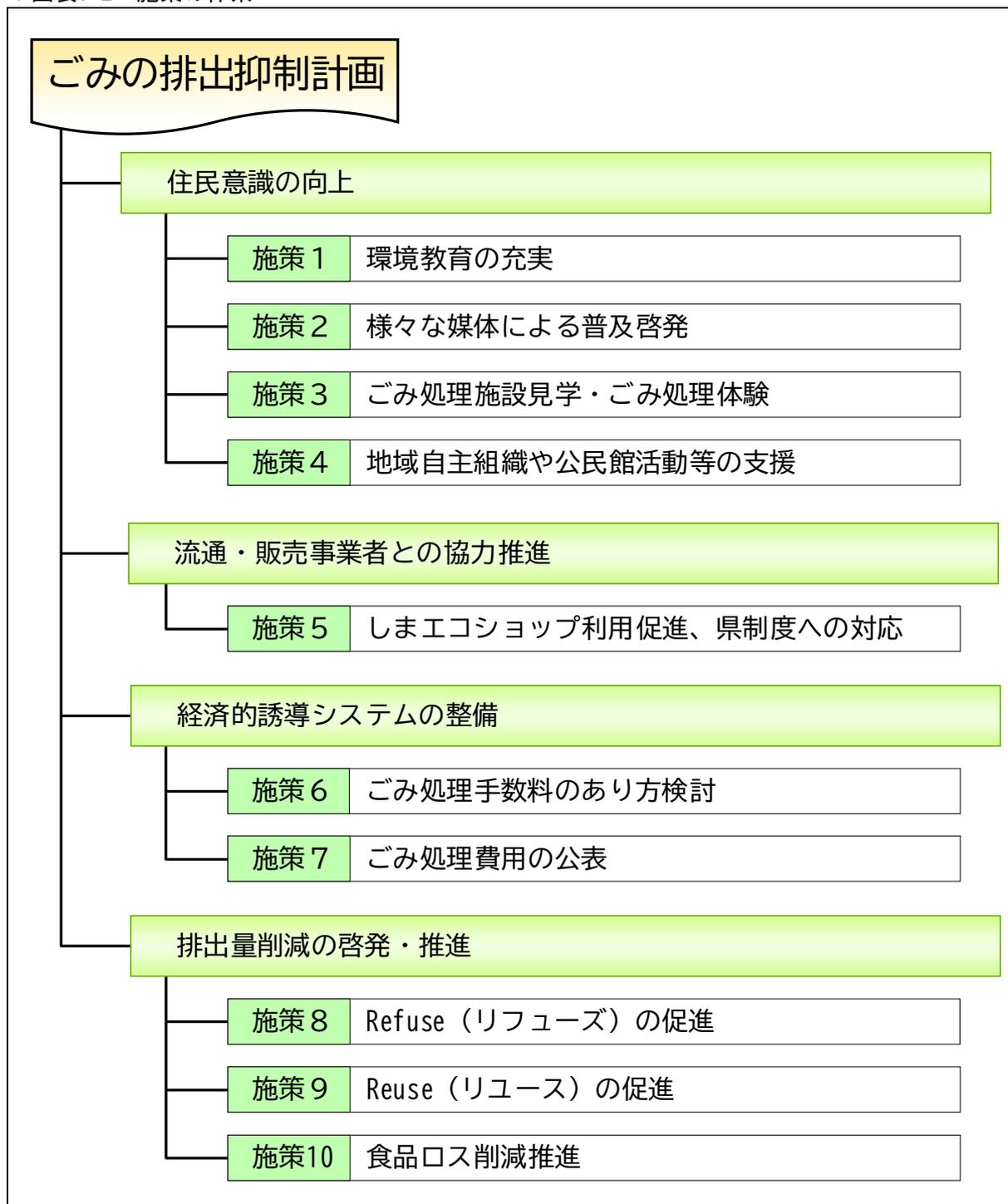


2. ごみの排出抑制計画

《基本方針》

ごみの排出を抑制するためには、住民、事業者、行政が協働して積極的に取り組むことが必要です。このため、住民及び事業者はごみとなるものを「作らない、売らない、買わない」を基本とした生活、事業活動を行うこと、一方の行政は、これらの取組を支援していくこととします。

▼図表5-2 施策の体系



2-1 住民意識の向上

施策1 環境教育の充実

ごみ問題や地域の環境等に対する意識の醸成に向けては、子供から大人までのすべての世代への広い範囲の啓発が必要です。このため、学校や地域社会の学びの場に本組合の講師として担当者等を派遣します。

また学校教育などにおいて、「島根県環境学習プログラム」や「学校版エコライフチャレンジしまね」、環境省が後援する「こどもエコクラブ」など既存の教材、プログラム等の活用を推進します。



継 続	住民の役割	出前講座、環境学習教材、環境学習プログラム等を積極的に活用します。
	行政の役割	環境省、島根県が提供する様々な教材、プログラム等の活用を推進するとともに、出前講座の活用も推進します。

施策2 様々な媒体による普及啓発

適切なごみ分別の学びや実践は、ごみ問題への意識転換とともに恒常的なごみの排出抑制や適正排出に結びつくことから、関連情報の積極的な発信が重要です。このため、分かりやすい内容の分別ポスターや啓発チラシの作成・配布のほか、CATVやホームページ、パンフレット等様々な媒体を活用することとします。

また本組合では、令和3年1月に公式 YouTube チャンネル「ジムクミ CH」を開設したところであり、CATV、インターネット、火葬場に関する情報に加え、一般廃棄物（ごみ）処理について積極的な情報発信を行うこととします。



(資料：雲南市・飯南町事務組合公式 YouTube チャンネル ジムクミ CH)

追 加 ・ 継 続	住民の役割	ポスター、チラシ、パンフレットや広報誌、テレビやインターネットなど個人にとって身近な媒体を活用し、ごみの減量や再資源化に関する情報を得ます。
	行政の役割	より多くの住民の目に留まるよう様々な媒体を活用した啓発活動を行います。

施策3 ごみ処理施設見学・ごみ処理体験

ごみに対する意識の向上には、実際のごみ処理過程の見聞や体験が有効です。このことから、小・中学校の社会教育や地域の自主的組織等を対象に、本組合のごみ処理施設の見学や、実際のごみ処理体験の機会創出を進めます。

継続	住民の役割 環境学習の教材として、ごみ処理施設の見学、ごみ処理体験を活用します。
	行政の役割 学校、住民及び事業者団体からの施設見学を受け入れます。



▲雲南エネルギーセンター施設見学再開のお知らせ(令和2年度)

施策4 地域自主組織や公民館活動等の支援

住民自らが環境問題への関心を持っていただくためには、地域単位での学習や取組が必要であり、地域の交流センターや公民館での各活動を促進するものとします。このため、講師として本組合担当職員を派遣するとともに、情報の提供や学習の場を提供します。また、専門的な知識や経験談が必要な場合には専門講師(しまね環境アドバイザー制度の活用)の斡旋なども行います。

追加・継続	住民の役割 地域の交流センター、公民館活動等に積極的に参加します。
	行政の役割 地域単位での学習や取組を支援します。講師として担当職員を派遣するとともに、地域住民の自主的な活動で20人以上の参加が見込まれる場合には、しまね環境アドバイザーによる講演会の開催等も斡旋します。

【しまね環境アドバイザー】

公益財団法人しまね自然と環境財団において、県民が環境について学び、理解を深めていくため、環境について専門的な知識や豊富な経験を持った人を、『しまね環境アドバイザー』として登録している。

1 派遣できる講演会

自発的に環境についての活動を行っている団体が行う講演会等に、環境アドバイザーを無償派遣している。

2 派遣出来ない講演会

公的機関が主催するもの(学校団体、教育機関を除く)
 営利目的、政治目的、宗教目的で行うもの、その他この制度の目的にそぐわないもの

資料: 「しまねエコライフサポートセンター エコサポしまね」HP

2-2 流通・販売事業者との協力推進

施策5 しまエコショップの利用推進、県制度への対応

島根県には、「しまエコショップ」の登録制度があり、環境に配慮した取組を行う店舗において省エネ・省資源の視点で買い物やサービス利用ができる仕組となっています。このことから、本組合では、住民に対しては積極的な「しまエコショップ」の選択・利用を、事業者に対しては「しまエコショップ」への登録を推奨します。

また、島根県を含め、新たな事業が制度化された場合には、これを推奨し、積極的な活用・協力等を行っていきます。

新規	住民の役割 しまエコショップ優先的に利用します。新たな島根県の事業が制定された際には、積極的に利用します。
	事業者の役割 環境にやさしい取組を開始・継続し、しまエコショップの登録を目指すもしくは継続します。
	行政の役割 住民に対し、しまエコショップ制度について広く周知・広報し、利用機会を促進します。 事業者に対し、しまエコショップの登録を推奨するほか、島根県が新たな事業を制度化した場合には、導入を要請します。

注) しまエコショップ認定店の状況については「第3節 5. 資源化・中間処理・最終処分」参照のこと。

2-3 経済的誘導システムの整備

施策6 ごみ処理手数料のあり方検討

ごみ処理手数料は、排出者による負担の公平化やごみ減量等を目的に設定・制度化されています。令和4年3月25日の本組合議会における「一般廃棄物処理手数料条例」の改正案可決にともない、令和5年4月1日より雲南市及び飯南町の料金を統一することとしましたが、今後においてもごみ排出量や分別状況を踏まえたふさわしい手数料のあり方について適宜検討を行うものとします。

継続	住民の役割 事業者の役割 ごみ処理手数料は、排出者負担の公平化やごみ減量等を目的として制度化されていることを理解します。さらに、ごみ排出量の増加や分別不徹底により現行の制度を維持できなくなる可能性があることを理解し、ごみの排出抑制、分別徹底に努めます。
	行政の役割 ごみ処理手数料の徴収が、排出抑制や分別徹底のインセンティブ（行動などへの刺激、動機）となるよう制度のあり方を検討していきます。

注) 料金については「第3節 2. ごみの排出形態と分別」参照のこと。

施策7 ごみ処理費用の公表

ごみ処理手数料の徴収には、排出者（住民や事業者）によるごみ処理費用の一部負担とごみの減量化の2つの目的があります。これまで同様、住民や事業者に対するごみ処理経費等の積極的な情報発信を行い、ごみの減量化を進めていくものとします。

継 続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住民の役割</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者の役割</div> </div> <p>ごみ処理手数料徴収の意義を理解し、ごみ減量に積極的に取り組みます。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政の役割</div> <p>ごみ処理経費等の情報を広く公表し、ごみ処理手数料徴収の意義について理解を得ます。</p>

2-4 排出量削減の啓発・推進

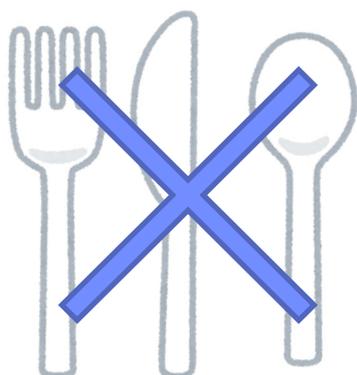
施策8 Refuse（リフューズ）の促進

リフューズとは、「辞退する」「断る」という意味を持つ英単語であり、ごみとなるものや不要なものの受け取りを辞退することで、ごみの発生抑制や排出量削減を目指す用語として使われています。例えばレジ袋や使い捨てスプーン、フォーク、ストロー等のワンウェイプラスチック^{注)}をもらわないなど、そもそもごみとなるものを発生させないことが重要です。

行政においては、住民に対してマイバック持参の働きかけを行うこととし、使い捨てプラスチックの削減を啓発します。

新 規	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住民の役割</div> <p>マイバックを利用し、レジ袋をもらわない。また、使い捨てのスプーン及びフォーク、ストローをもらわず、マイ箸、マイストローを活用し、削減可能な不要なものはもらわないことを心掛けます。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者の役割</div> <p>買い物客にマイバックの持参を呼びかけます。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政の役割</div> <p>住民に対し、マイバックの持参、使い捨てプラスチック削減の必要性を周知します。</p>

注) 一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品。



施策9 Reuse（リユース）の促進

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことはごみの排出抑制につながります。このため、住民団体が行うフリーマーケット等において、行政や事業者は場所の提供や情報提供を行います。

また、ごみ処理施設においてリサイクルに関する啓発を行っていくこととします。

継 続	住民の役割 フリーマーケットを活用します。
	事業者の役割 フリーマーケットの開催企画や開催場所の提供を行います。
	行政の役割 フリーマーケットへの支援として、場所の提供、CATVやホームページによる情報提供を行います。



施策10 食品ロス削減推進

家庭におけるもっとも身近なごみの減量は、食品ロスの削減です。農林水産省統計によると令和2年度のわが国の家庭系食品ロスは約 247 万トン^{注)1}と推計されています。本計画では、食品ロスのうち手つかずの食品及び食べ残しの70%削減を目標としており、これを達成するため、「生ごみ3キリ運動」の普及啓発を推進することとします。

また島根県においては、食品ロスやエシカル消費^{注)2}の普及啓発を目的に、事業者から消費者へ「てまえどり^{注)3}」を呼びかける取組を実施しており、組合においても「てまえどり」の普及・啓発を行います。

【生ごみ3キリ運動】

<p>食材を使いキリ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 食べられる部分の消費 • 冷蔵庫内の食品管理の徹底 • 家の食品の在庫管理 • 必要なものだけ購入 etc 	<p>料理を食べキリ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 作りすぎない • 冷蔵庫の残り物活用 • 外食時は食べきれぬ量だけ注文し食べきる • 消費期限・賞味期限を正しく理解 etc 	<p>生ごみの水キリ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生ごみは濡らさない • 捨てる前には水分を絞る + 乾燥させる <p>↓</p> <p>軽くなる + 臭くない</p>

【てまえどり】

てまえどりととは…？

購入してすぐ食べるときは、商品棚の手前にある販売期限の早いものから積極的に選択し、消費する消費活動のこと。

啓発物

ポスター、スイングPOP、レールPOPなどの啓発物は、食品ロスに取り組む人なら島根県ホームページから誰でもダウンロード可能。^{注)2}

新規	住民の役割	「生ごみ3キリ運動」及び「てまえどり」を実施します。
	事業者の役割	「てまえどり」のポスターやPOPを活用し、消費者に啓発を行います。
	行政の役割	「生ごみ3キリ運動」及び「てまえどり」を普及啓発します。



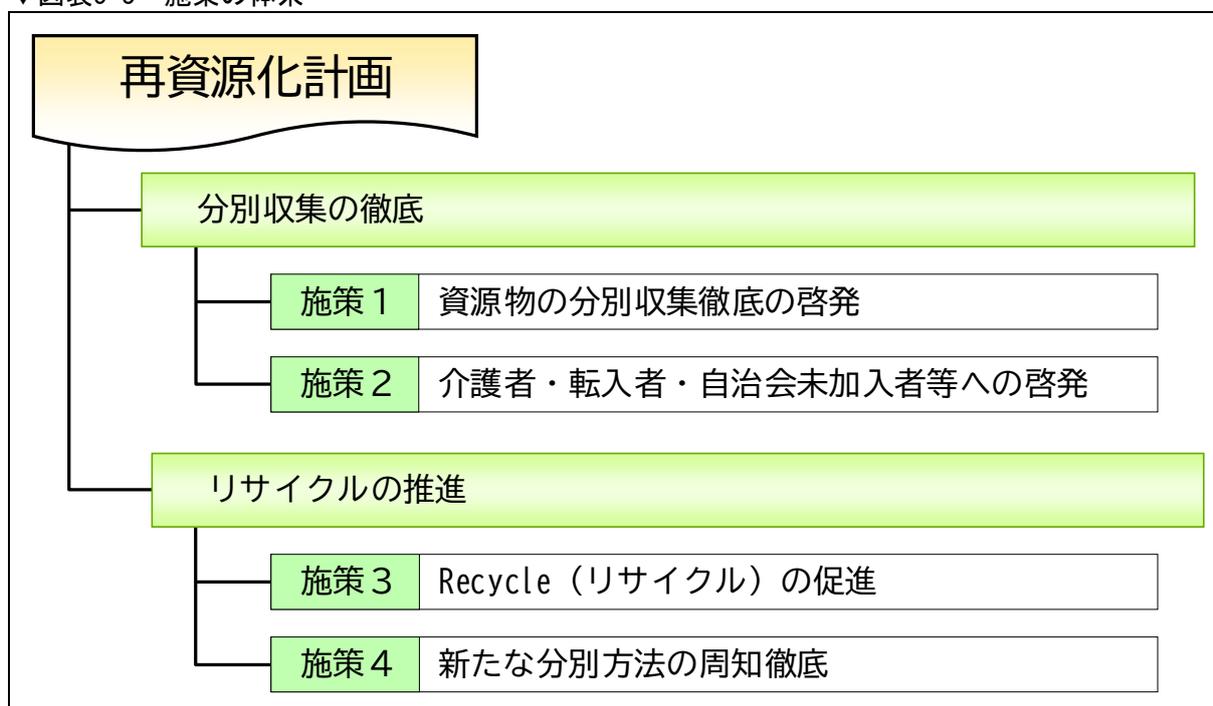
注) 1. 「我が国の食品ロスの発生量の推計値(令和2年度)の公表について」環境省、令和4年6月9日報道発表
 2. 地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。
 3. 資料：「「てまえどり」ダウンロードページ」島根県

3. 再資源化計画

《基本方針》

ごみの再資源化を進めるには、再生利用を前提とした資源ごみの分別収集や、分別後に生じた資源の有効利用が重要です。このため、住民及び事業者はごみを正しく分別・排出すること、一方の行政は、住民及び事業者の取組を支援するとともに、ごみ処理過程において資源物の選別回収を推進し、今後も燃やせるごみの固形燃料（RDF）化を適切に行っていくことをそれぞれの役割とします。

▼図表5-3 施策の体系



3-1 分別収集の徹底

施策1 資源物の分別収集徹底の啓発

現在のごみの分別区分は、エネセンエリアにおいて11種類、いいしエリアにおいて10種類としています。

分別が適正に行われない場合、資源ごみの選別が進まず、再資源化にうまく結びつきません。したがって、分別不徹底のごみが排出された場合には、収集しない・受け入れないなどの措置を取るとともに、啓発パンフレットや広報紙、施設見学等で意識改善を図るものとします。

継続	住民の役割 事業者の役割 それぞれの地区の分別方法を理解し、分別を徹底します。
	行政の役割 分別不徹底の住民・事業所へ再分別を依頼し、様々な媒体で分別徹底を啓発します。

注) ごみの分別詳細は「第3節 2. ごみの排出形態と分別」参照のこと。

施策2 介護者・転入者・自治会未加入者等への啓発

単身者などの賃貸住宅の居住者は、自治会未加入の場合が多く、分別が徹底されない例があります。したがって、市や町での転入手続きの際や不動産業者、管理業者等を通じた啓発を進めることとします。また、代理でごみ出をされる介護者（介護事業者）に対して、正しい分別方法の指導・啓発を行います。

継続	住民の役割 転入者・自治会未加入者は、行政、不動産業者、管理業者等から居住地域の正しい分別方法を聞き、分別を徹底します。
	事業者の役割 不動産業者や管理業者、介護者派遣業者等は、行政と協働し、住民への啓発、指導を行います。
	行政の役割 転入手続き時の窓口での啓発、不動産業者や管理業者を通じての啓発、介護者(業者)への分別指導を行います。

3-2 リサイクルの推進

施策3 Recycle（リサイクル）の促進

令和3年6月に成立・公布され、翌年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法は、プラスチック製品の流通全体における各主体それぞれが行うべき資源循環の取組が盛り込まれています。

本組合においては、令和14年度の供用開始を目標に資源リサイクル処理に係る広域化施設の整備を検討しています。また、容器包装プラスチックにおいては、今後も店頭回収導入店舗を支援するとともに、使用者に対する啓発を徹底します。

新規	住民の役割 資源物の店頭回収店舗を優先的に利用します。
	事業者の役割 資源物の店頭回収を積極的に実施します。資源リサイクル施設が稼働する際には、資源物収集の面で行政に協力します。
	行政の役割 事業者に対し資源物の店頭回収を支援し、住民に資源物回収について啓発を行います。 資源リサイクル施設整備の調査検討を行い、稼働目標年度に向けて施設整備を行います。

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）】

基本方針

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

個別の措置事項

～設計・製造～

製造事業者等が務めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。

～販売・提供～

ワンウェイプラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準を策定する。

～排出・回収・リサイクル～

プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にする。

製造・販売事業者等が製品等を自主回収・資源化する計画を作成する。

排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。

排出事業者等が再資源化計画を作成する。

(資料：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ 環境省)

施策4 新たな分別方法の周知徹底

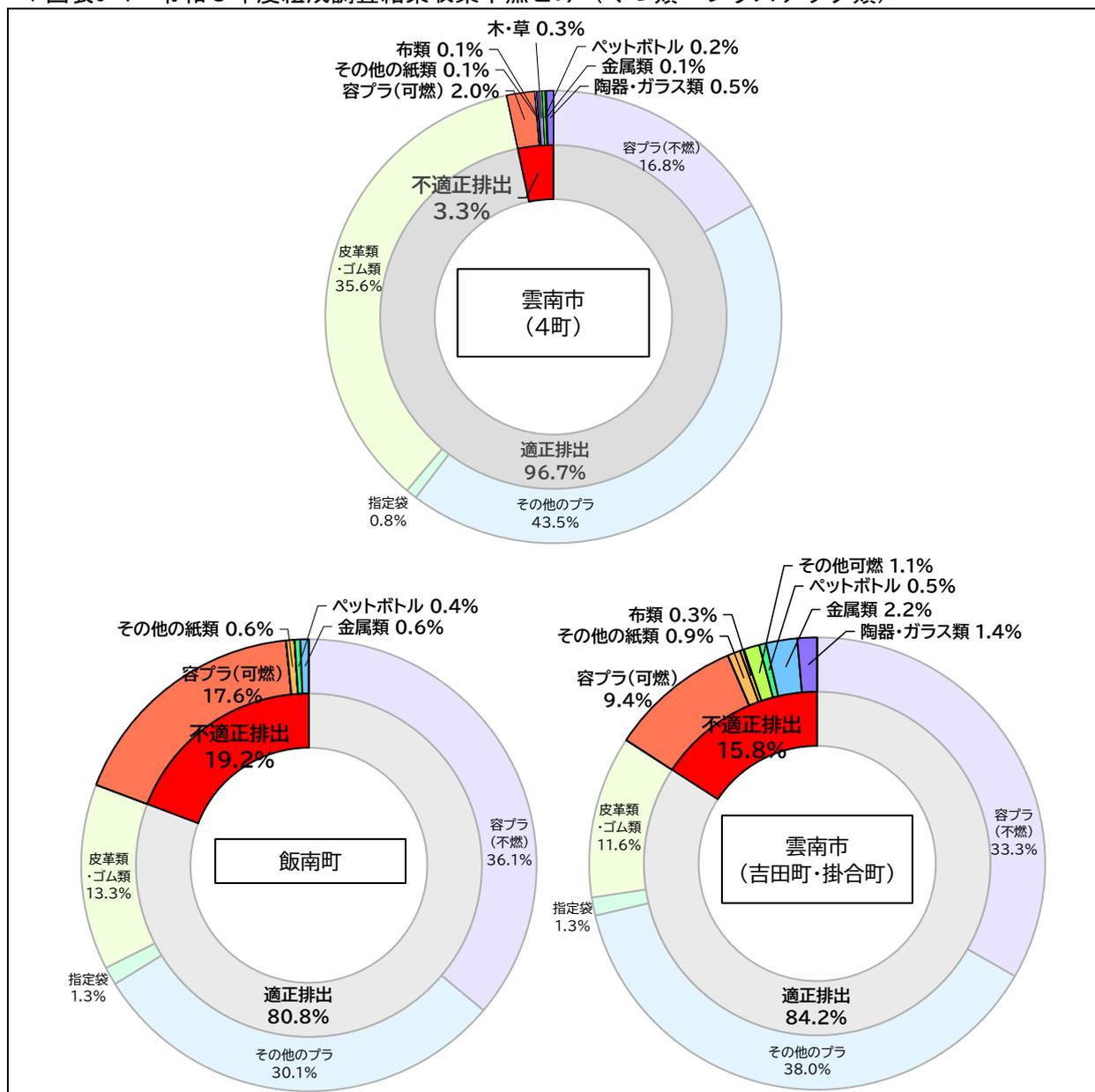
(1) ごみ処理統合と分別区分の統一

本組合管内の可燃ごみは、処理システムの違いにより令和2年度以前まではエネセンエリア及びいいしエリアにおいて異なる分別を行ってきました。これを、試行期間を経て令和3年度から雲南E Cにおいて統合処理としたことにより、雲南市及び飯南町が同じ分別方法となりました。

(2) 分別区分統一後の現状（令和3年度）

本組合では、可燃ごみ基本構想の策定に伴い、令和3年5月に雲南市及び飯南町のごみ組成調査を実施しました。その結果、分別方法の変更のあったいいしエリアにおいて、とくにくつ類・プラスチック類の不適正排出割合が高く、分別変更が定着していない実態が推察されました。（図表5-4 参照）

▼図表5-4 令和3年度組成調査結果収集不燃ごみ（くつ類・プラスチック類）



(3) 分別方法の周知徹底

不燃ごみは、破碎・選別処理を行いますが、どうしても処理困難となるもの（破碎残渣）は最終処分場へ埋立処分することになります。したがって、最終処分場の早期ひっ迫を回避するため、分別徹底についての広報・啓発を積極的に行うこととします。

可燃ごみは、雲南ECにおいて固形燃料（RDF）化し、サーマルリサイクル^{注)}として有効利用を図っています。このことから、可燃ごみについても分別徹底はもちろんのこと、生ごみの水切りについても積極的な広報・啓発を進めます。なお、固形燃料（RDF）は塩素濃度が高い場合、引き取り価格の低下や引き取り先の減少を招くため、生ごみの削減や塩素含有の高いごみの分別徹底について重点的な啓発を行っていきます。

追 加 ・ 継 続	<table border="1"><tr><td>住民の役割</td><td>事業者の役割</td></tr></table>	住民の役割	事業者の役割
	住民の役割	事業者の役割	
ごみの減量に努め、新たな分別方法を理解し正しく分別して排出します。			
	<table border="1"><tr><td>行政の役割</td></tr></table>	行政の役割	
行政の役割			
	新たな分別方法や分別の重要性・必要性について広報等で周知徹底します。		

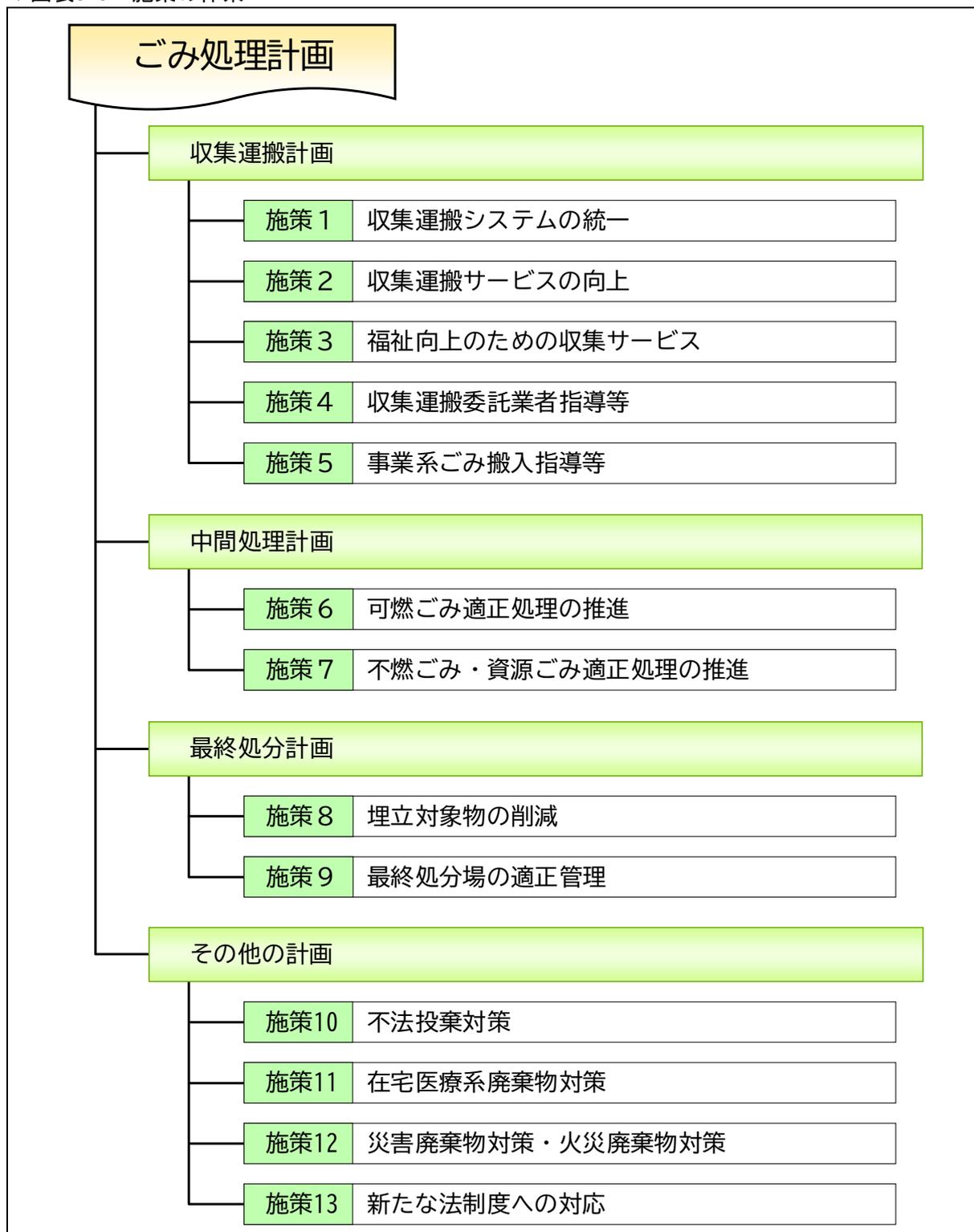
注) 廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。熱回収。燃料チップ、固形燃料、ペレット等の燃料としての利用はこれに含まれます。他のリサイクルとして、マテリアルリサイクル（廃棄物を原料として材料・製品へ再利用すること。）、ケミカルリサイクル（廃棄物を化学反応により組成変換した後、製品などの化学原料として再利用すること。）があります。

4. ごみ処理計画

《基本方針》

ごみの適正処理を推進するためには、住民、事業者、行政それぞれによる協働・協力が必要です。このため、行政は、処理方法等の統一化やサービスの均一化を基本に適切な施策を進めること、一方の住民及び事業者は、これを遵守していくことにより、地域の環境保全と、快適な生活環境の実現を図ることとします。

▼図表5-5 施策の体系



4-1 ごみ処理方法及び処理体制

ごみは、ごみ処理方法に沿って適切に分別・排出され、これを処理（収集）者側が適切に受け取り、適切に処分していくことが必要です。したがって、必要で適切な処理体制の構築とともに、分別方法や処理工程の分かりやすい情報発信が欠かせません。

【排出段階】

排出段階における再利用や発生・排出削減については、排出者である住民又は事業者が行います。

雲南市、飯南町及び本組合は、適正処理を推進するため、再利用や発生・排出削減について、排出者への支援等を行うものとします。

【収集・運搬】

ごみの適切な収集・運搬は、自治体の責務であり、現状どおり本組合が主体となって行います。家庭ごみの収集・運搬は、委託により行いますが、事業系ごみについては、事業者自ら、あるいは収集運搬許可業者によるものとします。

【処理・処分】

ごみの中間処理、最終処分は本組合の業務ですが、ごみ処理方式上処理困難物が生じた場合などには、民間委託により適切な処理を行うものとします。

また、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者又は排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

▼図表5-6 ごみ処理体制

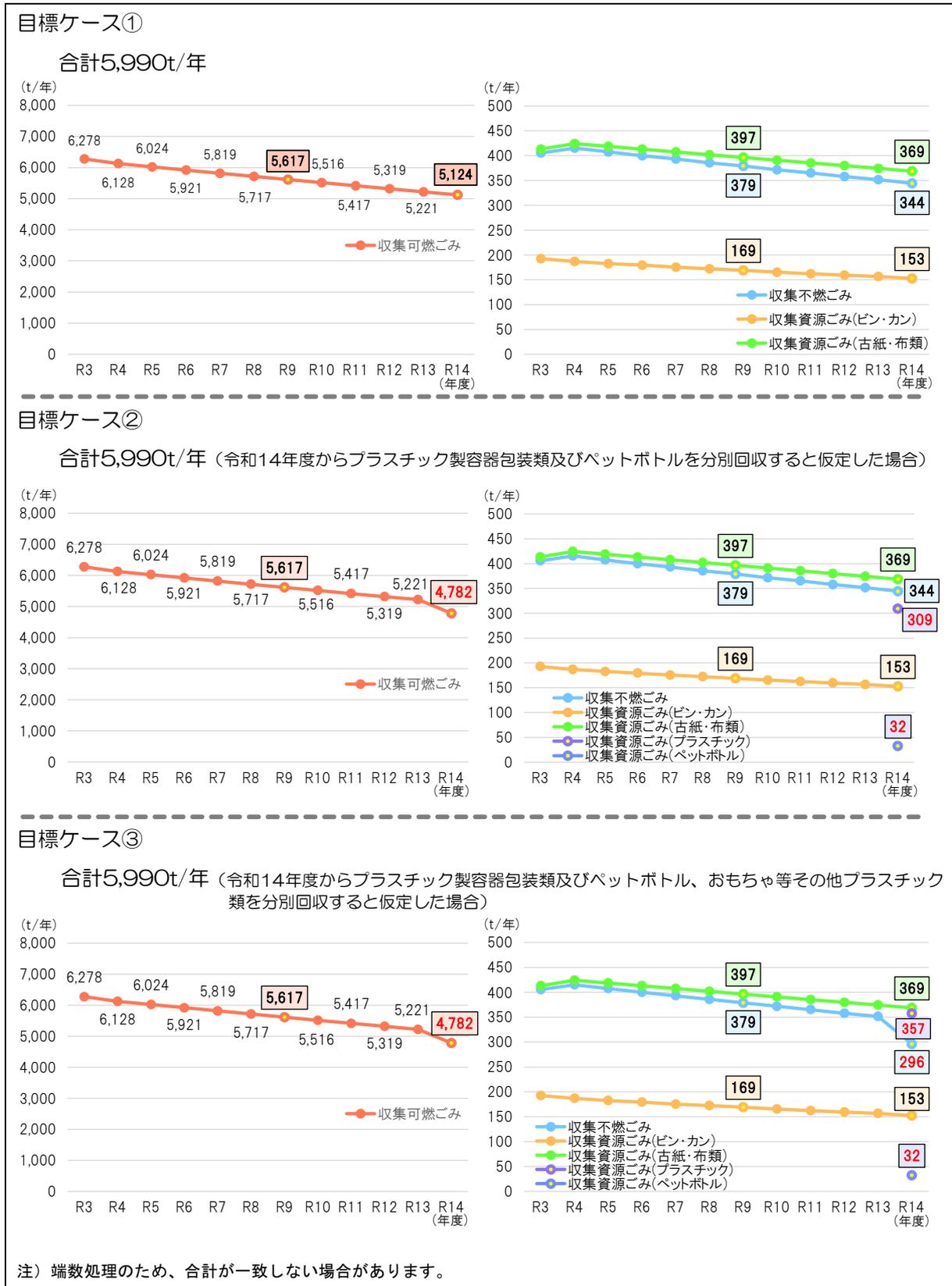
排出者	ごみ種類	排出段階	収集・運搬	中間処理	最終処分
住民	可燃ごみ	住民	本組合	本組合	本組合
	不燃ごみ				
	粗大ごみ				
	資源ごみ				
	有害ごみ				
事業者	可燃ごみ	事業者		本組合	本組合
	不燃ごみ				
	粗大ごみ				
	資源ごみ				
	有害ごみ				

4-2 収集運搬計画

(1) 収集運搬量の見込み

収集運搬量は、人口減とごみ排出抑制目標値の設定により減少するものと見込み、令和14年度において合計5,990t/年（可燃、不燃、資源の合計）と見込まれます。

▼図表5-7 収集運搬量の見込み



(2) 収集・運搬に関する施策

施策1 収集運搬システムの統一

本組合管内すべての可燃ごみを雲南E Cで統合処理するため、約2年の試行を経て雲南市、飯南町の可燃ごみの分別区分の統一を図り、令和3年度の中途から本格実施としました。

具体的には、いいしエリアの分別方法をエネセンエリアに合わせる形を取りました。また、令和5年4月1日からは、可燃ごみに係る処理手数料及び指定袋のサイズ・金額とも統一化することから、不燃ごみとともに可燃ごみについても2市町同一サービスとなります。

これら住民サービスの均一化は、ごみの排出抑制や分別徹底の促進には不可欠であり、業務の効率化はもとより、適正なごみ処理システムの構築・強化につながるため、今後とも住民サービスや収集システムなどのあるべき最善策について検討を行うものとします。

追 加 ・ 継 続	住民の役割
	行政による住民サービスを維持するため、排出抑制や分別徹底に取り組みます。
	行政の役割
	住民サービスの均一化、収集システムの統一を行っていきます。



本組合誕生後、長らくの間、雲南市と飯南町のごみ処理は異なる2方式によるものでしたが、出雲市への委託処理が終了したことから、分別方法の統一や収集システムの見直しを行いました。

施策2 収集運搬サービスの向上

ごみの収集回数を増やすことや収集ステーションの増設などにより、ごみの収集運搬サービスが向上しますが、一方で経費の増加を招くことから、費用対効果を考慮し、今後の対応を検討する必要があります。なお、収集ステーションは住民要望により設置しているため、通常の維持管理は、住民側で担うものとしています。

継 続	住民の役割	地区ごとに、収集ステーションの管理を徹底します。
	行政の役割	住民サービスと行政負担のバランスを考慮しつつ、住民要望にできる限り応えます。

※適切に管理されている収集ステーションの例



雲南市木次町



雲南市掛合町



飯南町

施策3 福祉向上のための収集サービス

高齢化社会の進展は、要介護者・要支援者、障がい者の増加につながり、日々のごみ出しが困難となる場合が想定されます。とくに、車両や体力を必要とする粗大ごみの排出に関して何らかの施策が必要なことから、今後の支援体制について検討していくものとします。

継 続	住民の役割	近隣住民、地区住民により、介護が必要な住民・障がいのある住民を支援します。
	行政の役割	介護が必要な住民、障がいのある住民を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討していきます。



施策4 収集運搬委託業者指導等

ごみの収集・運搬は、ごみの排出者と処理者の間で適切な受け渡しを行う重要な作業であることから、収集運搬委託業者に対して適切な指導を徹底します。なお、分別が不十分なごみは収集を行わず、再分別票（不徹底内容表示）を貼付して排出者の分別徹底を促しており、収集運搬委託業者に対してその趣旨の理解を図るとともにスムーズな実行を求めます。

継続	住民の役割 分別を徹底します。
	収集運搬委託業者の役割 適切な収集運搬を行います。分別不徹底ごみについては再分別票を貼り付けた上で収集を行わない旨を理解し、実行します。
	行政の役割 収集運搬委託業者に対し適切な収集・運搬を行うよう指導します。分別不徹底のごみについては、再分別票を貼り付けた上で収集を行わない旨を周知し、実行するよう指導します。

施策5 事業系ごみ搬入指導等

現在、事業系ごみの本組合施設への搬入は、事業者自らか、本組合、雲南市、飯南町のいずれかが許可する収集運搬許可業者によるかの2通りによるものとなっています。一方、事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと法定化されていることから、収集運搬許可業者を含む排出事業者に対して、ごみの再利用や再資源化による発生・排出削減、分別徹底を指導します。とくに大量のごみを排出する業者に対しては、廃棄物処理担当者の選任やごみ減量・再資源化等促進計画書を提出させるなどにより、指導強化を図っていきます。

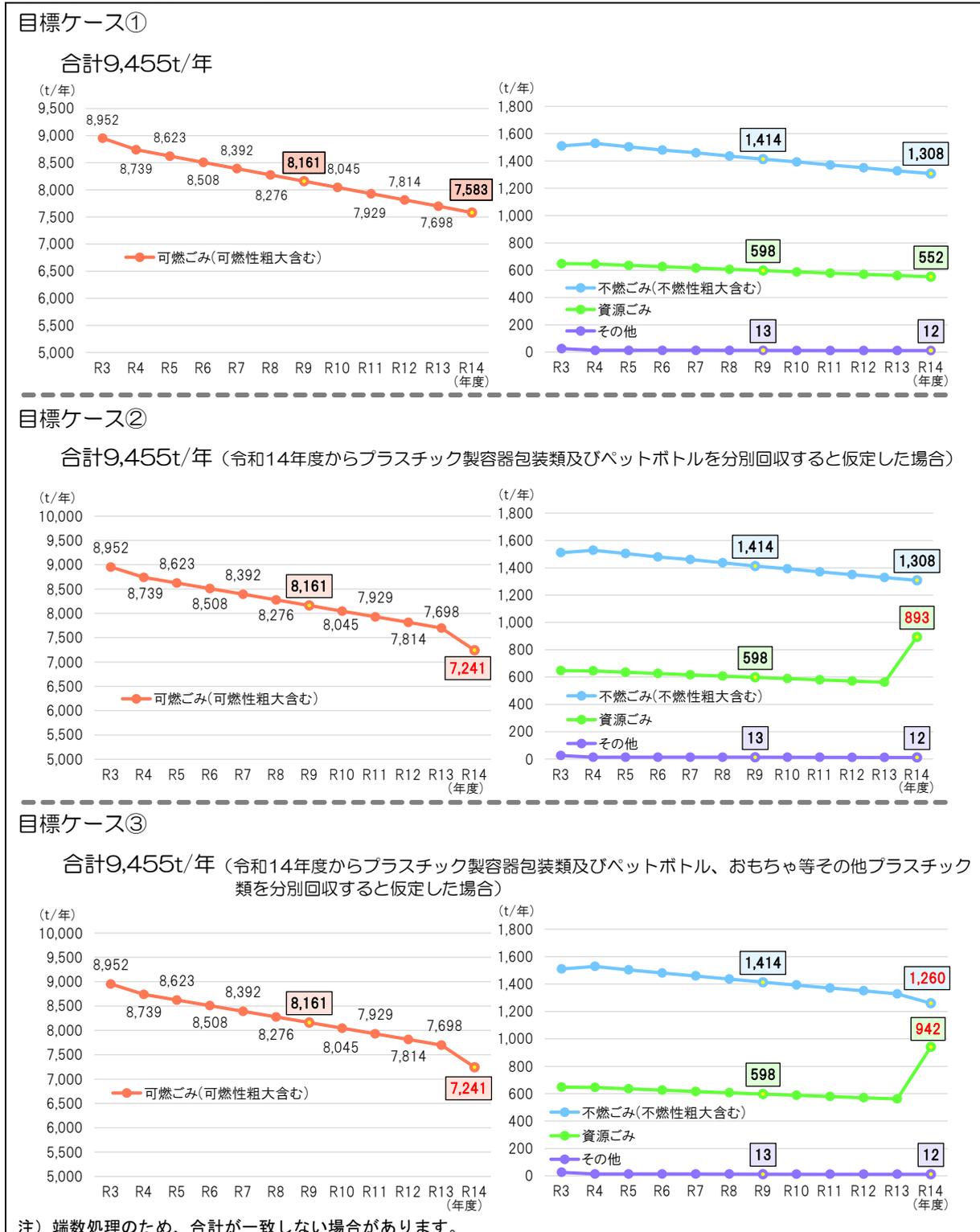
継続	事業者の役割 自らの責任においてごみの適正処理を徹底します。とくに、多量にごみを排出している事業者は廃棄物処理担当者を選任し、ごみ減量及び再資源化等を進めるための計画書を提出します。
	行政の役割 ごみの発生・排出削減を指導するとともに、分別徹底を指導します。とくに、多量にごみを排出している事業者に対しては、廃棄物処理担当者の選任やごみ減量、再資源化等を進めるための計画書を提出させるなど、指導強化を図ります。

4-3 中間処理計画

(1) 中間処理量の見込み

ごみの中間処理に係る年間排出量は、排出削減目標の達成により減少すると見込み、令和14年度において9,455t（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他の合計）と見込まれます。なお、令和14年度からプラスチック類の分別を行うとした場合の想定を含め、中間処理量の見込みを3パターン化しました。

▼図表5-8 中間処理量の見込み



(2) 中間処理に関する施策

施策6 可燃ごみ適正処理の推進

令和3年11月12日より、雲南ECにおいて雲南市と飯南町の可燃ごみの統合処理を開始し、これによって両市町全量分のごみが固形燃料（RDF）化されています。したがって、今後とも効率的な施設運営を行うとともに、不測の大規模補修等が発生しないよう定期的な機能検査とこれに基づく補修・更新を行います。長期的には、令和14年度の稼働を目標に新可燃ごみ広域処理施設について、周辺自治体とともに事業推進を図っていきます。（詳細は第7節参照）

追加・継続	<table border="1"><tr><td>住民の役割</td><td>事業者の役割</td></tr><tr><td colspan="2">分別不徹底ごみによる設備の破損を招かぬよう、ごみの分別を徹底します。</td></tr></table>	住民の役割	事業者の役割	分別不徹底ごみによる設備の破損を招かぬよう、ごみの分別を徹底します。	
	住民の役割	事業者の役割			
分別不徹底ごみによる設備の破損を招かぬよう、ごみの分別を徹底します。					
	<table border="1"><tr><td>行政の役割</td></tr><tr><td>定期的な機能検査の実施、補修計画、設備更新計画を立案し、安定的な処理を行います。</td></tr></table>	行政の役割	定期的な機能検査の実施、補修計画、設備更新計画を立案し、安定的な処理を行います。		
行政の役割					
定期的な機能検査の実施、補修計画、設備更新計画を立案し、安定的な処理を行います。					

施策7 不燃ごみ・資源ごみ適正処理の推進

雲南市と飯南町の不燃ごみ・資源ごみの処理先は、エリア別にいいしCCとプラザとなっており、それぞれの施設において破碎・選別等を行っています。それぞれの施設とも平成15年、平成16年の供用開始で整備後の経過年数が比較的短いことから、当面は継続して使用することとしますが、今後とも効率的な施設運営を行うこと、また、不測の大規模補修等を回避できるよう定期的な機能検査や補修・更新を行うものとします。長期的には、令和14年度の稼働を目標に次期不燃ごみ広域処理施設について、周辺自治体とともに事業推進を図っていきます。（詳細は第7節参照）

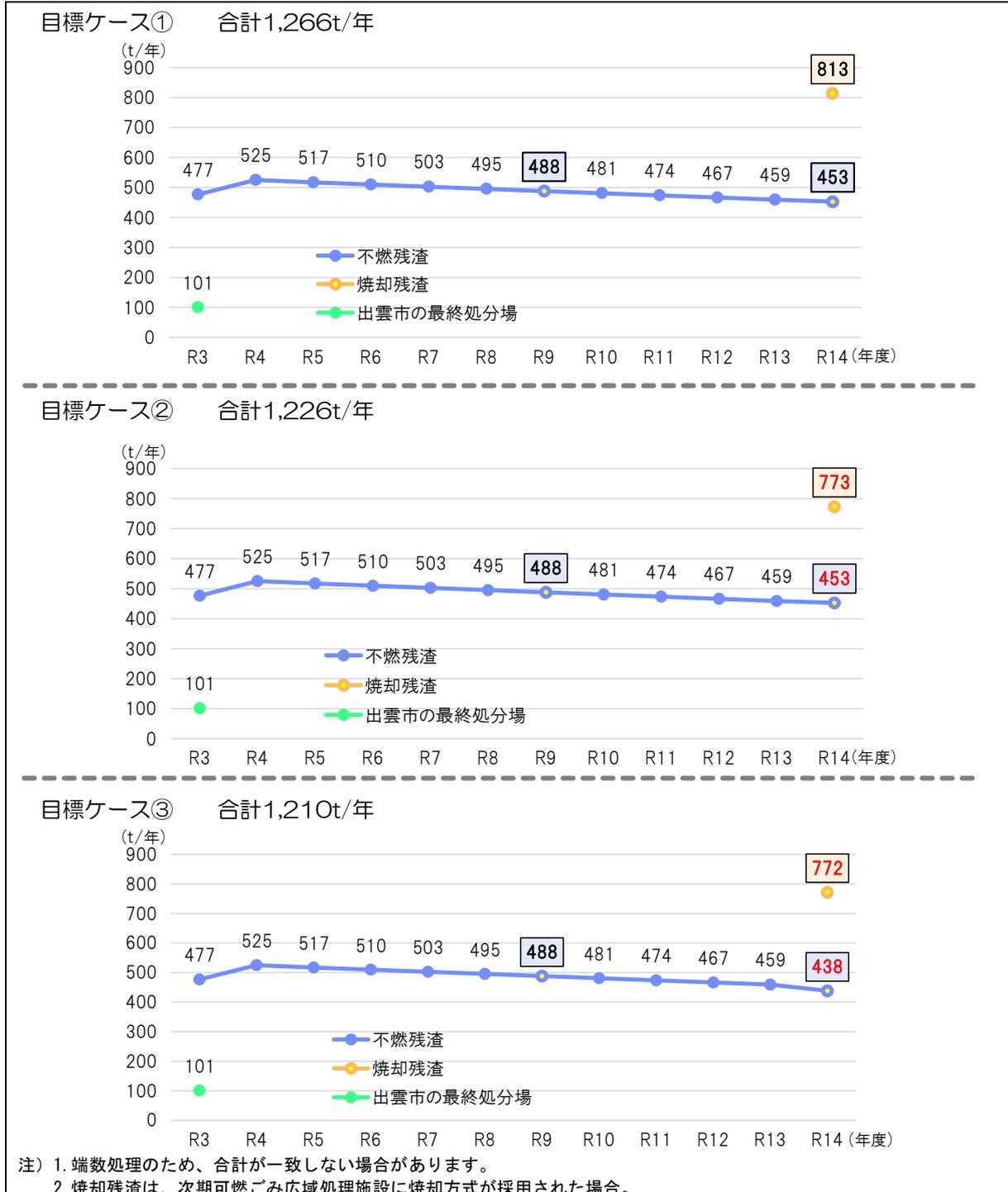
継続	<table border="1"><tr><td>住民の役割</td><td>事業者の役割</td></tr><tr><td colspan="2">分別不徹底ごみによる設備の破損を招かぬよう、ごみの分別を徹底します。</td></tr></table>	住民の役割	事業者の役割	分別不徹底ごみによる設備の破損を招かぬよう、ごみの分別を徹底します。	
	住民の役割	事業者の役割			
分別不徹底ごみによる設備の破損を招かぬよう、ごみの分別を徹底します。					
	<table border="1"><tr><td>行政の役割</td></tr><tr><td>定期的な機能検査の実施、補修計画、設備更新計画を立案し、安定的な処理を行います。</td></tr></table>	行政の役割	定期的な機能検査の実施、補修計画、設備更新計画を立案し、安定的な処理を行います。		
行政の役割					
定期的な機能検査の実施、補修計画、設備更新計画を立案し、安定的な処理を行います。					

4-4 最終処分計画

(1) 最終処分量の見込み

本組合管内での最終処分対象物は、不燃残渣です。なお、令和3年度までの出雲ECへの可燃ごみの委託処理に係る溶融残渣は、同じく出雲市の最終処分場への委託処分としていました。令和14年度からの稼働を目標としている次期可燃ごみ広域処理では、焼却残渣^{注)1}の発生を想定し、本組合の令和14年度最終処分量は、目標ケース①では1,266t、目標ケース②では1,226t、目標ケース③では1,210tと見込まれます。

▼図表5-9 最終処分量の見込み



注) 1. 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

2. 焼却残渣は、次期可燃ごみ広域処理施設に焼却方式が採用された場合。

※令和4年4月に策定した可燃ごみ基本構想において、次期可燃ごみ広域処理施設の処理方式は、焼却施設、メタン化施設+焼却施設、炭化施設のいずれかの採用を想定しています。どの方式を採用した場合においても焼却残渣の処分が必要となります。

(2) 最終処分に関する施策

施策8 埋立対象物の削減

不燃ごみは、破碎・選別を行うことで埋立物が減量化・減容化でき、結果的に最終処分場の延命化につながります。本組合として、必要な設備・施設の適切な維持管理を行いますが、一方で、物を大切にすることの重要性、とくに不燃ごみや不燃性粗大ごみを大量に発生させないライフスタイルや事業形態が重要であることなどについて、住民、事業者に積極的に啓発、指導を行うものとします。

継続	住民の役割 事業者の役割 物を大事にするというライフスタイルを築き、ごみの発生・排出削減に努めます。
	行政の役割 物を大事にするライフスタイル等について、住民への啓発、事業者への指導を行います。

施策9 最終処分場の適正管理

最終処分場は、対象物の埋立を行っている期間はもちろん、埋立終了後も、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要です。したがって、今後も法令に基づく維持管理を継続し、周辺環境の保全に努めるものとします。また、長期的には、残余容量が少なくなりつつあるプラザ併設の埋立最終処分場及び加茂不燃物処理場、いいしCC併設の埋立最終処分場に替わる新たな最終処分場の計画的な施設整備を検討します。（詳細は第7項参照）

継続	行政の役割 法令に基づく維持管理を継続して行い、周辺環境の保全に努めます。 次期最終処分場について、計画的な検討・整備を進め、安定的な最終処分を行います。
----	--



写真：いいしクリーンセンター（クローズド型処分場）

4-5 その他の計画

施策10 不法投棄対策

本組合構成自治体である雲南市、飯南町をはじめ、住民や警察等関係機関との連携により不法投棄防止対策を実施します。

具体的には、本組合構成市町が主体となって行う監視パトロールの継続実施及び不法投棄発見事案の警察との情報共有のほか、郵便事業者などとの連携などにより、体制を強化するものとします。

継 続	住民の役割 雲南市、飯南町及び警察、郵便事業者などとの連携を図り、不法投棄の監視強化に協力します。
	行政の役割 雲南市、飯南町、住民、警察、郵便事業者などとの連携を図り、不法投棄の監視強化の取組を実施していきます。

施策11 在宅医療系廃棄物対策

本組合では、医師等によらず患者自らが行う医療処置で生じた使用済み注射針については収集対象としていません。ごみ袋への使用済み注射針等の混入は、ごみ収集者のけがや感染等重大な事象につながるため、住民に対して適正処理の徹底を呼び掛けるとともに、医師会への協力要請を進めることとします。

また、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等に罹患した際の在宅療養に伴う廃棄物も、収集・処理上大きなリスクとなっています。ごみ袋の空気を抜き、袋の口をしっかりと縛るなどして密閉を徹底することで安全性を保つことができるため、排出者への周知・啓発を徹底します。

なお、基本的に医療関係機関等から生じた感染性廃棄物については本組合では収集・処理を行っていないことから、より一層の適正処理について、医療機関等に要請します。



継 続	住民の役割 安全で適正なごみの収集及び処理ができるよう、分別を徹底し、適正に排出します。
	事業者の役割 医療機関や薬局等の医療関係事業者は、自らが医療処置を行う住民に対し、安全かつ適切な排出ができるよう、行政と協力し、必要な情報提供や指導を行います。
	行政の役割 在宅医療廃棄物について安全・適切な収集・処理が行えるよう、情報提供、意識啓発を行います。また、医療機関や薬局、医師会等に協力を要請します。

施策12 災害廃棄物対策・火災廃棄物対策

災害廃棄物は被災地域周辺で散在・散乱することが多く、徹底した対応が求められるため、適切な処理に向けては基本的に雲南市及び飯南町の「地域防災計画」ならびに「災害廃棄物処理計画」に従うことが必要です。また、発災後は島根県及び関係業界団体等に対して応援要請を行う事例が多いことから、関係機関との日常的な連携強化に努めます。



加えて、火災等により一時的に大量に発生する廃棄物は、通常のごみ分別区分による排出や受入が困難となるため、こうした廃棄物が生じた場合は、本組合の一般廃棄物処理手数料条例に示す「特別な事由があると認めたもの」として手数料の減額・減免措置を講ずることとします。

一方、火災廃棄物を含め、本組合の処理システムでは対応できない廃棄物については民間への処理委託としていることから、現在検討中の次期一般廃棄物処理施設において、災害廃棄物や火災廃棄物に強い処理方式の導入を検討するものとしてします。

継 続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住民の役割</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者の役割</div> </div> <p>災害時は、ごみの迅速な回収のため、本組合が行う収集運搬や適正処理に協力します。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政の役割</div> <p>雲南市及び飯南町の地域防災計画や災害廃棄物処理計画に従い、安全かつ迅速に収集し、処理するための体制を構築します。</p>

施策13 新たな法制度への対応

平成 29 年 8 月施行の「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」を受け、廃棄物処理法施行令、大気汚染防止法等が順次改正されています。これらは、水銀による重大な環境汚染や健康被害を防止するため講じられたものです。

本組合では、不要となった水銀を含む製品（体温計・血圧計・温度計など）は、基本的に有害ごみとして分別収集を行っているため、今後もこれらが可燃ごみや不燃ごみ等に混入しないよう、法規制や分別方法について住民周知を徹底するものとしてします。

新 規	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住民の役割</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者の役割</div> </div> <p>水銀使用製品の分別方法を理解し、分別を徹底します。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">行政の役割</div> <p>水銀使用製品の分別について、住民周知を図り、不要となったものの回収について検討します。</p>

第6節 その他

1. ごみ減量化推進体制

ごみの減量化の推進に向けては、排出者と処理者が互いに課題に気づき合い、行動を起こすことが重要です。たとえば、住民、事業者、行政が一堂に会し、ごみ問題等について話し合い、お互いに理解し合うことが有効と考えられることから、本組合においては、本組合構成市町の既存の協議会等と連携し、課題解決に努めることとします。

2. 事業者の協力

廃棄物のもととなる製品・流通容器等の製造・加工・販売等を行う事業者に対して、不要となった容器等の自主回収ルートの確立、ごみにならない容器への転換・利用促進を要請することでごみの減量化を進めます。また、適正処理困難物^{注)}等の処理施設整備について島根県、国等の関係各機関への要請を行っていきます。

3. 地域の諸計画への対応

本組合管内では、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通により、人の動きの活発化や物流の効率化が進み、結果的に観光入り込み客数の増加や企業誘致の活発化に結びつきました。今後とも実績の向上に期待がかかる一方、観光客の排出ごみや事業系一般廃棄物の確実な処理を進めることで、より優位な観光地化や更なる企業誘致の実現が叶うものと考えられます。

こうしたことを踏まえ、本組合では、各市町の総合計画や振興計画等について注視しつつ、適宜、必要な対策を講じていくものとし、とくに新たなごみ処理の広域化に関しては、今後の動向を踏まえて適切な計画策定と整備推進を図ります。

4. 脱炭素社会への対応

令和2年10月、日本国政府は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指すと宣言しました。（カーボンニュートラル宣言）

本組合管内では、令和4年6月に雲南市が脱炭素社会構築に向けた「雲南市脱炭素宣言」を表明。また、飯南町においても「第2次飯南町総合振興計画後期基本計画・第2期飯南町総合戦略」の基本施策のなかに地球温暖化防止対策の推進を掲げています。

本組合では令和3年に第4期地球温暖化対策実行計画を策定しており、今後とも本組合管内の各施設から排出する二酸化炭素排出量を把握し、削減目標に取り組むこととし、社会情勢に合わせ必要に応じて計画の見直しを図るものとし、

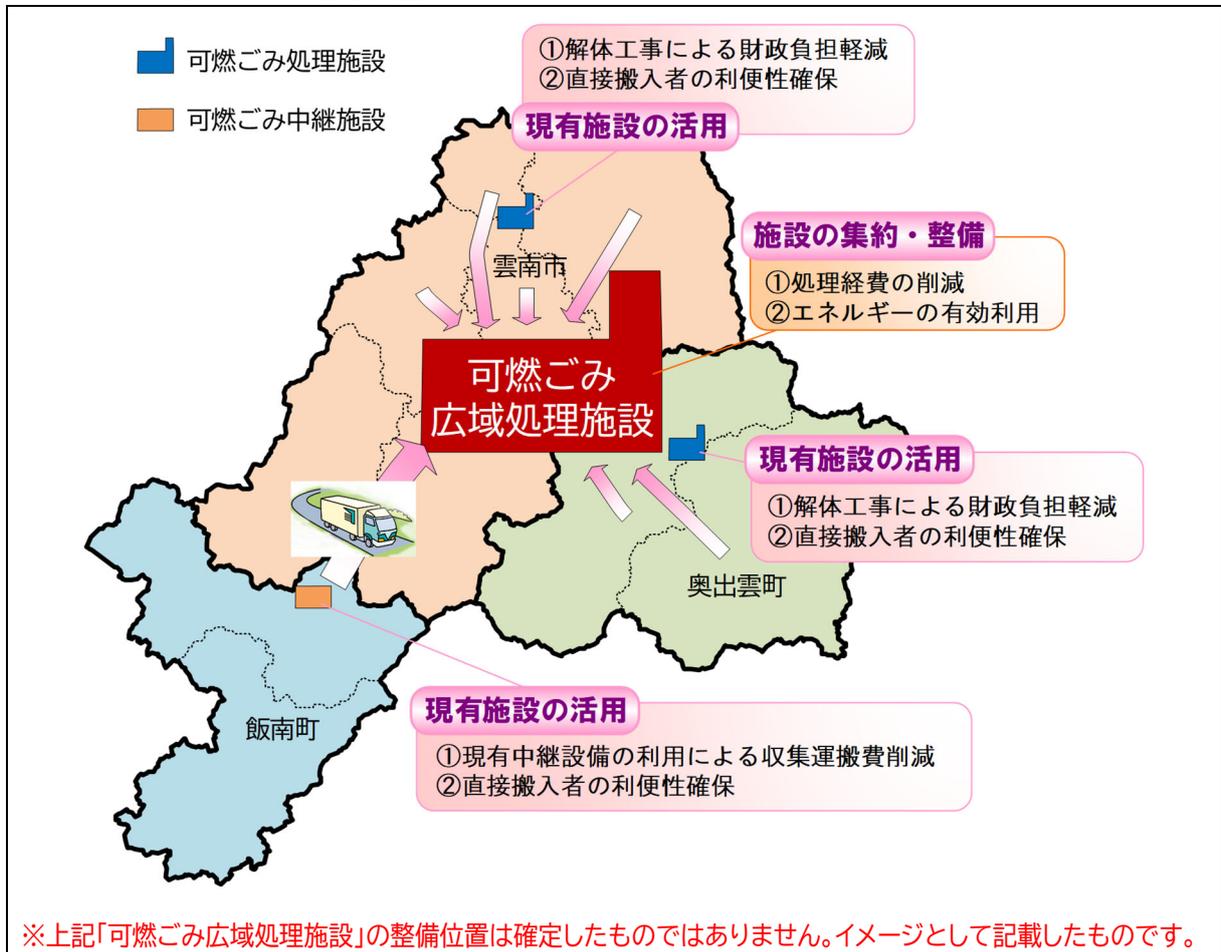
注) 処理困難物については「第1節 3. 計画対象廃棄物」参照のこと。

第7節 施設整備計画

1. 次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想

雲南ECでは、当初の整備から20年が経過した令和元年度から2年度にかけておよそ10年間の延命化を目標とする大規模改修工事を行いました。また、これとは別に、毎年度機能検査に基づく劣化更新工事を行っており、これらによって令和13年度頃までは現行施設の継続使用が可能と想定していますが、この間、隣接の奥出雲町との共同による調査・研究を加速化させ、新たなごみ処理に係る広域施設整備を推進するものとします。なお、新たな施設は策定済みの可燃ごみ基本構想に沿って、令和14年度の供用開始を目標とします。

▼図表 7-1 可燃ごみ処理施設整備イメージ



▼図表 7-2 可燃ごみ処理施設整備工程案

区分	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
用地選定・合意															
可燃ごみ処理施設															
計画支援															
施設整備															

令和14年度(2032年度)に施設の供用を開始するためには、令和6年度から調査・設計等に着手が必要。よって、令和5年度内に用地決定。

調査・設計
アセス
許認可
発注支援 など

敷地造成 プラント工事

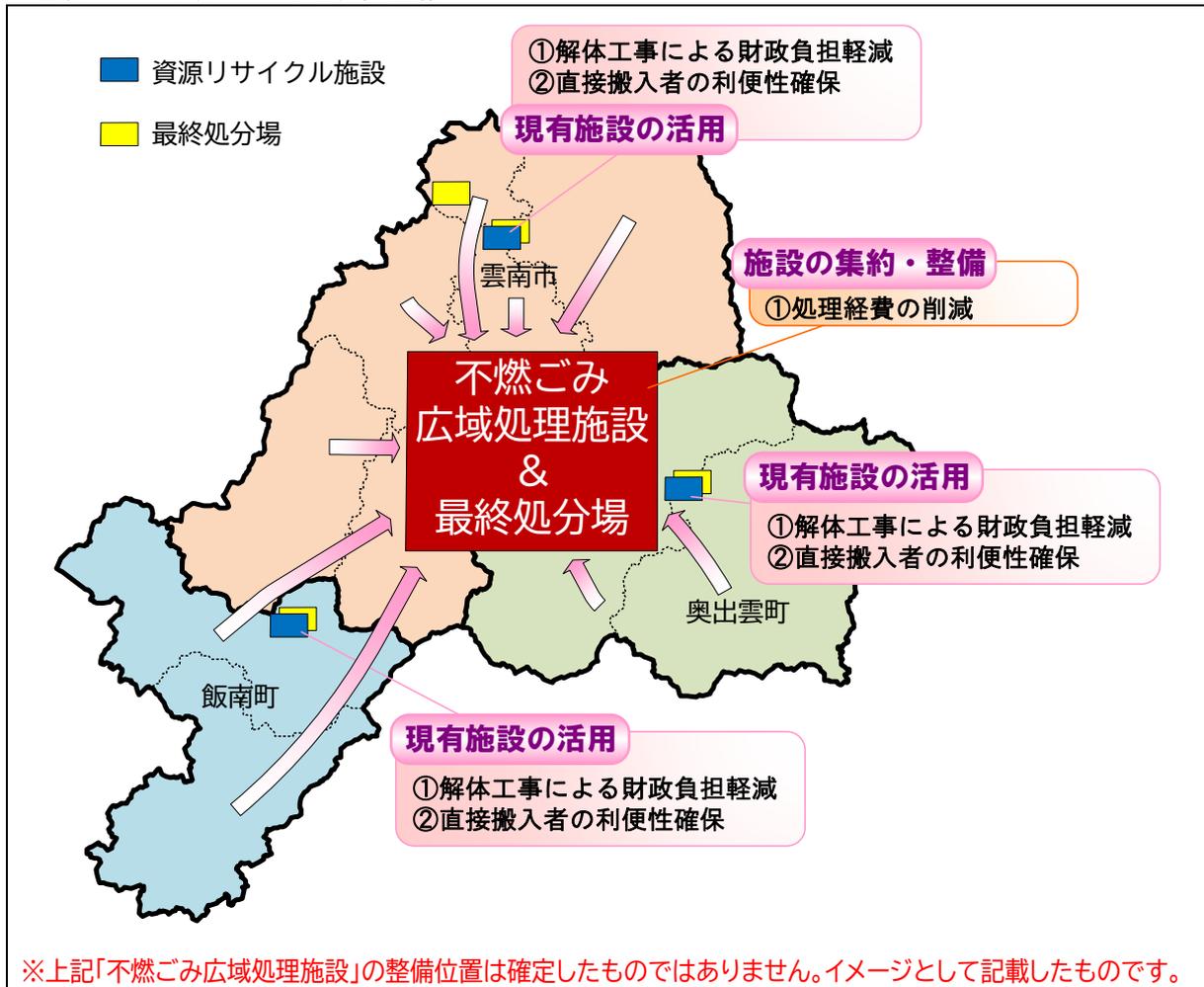
供用開始

※上記「可燃ごみ処理施設整備工程案」は確定したものではありません。最短での事業実施案を記載したものです。

2. 次期不燃ごみ広域処理施設整備基本構想

本組合管内の将来的な不燃ごみ等の処理については、別途策定の可燃ごみ基本構想及び不燃ごみ基本構想の内容に沿って進めることとします。したがって、資源リサイクル施設および最終処分場いずれも、可燃ごみ広域処理施設の供用開始目標年度である令和14年度の供用開始を目標としますが、最終処分場については、用地決定後の施設整備に要する期間が他の施設と異なり、整備項目が少ないことから、比較的短期間で終了することが想定されます。

▼図表 7-3 不燃ごみ処理施設整備イメージ



▼図表 7-4 不燃ごみ処理施設整備工程案

区分	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
用地選定・合意															
資源リサイクル施設															
計画支援															
施設整備															
最終処分場															
計画支援															
施設整備															

令和14年度(2032年度)に施設の供用を開始するためには、令和6年度から調査・設計等に着手が必要。よって、令和5年度内に用地決定。

令和6年度から調査・設計等に着手できれば、最短で令和11年度(2029年度)に施設の供用を開始することが可能。

調査・設計 アセス 許認可 発注支援 など

敷地造成 プラント工事

調査・設計 アセス 許認可 発注支援 など

実施設計 現地工事 供用開始

※上記「不燃ごみ処理施設整備工程案」は確定したものではありません。最短での事業実施案を記載したものです。